

# 官報

号外  
国会会議録

令和七年十二月十六日

## ○第二百十九回国参議院會議録第十号

令和七年十二月十六日(火曜日)

午後四時一分開議

### ○議事日程 第十号

令和七年十二月十六日  
午後四時 本会議

- 第一 令和七年度一般会計補正予算(第1号)
- 第二 令和七年度特別会計補正予算(特第1号)

### ○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一及び第二
- 一、高次脳機能障害者支援法案(衆議院提出)
- 一、一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、特別職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

令和七年十二月十六日 参議院會議録第十号

令和七年度一般会計補正予算(第1号)外一件

- 一、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

### ○議長 関口昌一君

これより會議を開きます。

### 日程第一 令和七年度一般会計補正予算(第1号)

以上兩案を一括して議題といたします。  
まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長藤川政人君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔藤川政人君登壇、拍手〕

○藤川政人君 ただいま議題となりました令和七年度補正予算二案の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補正予算二案は、去る十二月八日に国会に提出され、同日、財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆

議院から送付の後、十二日から本日まで、高市内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行いました。

質疑は、財政に関する内閣の基本姿勢、物価高対策の実効性、官公需における価格転嫁の促進、

自動車関連諸税の妥当性、子育て支援の観点から踏まえた税制の在り方、消費税の課税実態と課題、

給食の無償化に係る財源確保の在り方、いわゆる年収の壁対策、物価高騰を踏まえた診療報酬改定の在り方、賃上げに向けた施策の重要性、日米政

府の戦略的投資に関する課題、地方中小企業の成長力強化の重要性、我が国を取り巻く安全保障環

境への対処、外国人の不動産取得をめぐる対応など、多岐にわたりましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論、採決の結果、令和七年度補正予算二案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

### ○議長 関口昌一君

兩案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。森本真治君。

〔森本真治君登壇、拍手〕

○森本真治君 立憲民主・社民・無所属の森本真治です。

ただいま議題となりました令和七年度補正予算二案について、反対の立場から討論いたします。

二〇二二年のウクライナ危機による世界的な資源高に端を発すると言われる我が国の物価高は、

長期間にわたって国民の暮らしを圧迫しています。消費者物価指数は三年七か月にわたり前年比二%を超える上昇を続け、実質賃金は十か月連続

でマイナスとなっております。未曾有の物価上昇が続く中、米国の関税措置というまさに国難とも言える事態に直面し、本年の七月九月期の実質GDPは年率で二・三%のマイナス成長となりました。

こうした状況下で、まず指摘しなければならぬのは、政府の経済対策及び補正予算の提出が余りにも遅過ぎたという点です。

現下の物価高局面において、とりわけ食料品の価格は前年比六%を超える上昇が一年近く続き、品目数も通年で二万品目以上が値上がりをしてい

る中で、特に弱い立場にある方々の暮らしは困難な状況に置かれています。

立憲民主党は、本年一月の段階で令和七年度本予算の修正を主張、四月にも物価高対策と併せて米国の関税に備えての経済対策をまとめ、政府に

対してその取組を促してきました。

しかしながら、自民党政権は重い腰を上げることなく、参議院選挙に突入、早期の物価高対策を望む民意が示されました。しかし、自民党は、選挙後、党内政局に明け暮れ、今日まで実に四か月

以上もの政治空白をもたらしました。苦しい国民生活を脇目に権力闘争に没頭した自民党の無責任な態度に強く抗議いたします。

さらに、長い政治空白を経てようやく策定された政府の経済対策は、国民生活の下支えとは無縁の措置が多く含まれた規模ありきのものであり、

今求められている対策とは到底言えません。

我々立憲民主党は、独自に、くらし・いのちを守り、賃上げを加速する緊急経済対策を発表し、

国民の期待に応える物価高対策、市場の信認に込める堅実な財政の在り方を示しました。

本補正予算は、我々の考えとは相入れない点多くありますので、本補正予算に反対し、以下、主な理由を申し述べます。

反対の第一の理由は、物価高に直面する中低所得者層への迅速な家計支援が不十分な予算となっている点です。

立憲民主党は、中低所得者世帯一人当たり三万円、子供一人当たり二万円の給付を主張しております。この点、補正予算に子供への給付が盛り込まれたことは一定の評価をいたしますが、中低所得者への給付は措置されておりません。

生活の苦しさは、子育て世帯に限らず、ワーキングプアの方や年金生活者など様々な世帯に広がっており、こうした方々に対する給付も併せて行つてこそ、今苦しんでいる方を誰一人取り残すことのない支援となります。

加えて、重点支援地方交付金に食料品の物価高騰に対する特別加算四億円が加算されることとですが、その内容、また即効性については各自自治体に御負担をお掛けすることになります。

委員会の質疑では、各自自治体に年内に予算化をお願いしたいとの答弁でしたが、各議会は既に十二月定例会を終えたところもあり、自治体間で支援が行き届くタイミングにはばらつきが生じます。自治体に過度な負担を押し付けるのではなく、国が責任を持つて行うべきです。

反対の第二の理由は、財政出動の規模がマーケットに無用な不安を与える懸念が残るということです。

物価上昇が続く中で野方凶に歳出を拡大すれば、物価上昇に歯止めが掛からなくなるおそれがあります。かかる状況下での補正予算編成について

では、追加財政を真に必要な規模に絞るとともに、その財源は税収の上振れや歳出改革、税外収入といった赤字国債に依存しない手法で確保すべきであります。

ところが、本補正予算の規模は昨年度を大幅に上回る十八・三兆円に達する上、その財源で最も大きな割合を占めるのは、八兆一千五百七十億円にも達する赤字国債の追加発行となっておりあります。

高市総理は、新規国債発行額は前年度の補正後予算を下回つたなどと胸を張りますが、政府の財政に対する姿勢が市場の信認に背くものであることを示すかのようになり、足下では長期金利が上昇し、円安も一段と進行しております。

このように、財政への目配りを欠き、国の根幹を揺るがしかねない無責任な本補正予算は、到底容認できるものではありません。

反対の第三の理由は、緊要性に乏しい事業が多数含まれた予算となっている点であります。

財政法第二十九条において、補正予算は予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出等のために作成できると定められております。しかしながら、本補正予算には、かかる要件が担保されているか疑わしい予算が多数盛り込まれております。

例えば、五千二十一億円が計上された防衛力整備計画対象経費については、安全保障環境がより一層厳しさを増す中で、防衛力を強化する必要性こそ認められるものの、中長期的な視点に立つて策定されるべき安全保障政策に係る予算は本来、当初予算に計上すべきものです。また、防衛関係費は令和五年度、六年度共に一千億円余りが不用

となつており、本補正予算に計上された防衛費も、昨年までと同じように使い切れないのではないのでしょうか。

さらに、基金にも約二・五兆円が措置されておりますが、複数年度にわたつて継続的に支出を行う基金への予算措置は、緊要性を要件とする補正予算とはなじまず、残高が積み上がっていることからも見直しは必須であります。

緊要性の乏しい事業の規模をむやみに拡大する財政法の趣旨を没却した予算は断じて受け入れることができません。

以上、本補正予算に反対する主な理由を述べました。

最後に、政治改革について一言申し添えます。現在、政治に対する信頼は地に落ちています。政治家は悪いことをするとのイメージが多くの国民にこびりついていきます。その原因の最たるものが、繰り返される政治と金の問題に係る政党や議員の不祥事です。

高市総理は、事件が起きるたびに改革の努力を行つてきたと予算委員会で答弁されましたが、不祥事を繰り返すのは自民党議員ばかりです。

突如として、今国会、議員定数削減を与党は強行しようとしたましたが、急ぐのは、政治と金の問題を根絶する第一歩である企業・団体献金の規制であることは言うまでもありません。

すると表明されました。しかし、大臣在任中はパーティーの開催を自粛する、これくらい徹底しないといけないのではないかと考えます。高市総理には是非その判断を求めたいと思います。

立憲民主党は、引き続き、国民生活を守る政策を最優先で進めていくと同時に、現在の政治不信から、国民の皆様は信頼していた。たく政治の実現のために政治改革に先頭に立つて取り組んでいく決意を申し述べ、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)  
○議長(関口昌一君) 長谷川岳君。

(長谷川岳君登壇、拍手)  
○長谷川岳君 自由民主党の長谷川岳です。私は、自由民主党、日本維新の会を代表し、令和七年度補正予算二案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

討論に先立ち、先日八日に発生した青森県東方沖の地震について、住民の皆様は、深夜の地震、津波の発生、そしてその後の余震など、引き続き不安な思いを感じられていると思います。皆様の安全を最優先に、与党としても警戒感を持つて取り組んでまいります。

まず冒頭、本予算委員会の審議につきまして触れさせていただきます。

参議院は熟議の府と言われております。本予算委員会におきましても、各会派の御意見、御質問に対し、十分な質疑時間を確保し、真摯に耳を傾けることを基本姿勢として、筆頭理事であられる田名部先生とともに、藤川委員長の下、委員会運営に当たつてまいりました。各会派の皆様は御協力に心より御礼を申し上げます。

今回の補正予算案は、我が国が直面する課題に

対応するとともに、強く成長する日本を実現するための予算となっております。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

第一に、物価高対策、燃料価格高騰対策を始め、地域社会において国民の暮らしをいかに守るかという点を最優先に据えたものである点です。多くの物価高に苦しむ声に対応するため、また、地域の実情に応じてきめ細かな対応を行うための予算を十分に確保しております。

一点、最も重要なのは、誰に何をどのような形でいつまでに届けるのか、この時間軸とスピード感、そして工程表であります。

今回、各省庁において制度設計やメニュー作りが真剣に検討された一方で、いつまでにとどのような形で届けるのかという時間軸への認識については、省庁間で差が生じたことも否めません。政府には、国民生活を守るという原点に立ち、今後は、施策の内容、そして全国の地方自治体との間での実施の時期や手法までを見据えた一体的かつ迅速な運営を各省庁において徹底されることを強く求めたいと思います。

第二に、高市政権が掲げる成長戦略に基づき、強い経済を実現するための施策が盛り込まれている点です。

高市政権は、食料安全保障、経済安全保障、エネルギー安全保障を地方の成長戦略へと結び付け、地方を始めとする日本経済を押し上げていくという明確な方針を打ち出しました。予算委員会との審議においても、高市総理は、地域資源を最大限生かした産業政策を進めると自ら述べられました。これは、日本の政策の在り方における大きな転換点であると考えております。

かつて我が国には、それぞれの地域が食卓を支え、エネルギーを支え、産業を支えたように、それぞれの持ち場で日本を背負い、決して豊かとは言えない生活の中にあっても希望に満ちた時代がありました。そこには、高い自尊心と誇りを持ち、未来への夢と希望に満ちた、地域が主役である日本の姿がありました。

高市政権は、こうした地域の誇りと潜在力を、安全保障という国家の根幹に関わる視点から改めて位置付けています。高市政権の掲げる地域未来戦略が更に磨き上げられ、地域の皆さんが再び、自分たちは日本の繁栄を背負っているんだという誇りと希望と未来への明るさを持つことのできる環境が実現することを期待いたします。

また、食料安全保障の確立に向けた農業構造転換集中対策期間における施策の着実かつ強力な推進、労務費や資材価格の高騰を踏まえたインフラの老朽化対策、防災・減災、国土強靱化対策に係る取組も着実に取り組むべき重要な課題です。

第三に、国民の安全と繁栄を支え、強い日本を実現する抑止力としての防衛力の強化にも力を入れている点です。

先般の中国によるレーダーの照射事案など、国際社会において緊張を高めかねない事案が現実的に発生しております。約三十分にもわたるレーダー照射は、不測の衝突に直結しかねない極めて深刻な行為であったと言わざるを得ません。しかしながら、高い抑止力と現場の自衛官の平和への希求に基づく強靱な自制心によって、最悪の事態は回避されました。これは日本人として誇るべきことであります。

政府には、安全保障環境が厳しさを増す中で、

自衛隊の人的基盤の強化、活動基盤の整備、さらには運用形態の早期確保に向けた施策について、その執行に全力を尽くすことが求められます。

防衛大臣におかれましても、高い発信力をもって、抑止力としての防衛力強化について、記者会見、SNSを活用し、国民、さらには国際社会に対し、丁寧かつ力強い説明を重ねてこられました。今後とも、その発信力を更に生かし、国家の安全と平和を背負い、抑止力を体現する自衛官の皆さんの使命感、誇り、そして自尊心を日本の誇りそのものとして、これまで以上に国内外へ発信していただくことを強く期待いたします。

以上、自由民主党、日本維新の会を代表して、令和七年度補正予算二案に賛成することを表明し、討論を終わります。(拍手)

議長(関口昌一君) 神谷宗幣君。

(神谷宗幣君登壇、拍手)

神谷宗幣君 参政党の神谷宗幣です。

参政党を代表し、令和七年度補正予算に対し、反対の立場で討論をいたします。

これまで三十年にわたって進められてきたコーポレートガバナンス改革によって、日本の大企業は株主利益の最大化を優先する経営を半ば強制されてきました。その結果、企業経営はコストカット経営を余儀なくされ、賃金は上がらず、下請は買いたたかれ、そうして捻出された利益は、配当や自社株買いなど、株主への還元に戻されてきました。この点を正さなければ、幾ら積極財政で予算規模を拡大しても、その恩恵は一部の富裕層に集まり、中間層の国民を貧困化させ、物価高で苦しむ国民生活を改善することはできないと考えています。

しかし、今回の補正予算の内容やこれまでの質疑を通じた政府の答弁からは、こうした経済構造そのものを見直し、国民生活を底上げしようという明確な意思やメッセージを感じ取ることができませんでした。

さらに、本補正予算では、ガソリン暫定税率の廃止は実現したものの、物価高対策や中小企業支援策は不足する一方で、本来は来年度予算で計上されるべき事業が多く前倒しされていて、多額の基金が積み上げられるなど、年度内で執行できるとは言い難いものになっていきます。

補正予算は、本来、緊急性が高く、年度内執行できるものに限られるべきであり、今回の補正予算はその趣旨や規模を逸脱しているものであると言わざるを得ません。補正予算は年度内に執行されるものに限定し、来年度の本予算を大幅に増額して、大胆な積極財政により、失われた三十年に終止符を打つべきです。

これまでの予算編成は、プライマリーバランス黒字化という目標が足かせとしてあったために、経済を成長させるために必要な予算規模を確保することができませんでした。来年度こそ、プライマリーバランス黒字化という目標を、済みません、プライマリーバランス黒字化目標という足かせを完全に外し、日本が経済成長を取り戻すために必要な予算を大胆に編成していただくことを望みます。

一部の富裕層のみに利益が集中する積極財政ではなく、インボイス制度や消費税を廃止して国民に恩恵が行き渡る積極財政を、身を切る改革ではなく、国民生活と経済を豊かにする身を肥やす改革を実現していただくことを強く要望します。

また、代表質問でも述べましたが、予算は国家的に對処するための政策に情性で予算を付けるのではなく、日本が力を失っている根本原因の解決に重点的に予算を配分していただきたいと思

現在の高支持率は、国民の高市総理に対する期待です。初の女性総理ということもあり、若者やこれまで政治に余り関心を持てこなかった女性の方々も、改めて今回、政治に関心を持ち始めたという世間の声もたくさん耳にできていま

今日国民が求めていることは、安心して暮らせる日常と、我々の生活の基盤となる日本国の持続的な繁栄です。そのためには、さきに述べたような行き過ぎたグローバルイズムの流れに流されて国民が貧困化するような制度、これらは全て見直し

さらに、中国の台頭ですますます緊張化する安全

保障環境に对应するために、防衛予算を増強するのであれば、どのような国防体制を構築し、国民にどのような防衛意識を共有してもらいたいのか、そのグランドデザインを示した上で進めてい

同様に、経済投資についても、何を成長産業として位置付け、どのような数値目標を持って投資を行うのか、その目標が達成できなかったときには、どの段階でどのように方針を見直していくの

このように、参政党は野党として政府に対して厳しい指摘をしますが、それは、新興政党として問題提起をしつかりし、我々の問題提起をてこに政権に政治の方向性を転換していただきたいと期待しているの批判です。

今国民が望んでいることは、日本国を日本国民が中心となつて運営し、次世代に自信を持って引き継いでいくこと、地方に仕事があり、生まれ育った地域で安心して子供を育てられること、そして真面目に働いていれば報われる、こういったことを国民は望んでおられると思います。

外圧やマネーゲームに支配されるグローバルズムから国民の生活を守り、国民の素朴な願いをかえ、次世代に希望を示すのが我々の責任だと考えています。高市総理には、こうした国民の願いに答える国家の意思を示す予算を組んでもらいたいと思

以上、賛成した上で、問題提起をいたします。補正後の令和七年度トータル予算は、補正後の令和六年度予算と比較して、税収については七・三兆円の増加となっております。一方、一般歳出と地方交付税交付金の合計は四・七兆円の増加にとどまっております。補正後の令和七年度予算は、前年度に比して、国民の側から見て実質的に二・六兆円の緊縮予算となっております。三十年

その上で、三点問題提起をいたします。一点目は、年収の壁の引上げについてです。本年十二月一日に施行された改正所得税法によつて基礎控除は増額され、百三万円の壁は、ごく一部の人に限っては百六十万円の壁に引き上げられました。しかしながら、恒久的な基礎控除の引上げ十万円を除けば、納税者の九割以上は段階的な所得制限を前提とした不十分なものとどまっております。

高市内閣は、需要と供給力双方を伸ばすことによつて強い経済を実現するとしております。基礎控除と給与所得控除を百七十八万円まで引き上げるとともに、国民民主党の主張は、消費を喚起するとともに、働き控えの減少による労働力の拡大を通じて供給力を増やそうとするものであり、高市内

闇の求める強い経済の実現に大いに資するもの  
あります。中間層も含め、更なる前向きな検討を  
求めます。

二点目は、経済停滞を脱却するため、官民を挙  
げて積極的に国内投資を拡大していかなければな  
らないということです。

内閣府の調査によりますと、日本の企業の投資  
抑制による貯蓄超過が四半世紀にわたり継続して  
おり、G7諸国の中でも日本の企業の貯蓄超過の  
一貫性は突出しております。

しかし、企業の姿勢だけを責めるのは不適切で  
す。政府が三十年の経済停滞を打開できない中、  
守りの経営とならざるを得なかったことは理解で  
きなくもありません。さらに、企業の自社株買い  
の自由化など、株主価値最大化の考え方に立った  
政策がこうした姿勢を促したことを反省しなけれ  
ばなりません。

国民民主党は、二倍程度を目安に、投資額以上  
の償却を認めるハイパー償却税制の導入や、加速  
償却や即時償却の活用などにより、各企業が成長  
分野の国内投資を拡大することを強力に後押しす  
ることを政府に求めています。高市内閣の求め  
る強い供給構造実現に大いに資するものです。前  
向きに検討することを求めます。

三点目は、政府が財政健全化という目標を掲げ  
続けることが正しいのか、冷静に議論、検討いた  
だきたいということです。

十一月十三日の本院予算委員会において、変動  
相場制の下、円という自国通貨建てで発行されて  
いる日本国債の債務不履行は考えられないのでは  
ないかとの問いに対して、片山財務大臣は、通常  
考えにくいと明言をされました。

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号

令和七年度一般会計補正予算(第一号)外一件

さらに、現金通貨や預金通貨は、政府や民間に  
資金需要があり、それに応えて政府、日銀と銀行  
が創造し、供給されているのかとの問いに、植田  
日銀総裁は、家計や企業などの資金需要に応じて  
民間銀行が貸出しを実行することで同額の預金が  
発生し、信用創造が行われる、また、政府の資金  
需要に応じて民間の銀行が国債購入を実施する  
と、政府の財政支出が行われた段階で同様に、同  
額の預金が発生し、信用創造が行われる、ただ  
し、資金に対する需要さえ存在すれば信用創造を  
無限、無制限に行えるというわけではない、民間  
の銀行は、投融资の採算性やリスクなどを考慮  
し、自らの目線に見合うかどうかを判断した上で  
貸出しや国債の購入を行っている点には留意が必  
要であると説明されました。

加えて、同じ問いに、片山財務大臣は、信用創  
造が行われるルートは日銀総裁のお答えのとおり  
ですと説明されました。

以上の説明を踏まえると、次の考え方が成り立  
つのではないのでしょうか。

政府に資金需要があれば、政府と日銀が銀行と  
適切に話し、お金を創造できるので、積極的な  
財政支出を持続的に行うことが可能である。一方  
で、財政支出が過大になると、需要が供給力を大  
きく上回り、需要が引つ張る過度なインフレが起  
こり得るので、十分なる留意が必要である。しか  
し、積極的な財政支出により持続的に供給力を向  
上させていけば、需要が供給力を大きく上回るこ  
とを回避することが可能である。したがって、求  
めていくべきは、財政健全化ではなく、積極財政  
によって需要と供給力の双方をバランスよく伸ば  
していくことである。

こうした考え方に立てば、減税や財政支出増の  
ために増税や他の分野の切り詰めなどの財源探し  
が必要との考え方にとらわれることなく、現場か  
ら疲弊の声が届く医療、介護などの公定価格の引  
上げ、次世代を担う人づくりのための子育て、教  
育分野や、基礎研究を含む研究開発分野への支援  
の拡大、東アジアの安定を守るための安全保障分  
野の充実など、全ての分野に必要な対策を打つこ  
とが可能であるということです。

財政健全化をめぐる様々な考え方がありま  
す。様々な考え方の有識者を集めて冷静な議論を  
し、その議論を国民に公開をしていただきたいと  
考えます。

以上、問題提起をして、賛成討論を終わりに  
します。(拍手)

議長(関口昌一君 原田大二郎君)  
原田大二郎君登壇、拍手)

原田大二郎君 公明党の原田大二郎です。  
私は、公明党を代表して、ただいま議題となり  
ました令和七年度補正予算案について、賛成の立  
場から討論を行います。

まず冒頭、青森県東方沖地震で被災された皆様  
に心よりお見舞い申し上げます。寒さの中で不自  
由な生活を続けておられる方々に必要な支援が一  
刻も早く届くよう、公明党として全力を尽くして  
まいります。

公明党は、今回の補正予算について、特に四つ  
の点を重視してまいりました。

第一に、中間所得層を含む、より幅広い生活者  
への支援をしっかりと届けること、第二に、即効  
性のある対策を講じること、第三に、自治体の事  
務負担をできる限り減らすこと、そして第四に、

国債市場への過度な影響を避け、安定した財政運  
営を行うことです。

さらに、緊急性が高いとは言いがたい基金の積み  
上げについては慎重であるべきだと指摘し、必要  
な財源は、まず物価高対策など生活者に直結する  
分野に振り向けるべきだと求めてまいりました。

こうした主張に対し、予算委員会の審議を通  
じ、政府から、生活者支援は中間層にも配慮する  
こと、重点支援地方交付金は、水道料金の引下げ  
など、即効性が高く事務負担の少ない支援も柔軟  
に認めること、基金については、既存の執行状況  
を精査し、必要性を厳しく判断するという姿勢が  
示されました。これらは、公明党が繰り返し求め  
てきた課題に対し政府が改善の方向性を示したも  
のであり、今回の補正予算案に賛成する重要な理  
由であります。

今回の補正予算案では、生活者を守るための対  
策が盛り込まれています。

子供一人当たり二万円の児童手当上乘せ、前年  
度より九千億円増となる二兆円の重点支援地方交  
付金、電気・ガス料金の負担軽減措置など、物価  
高に直面する家計を下支えする施策です。既に全  
国では、公明党の地方議員が首長や議会に働きか  
け、年内の臨時議会開催などを通して、一刻も早  
く支援が届くよう具体的な動きが始まっていま  
す。

また、重点支援地方交付金については、お米券  
や商品券に限らず、水道料金の引下げなど、即効  
性があり事務負担の少ない支援も特別加算の枠組  
みで柔軟に行えることを政府に確認いたしました。

五

五

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号

物価高は、家計のみならず、医療、介護、福祉の現場にも深刻な影響を与えています。光熱費の高騰、人材不足の深刻化の中、医療、介護、福祉分野の処遇改善に向けた医療・介護等支援パッケージが拡充されたことは、現場を支える上で重要な一歩です。

私自身、医師として医療現場に二十年携わってきましたが、地域医療や介護は命と暮らしを支える社会の基盤であり、今後も継続的で安定した支援が不可欠であることを申し添えます。

上下水道の老朽化対策を始め、防災・減災、国土強靱化のための予算が計上されました。また、省力化投資促進プランなど、中小企業の稼ぐ力を高め、賃上げにつながる支援も盛り込まれています。

補正予算における基金は、迅速な政策実行に資する一方で、積み上げによって予算規模が膨らみ、財政の見通しを分かりにくくする側面もあります。今回の補正予算が基金の積み上げ等によって水膨れし、結果としてマーケットの信認を十分に得られないのではないかとの問題意識から、衆議院の予算委員会においては予算の組替えを求める動議を提出しましたが、否決されました。この点は誠に残念であり、政府におかれては、今後の補正予算や当初予算の編成において、基金の在り方が市場や国民に与える影響にもより一層留意すべきであります。

今回の審議を通じて示された、既存基金の執行状況を精査し、必要性の高いものに絞るという方針が、今後着実に実行されることを強く求めます。以上申し上げたように、本補正予算案には、評価すべき点がある一方、改善を要する課題も残さ

令和七年度一般会計補正予算(第1号)外一件 議事日程追加の件 高次脳機能障害者支援法案 議事日程追加の件 一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

れています。しかし、物価高に苦しむ国民生活をこれ以上放置することはできません。審議を通じて公明党が訴えてきた、幅広い生活者支援、即効性の確保、事務負担の軽減、基金運営への慎重な対応、こうした方向性について政府から一定の姿勢が示されたことを踏まえ、本補正予算案に賛成するものであります。

公明党は、生活者に最も近い政党として、国民の安心に直結する政策の実現にこれからも全力で取り組んでいくことをお誓いし、討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)  
○議長(関口昌一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(関口昌一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十四

賛成

百六十九

反対

七十五

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、高次脳機能障害者支援法案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長小川克巳君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小川克巳君登壇、拍手〕

○小川克巳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高次脳機能障害者に対する支援に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長大串正樹君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十六

賛成

二百四十六

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長北村経夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北村経夫君登壇、拍手〕

○北村経夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年の人事院勧告に鑑

み、俸給月額及び諸手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであります。

次に、特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の給与と改定に伴い、特別職の給与の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、一般職の給与と改定の在り方と人材確保策、閣僚等の給与の取扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、参政党の大津委員より、特別職の改正案に対し、議員が閣僚等を兼ねる場合の給与を引き続き支給する旨の修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うことから、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣から意見を聴取しましたところ、反対の旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の大門委員より一般職の改正案に賛成、特別職の改正案の原案及び修正案に反対、れいわ新選組の伊勢崎委員より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、まず、一般職の改正案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の改正案につきましては、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

まず、一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対  
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長伊藤孝江君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○伊藤孝江君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与と改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うおとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官及び検察官の給与と体系が一般の政府職員とは別に定められている理由、裁判官及び検察官の諸手当の在り方、裁判官と検察官の離職

の現状とその理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

投票総数

賛成

反対

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君 たいだいま議題となりました地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和七年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等の改正を行うものとするものであります。

委員会におきましては、持続可能な地方財政の構築、地方公務員給与改定への対応、地方公共団体における人材の確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕  
○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

投票総数 二百四十六  
賛成 二百四十  
反対 六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長里見隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔里見隆治君登壇、拍手〕

○里見隆治君 たいだいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、自衛官の給与の在り方、防衛省・自衛隊の人的基盤の強化策等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕  
○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

〔いずれも衆議院提出〕  
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長青木一彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔青木一彦君登壇、拍手〕

○青木一彦君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、各議院の議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合について、一定期間、現行の水準に据え置く措置を講じようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定等しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十七  
賛成 二百四十一  
反対 六  
よって、両案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。  
午後五時七分散会

出席者は左のとおり。

議長 関口 昌一君  
副議長 福山 哲郎君  
議員 中田 優子君 宮出 千慧君  
平戸 航太君 櫻井 祥子君  
後藤 翔太君 小林さやか君  
安達 悠司君 塩入 清香君  
庭田 幸恵君 杉本 純子君  
初鹿野裕樹君 竹詰 仁君  
堂込麻紀子君 大津 力君  
岩本 麻奈君 山中 泉君  
浜口 誠君 松田 学君  
安藤 裕君 梅村みずほ君  
磯崎 哲史君 神谷 宗幣君  
上田 清司君 奥村 祥大君  
白川 容子君 かこしま彰宏君

岩渕 友君	大門実紀史君	三原じゅん子君	堀井 巖君	ラサール石井君	東野 秀樹君
牛田 茉友君	水野 孝一君	舞立 昇治君	山下 雄平君	西田 英範君	三上 えり君
山添 拓君	江原くみ子君	青山 繁晴君	松村 祥史君	小林孝一郎君	鈴木 大地君
原田 秀一君	吉良よし子君	古賀友一郎君	高橋 克法君	出川 桃子君	古賀 千景君
山田 吉彦君	伊藤 辰夫君	酒井 庸行君	佐藤 啓君	岩本 剛人君	小川 克巳君
仁比 聡平君	岡崎 太君	野上浩太郎君	宮沢 洋一君	船橋 利実君	山田 太郎君
田村 まみ君	芳賀 道也君	野村 哲郎君	小野田紀美君	自見はなこ君	藤木 真也君
小池 晃君	石 平君	牧野たかお君	片山さつき君	松川 るい君	熊谷 裕人君
足立 康史君	後藤 斎君	尾辻 朋実君	安野 貴博君	大家 敏志君	上野 通子君
金子 道仁君	松野 明美君	寺田 静君	齊藤健一郎君	森 まさこ君	古川 俊治君
浜野 喜史君	伊藤 孝恵君	望月 良男君	友納 理緒君	猪口 邦子君	松下 新平君
青島 健太君	中条きよし君	神谷 政幸君	梶原 大介君	福岡 資麿君	浅尾慶一郎君
舟山 康江君	榎葉賀津也君	若井 敦子君	脇 雅昭君	西田 昌司君	小西 洋之君
川合 孝典君	嘉田由紀子君	宮本 和宏君	吉井 章君	有村 治子君	櫻井 充君
高木かおり君	串田 誠一君	いんどう周作君	かまやち敏君	橋本 聖子君	鶴保 庸介君
片山 大介君	石井 苗子君	見坂 茂範君	赤松 健君	鈴木 宗男君	牧山ひろえ君
柴田 巧君	松沢 成文君	白井 正一君	本田 顕子君	山崎 正昭君	中曽根弘文君
浅田 均君	猪瀬 直樹君	加田 裕之君	朝日健太郎君	山内佳菜子君	奥田ふみよ君
上野ほたる君	若林 洋平君	進藤金日子君	今井絵理子君	富士 珠美君	小島とも子君
平山佐知子君	山本 啓介君	こやり隆史君	石田 昌宏君	伊勢崎賢治君	泉 房穂君
永井 学君	佐々木りえ君	馬場 成志君	藤川 政人君	村田 享子君	大島九州男君
石井めぐみ君	ながえ孝子君	長谷川 岳君	江島 潔君	横沢 高德君	高木 真理君
福山 守君	清水 真人君	渡辺 猛之君	青木 一彦君	山本 太郎君	柴 慎一君
藤井 一博君	長谷川英晴君	磯崎 仁彦君	石井 浩郎君	鬼木 誠君	羽田 次郎君
山本佐知子君	星 北斗君	中西 祐介君	山本 順三君	塩村あやか君	田島麻衣子君
小林 一大君	古庄 玄知君	岡田 直樹君	石井 準一君	岸 真紀子君	石垣のりこ君
生稲 晃子君	加藤 明良君	松山 政司君	末松 信介君	打越さく良君	木戸口英司君
阿達 雅志君	宮本 周司君	山谷えり子君	北村 晴男君	古賀 之土君	杉尾 秀哉君
井上 義行君	山田 宏君	高良 沙哉君	百田 尚樹君	吉田 忠智君	小沢 雅仁君
上月 良祐君	滝波 宏文君	伊波 洋一君	郡山りょう君	石橋 通宏君	勝部 賢志君
	北村 経夫君	高橋はるみ君	越智 俊之君	森本 真治君	広田 一君

徳永 エリ君	齋藤 嘉隆君
水岡 俊一君	田名部匡代君
吉川 沙織君	森 ゆうこ君
青木 愛君	蓮 舫君
辻元 清美君	福島みずほ君
長浜 博行君	川村 雄大君
佐々木雅文君	司 隆史君
下野 六太君	窪田 哲也君
原田大二郎君	伊藤 孝江君
宮崎 勝君	竹内 真二君
里見 隆治君	三浦 信祐君
杉 久武君	横山 信一君
上田 勇君	秋野 公造君
高橋 光男君	平木 大作君
竹谷とし子君	石川 博崇君
谷合 正明君	西田 実仁君
天島 大輔君	木村 英子君
内閣総理大臣	高市 早苗君
総務大臣	林 芳正君
法務大臣	平口 洋君
外務大臣	茂木 敏充君
財務大臣	片山さつき君
(内閣府特命担当大臣(金融))	
文部科学大臣	松本 洋平君
厚生労働大臣	上野賢一郎君
農林水産大臣	鈴木 憲和君
経済産業大臣	
(内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構))	赤澤 亮正君

国土交通大臣	金子 恭之君
環境大臣	石原 宏高君
(内閣府特命担当大臣(原子力防災))	
防衛大臣	小泉進次郎君
国務大臣	木原 稔君
(内閣官房長官)	
国務大臣	松本 尚君
(デジタル大臣)	
(内閣府特命担当大臣(サイバー安全保障))	
国務大臣	牧野たかお君
(復興大臣)	
国務大臣	あかま二郎君
(国家公安委員会委員長)	
(内閣府特命担当大臣(防災海洋政策))	
国務大臣	黄川田仁志君
(内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)並びに食品消費者及び政策全般、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、地方創生、共生、共助、アイヌ施策)	
国務大臣	城内 実君
(内閣府特命担当大臣(経済財政政策、規制改革))	
国務大臣	小野田紀美君
(内閣府特命担当大臣(クルドジャバク戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略、経済安全保障))	

議長の報告事項

去る八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩・北方問題及び地方に関する特別委員  
 川村 雄大君 補欠  
 秋野 公造君

同日衆議院から次の議案が提出された。

高次脳機能障害者支援法案(衆第一〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

特別職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六号)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

令和七年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

令和七年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外十名提出)(衆第九号)

高次脳機能障害者支援法案(厚生労働委員長提出)(衆第一〇号)

衆議院議員の定数削減等に関する法律案(加藤勝信君外九名提出)(衆第一一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

要介護認定に係る制度の改善に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第五八号)

高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第五九号)

公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第六〇号)

去る九日議員から次の議案が提出された。

新型コロナウイルス感染症対策及びmRNAワクチン施策等検証委員会の設置等に関する法律案(神谷宗幹君外三名発議)(参第六号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(酒井なつみ君外九名提出)(衆第一二二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

デーブフェイク広告対策に関する質問主意書(齊藤健一郎君提出)(第六一号)

米軍関係者による犯罪に係る通報手続及び再発防止対策に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第六二二号)

高市内閣総理大臣の所信表明演説における外交・安全保障に係る発言に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第六三三号)

大阪・関西万博における工事費等の未払被害等の救済及び責任糾明に関する質問主意書(ラサール石井君提出(第六四号))  
ミャンマー軍事政権が引き起こす人道問題への我が国の対応に関する質問主意書(ラサール石井君提出(第六五号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。  
参議院議員高良沙哉君提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における「基地負担軽減」発言に関する質問に対する答弁書(第五四号)  
参議院議員高良沙哉君提出辺野古新基地の建設事業に関する質問に対する答弁書(第五五号)  
参議院議員高良沙哉君提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における「強い沖縄経済」発言に関する質問に対する答弁書(第五六号)  
参議院議員伊勢崎賢治君提出集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准に関する質問に対する答弁書(第五七号)

同日内閣から次の報告書を受領した。  
第二百十七回国会参議院において採択された請願の処理経過  
去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
予算委員

辞任 補欠  
杉尾 秀哉君 高木 真理君  
広田 一君 柴 慎一君  
福島みずほ君 鬼木 誠君  
新実 彰平君 上野ほたる君  
山本 太郎君 大島九州男君  
参議院運営委員  
鬼木 誠君 補欠 福島みずほ君

同日衆議院から次の議案が提出された。  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五号)  
特別職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六号)  
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)  
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。  
令和七年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)  
令和七年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出(衆第一四号))  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出(衆第一五号))

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。  
新型コロナウイルス感染症対策及びmRNAワクチン施策等検証委員会の設置等に関する法律案(神谷宗幣君外三名発議)

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
予算委員  
辞任 補欠  
鬼木 誠君 ラサール石井君  
柴 慎一君 広田 一君  
高木 真理君 杉尾 秀哉君  
伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君  
窪田 哲也君 秋野 公造君  
上野ほたる君 新実 彰平君  
串田 誠一君 片山 大介君  
安達 悠司君 安藤 裕君  
大門実紀史君 山添 拓君  
大島九州男君 山本 太郎君

決算委員  
辞任 補欠  
ラサール石井君 福島みずほ君  
参議院運営委員  
辞任 補欠  
福島みずほ君 鬼木 誠君  
磯崎 哲史君 伊藤 孝恵君  
片山 大介君 串田 誠一君  
安藤 裕君 安達 悠司君

懲罰委員  
辞任 補欠  
秋野 公造君 窪田 哲也君

同日議員から次の議案が提出された。  
政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案(竹詰仁君外一名発議(参第七号))

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(鳩山紀一郎君外一名提出(衆第一三三号))  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
原子力災害対策指針における屋内退避の運用に関する質問主意書(山本太郎君提出(第六六号))  
原子力防災に係る緊急時対応の了承取消し等に関する質問主意書(山本太郎君提出(第六七号))  
竹中平蔵氏の叙勲に関する質問主意書(山本太郎君提出(第六八号))  
福島第一原子力発電所に係る政令改正の影響に関する質問主意書(山本太郎君提出(第六九号))  
台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問主意書(山本太郎君提出(第七〇号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。  
参議院議員塩村あやか君提出要介護認定に係る制度の改善に関する質問に対する答弁書(第五八号)

参議院議員石垣のりこ君提出高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問に対する答弁書(第五九号)  
参議院議員石垣のりこ君提出公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する質問に対する答弁書(第六〇号)

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号 議長の報告事項

同日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「令和六年度犯罪被害者等施策」に関する報告を受領した。

同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく「通貨及び金融の調節に関する報告書」を受領した。

同日内閣から、次の報告書を受領した。  
広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書  
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書  
旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書  
伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書  
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書  
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書  
奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書  
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書  
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書  
軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

青木 一彦君

白井 正一君

本田 顕子君

総務委員

辞任

藤川 政人君

神谷 宗幣君

法務委員

辞任

山崎 正昭君

外交防衛委員

辞任

磯崎 仁彦君

加藤 明良君

財政金融委員

辞任

小林孝一郎君

西田 英範君

塩入 清香君

文教科学委員

辞任

鈴木 大地君

宮本 和宏君

厚生労働委員

辞任

馬場 成志君

農林水産委員

辞任

東野 秀樹君

補欠

小林孝一郎君

西田 英範君

見坂 茂範君

補欠

鈴木 大地君

塩入 清香君

補欠

若井 敦子君

補欠

山本佐知子君

宮本 和宏君

補欠

青木 一彦君

白井 正一君

神谷 宗幣君

補欠

藤川 政人君

加藤 明良君

補欠

東野 秀樹君

馬場 成志君

補欠

片山 大介君

補欠

伊藤 孝恵君

串田 誠一君

国土交通委員

辞任

見坂 茂範君

山本佐知子君

若井 敦子君

国家基本政策委員

辞任

徳永 エリ君

予算委員

辞任

石垣のりこ君

ラサール石井君

磯崎 哲史君

秋野 公造君

原田大二郎君

石井めぐみ君

片山 大介君

新実 彰平君

山添 拓君

山本 太郎君

決算委員

辞任

福島みずほ君

高木かおり君

行政監視委員

辞任

岩渕 友君

奥田ふみよ君

議院運営委員

辞任

伊藤 孝恵君

串田 誠一君

補欠

本田 顕子君

磯崎 仁彦君

山崎 正昭君

補欠

石垣のりこ君

補欠

徳永 エリ君

福島みずほ君

伊藤 孝恵君

窪田 哲也君

三浦 信祐君

上野ほたる君

石 平君

高木かおり君

岩渕 友君

奥田ふみよ君

補欠

ラサール石井君

新実 彰平君

補欠

大門実紀史君

山本 太郎君

補欠

磯崎 哲史君

片山 大介君

懲罰委員

辞任

窪田 哲也君

秋野 公造君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(田中健君外一名提出)(衆第一一六号)

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

高次脳機能障害者支援法案(衆第一〇号)

厚生労働委員会に付託

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号)

議院運営委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六号)

内閣委員会に付託

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

総務委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

法務委員会に付託

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

外交防衛委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。  
公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に  
関する再質問主意書(石垣のりこ君提出)(第七  
一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ディープフェイク広告対策に関する質問主意書  
(齊藤健一 郎君提出)(第六一号)

米軍関係者による犯罪に係る通報手続及び再発  
防止対策に関する質問主意書(高良沙哉君提出  
(第六二号))

高市内閣総理大臣の所信表明演説における外  
交・安全保障に係る発言に関する質問主意書  
(高良沙哉君提出)(第六三号)

大阪・関西万博における工事費等の未払被害等  
の救済及び責任糾明に関する質問主意書(ラ  
サル石井君提出)(第六四号)

ミャンマー軍事政権が引き起こす人道問題への  
我が国の対応に関する質問主意書(ラサル石  
井君提出)(第六五号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

令和七年度一般会計補正予算(第一号)及び令和  
七年度特別会計補正予算(特第一号)審査報告書  
高次脳機能障害者支援法案(衆第一〇号)審査報  
告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改  
正する法律案(閣法第五号)審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改  
正する法律案(閣法第六号)審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する  
法律案(閣法第八号)審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する  
法律案(閣法第九号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部  
を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改  
正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
の一部を改正する法律案(衆第一四号)審査報告  
書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を  
改正する法律案(衆第一五号)審査報告書

審査報告書

令和七年度一般会計補正予算(第一号)

令和七年度特別会計補正予算(特第一号)  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

令和七年十二月十六日  
予算委員長 藤川 政人  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
令和七年度一般会計補正予算(第一号)は、歳  
出において、(一)生活の安全保障・物価高への  
対応、(二)危機管理投資・成長投資による強い  
経済の実現、(三)防衛力と外交力の強化、(四)  
今後への備え(予備費の確保)、(五)その他の経  
費、(六)国債整理基金特別会計へ繰入の合計で  
十九兆四千九百八十三億九千五百二十二万五千円  
の追加を行い、他方、既定経費の減額により、一  
兆九千九百五十億二千五百四十六万六千円の修正減  
少を行うこととしている。歳入においては、最

近までの収入実績等を勘案して、租税及印紙収  
入について二兆八千七百九十億円の増収を見込  
むとともに、前年度剰余金受入二兆七千二百二十  
八億八千五百八十二万円を計上するほか、税外  
収入一兆五百五十四億九千九百九十九万七千円  
の増収を見込み、公債金については、「財政法」第  
四条第一項ただし書の規定による公債の増発三  
兆五千三百九十億円のほか、「財政運営に必要  
な財源の確保を図るための公債の発行の特例に  
関する法律」第三条第一項の規定による公債の  
増発八兆千五百七十億円を行うこととしてい  
る。

この結果、令和七年度一般会計予算の総額  
は、歳入歳出ともそれぞれ十八兆三千三十三億  
七千四百五十七万九千円増額され、百三十三兆  
五千二百九十九億八千二百七十七円となる。

令和七年度特別会計補正予算(特第一号)は、  
交付税及び譲与税配付金特別会計等十一特別会  
計について、所要の補正を行うこととしてい  
る。

右の措置は、当初予算作成後に生じた事由に  
基づき、特に緊要となったものについての予算  
措置であり、おおむね妥当なものと認める。

令和七年度一般会計補正予算(第一号)  
右は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年十二月十一日  
衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一殿

令和七年度特別会計補正予算(特第一号)  
右は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年十二月十一日

衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一殿

審査報告書

高次脳機能障害者支援法案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年十二月十六日  
厚生労働委員長 小川 克巳  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、高次脳機能障害の特性に関する  
国民の理解が必ずしも十分でないこと等の理由  
により、高次脳機能障害者が適切な支援を受け  
ることができず、日常生活又は社会生活を円滑  
に営む上での困難を有する状況があることに鑑  
み、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のた  
めその生活全般にわたる支援を図り、もつて高  
次脳機能障害者を含めた国民一人一人がその個  
性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を  
尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社  
会の実現に資するため、高次脳機能障害者に対  
する支援に関し、基本理念を定め、国等の責務  
を明らかにするとともに、地域での生活支援、  
相談体制の整備、高次脳機能障害者支援セン  
ターの指定等について定めようとするものであ  
り、妥当な措置と認める。

参議院議長 関口 昌一殿

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

高次脳機能障害者支援法案  
右の本院提出案をここに送付する。

令和七年十二月八日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 高次脳機能障害者に対する支援に関する施策(第十一条―第十八条)

第三章 高次脳機能障害者支援センター等(第十九条―第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条―第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高次脳機能障害の特性に関する国民の理解が必ずしも十分でないこと等の理由により、高次脳機能障害者が適切な支援を受けることができず、日常生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する状況があることに鑑み、高次脳機能障害者に対する支援に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等について定めることにより、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のためその生活全般にわたる支援を図り、もって高次脳機能障害者を含めた

国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高次脳機能障害」とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として法令で定めるものをいう。

第三条 この法律において「社会的障壁」とは、高次脳機能障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第四条 国は、前条の基本理念(以下この章において単に「基本理念」という。)のつとて、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有する。

第五条 国は、前項の責務を遂行するに当たっては、高次脳機能障害者に対する支援が体系的かつ実効的に行われることを確保する観点から、同項の施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有する。

第七条 地方公共団体は、前項の責務を遂行するに当たっては、高次脳機能障害者に対する支援が体系的かつ実効的に行われることを確保する観点から、同項の施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(国民の努力)

第八条 国民は、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、高次脳機能障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めなければならない。

(関係者の連携及び協力)

第九条 国、地方公共団体、高次脳機能障害者に対する支援を行う民間団体、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表するものとする。

地方公共団体は、高次脳機能障害者に対する

支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援  
に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法  
により随時公表するよう努めなければならない  
い。

第二章 高次脳機能障害者に対する支援に  
関する施策

(地域での生活支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障  
害者が、その希望に応じて、地域において自立  
した生活を営むことができるようにするため、  
高次脳機能障害者に対し、その性別、年齢、障  
害の状態及び生活の実態に応じて、社会生活へ  
の適応のために必要な訓練を受ける機会の確  
保、共同生活を営むべき住居その他の地域にお  
いて生活を営むべき住居の確保、社会的活動へ  
の参加の促進その他の生活の質の維持向上のた  
めの支援その他必要な支援に努めなければなら  
ない。

(教育的支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、十八歳未満の  
高次脳機能障害者並びに十八歳以上の高次脳機  
能障害者であつて高等学校、中等教育学校及び  
特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在籍  
するもの(以下この項において「高次脳機能障害  
児童生徒等」という。)が、その年齢及び能力に  
応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を  
受けられるようにするため、可能な限り高次脳  
機能障害児童生徒等が高次脳機能障害児童生徒  
等でない者と共に教育を受けられるよう配慮し  
つつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教  
育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関  
係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業

務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に  
行う個別の長期的な支援に関する計画の作成を  
いう。)及び個別の指導に関する計画の作成の推  
進、いじめの防止等のための対策の推進その他  
の支援体制の整備を行うことその他必要な措置  
を講ずるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、個々の高次脳機能  
障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をす  
るものとする。

(就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障  
害者が就労することができるようにするため、  
高次脳機能障害者の就労を支援するために必要  
な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定  
所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の  
促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百  
二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職  
業センターをいう)、障害者就業・生活支援セ  
ンター(同法第二十七条第一項の規定による指  
定を受けた者をいう)、社会福祉協議会、教育  
委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連  
携を確保しつつ、個々の高次脳機能障害者の特  
性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定  
着のための支援その他の必要な支援に努めなけ  
ればならない。

2 地方公共団体は、必要に応じ、高次脳機能障  
害者が就労のための準備を適切に行えるように  
するための支援が学校において行われるよう必  
要な措置を講ずるものとする。

3 事業主は、高次脳機能障害者の雇用に関し、  
その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の  
機会を確保するとともに、個々の高次脳機能障

害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うこと  
によりその雇用の安定を図るよう努めなければ  
ならない。

(権利利益の擁護)

第十四条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障  
害者が、その高次脳機能障害のために差別され  
並びにいじめ及び虐待を受けること、消費生活  
における被害を受けること等権利利益を害され  
ることがないようにするため、その差別の解  
消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための  
対策を推進することその他の高次脳機能障害者  
の権利利益の擁護のために必要な支援を行うも  
のとする。

(司法手続における配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障  
害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関  
する手続その他これに準ずる手続の対象となつ  
た場合又は裁判所における民事事件、家事事件  
若しくは行政事件に関する手続の当事者その他  
の関係人となつた場合において、高次脳機能障  
害者がその権利を円滑に行使できるようにする  
ため、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた  
意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適  
切な配慮をするものとする。

(高次脳機能障害者の家族等に対する支援)

第十六条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障  
害者の家族その他の関係者が適切な対応をする  
ことができるようにすること等のため、高次脳  
機能障害者の家族その他の関係者に対し、相  
談、情報の提供及び助言、高次脳機能障害者の  
家族が互いに支え合うための活動の支援その他  
の支援を適切に行うよう努めなければならない

い。  
(相談体制の整備)

第十七条 国及び地方公共団体は、高次脳機能障  
害者及びその家族その他の関係者からの各種の  
相談に対し、個々の高次脳機能障害者の特性に  
配慮しつつ総合的に応ずることができるよう  
するため、医療、保健、福祉、教育、労働等に  
関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の  
緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行う  
ものとする。

(情報の共有の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、個人情報保  
護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教  
育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民  
間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に  
資する情報の共有を促進するため必要な措置を  
講ずるものとする。

第三章 高次脳機能障害者支援センター等

(高次脳機能障害者支援センター等)  
第十九条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、  
当該業務を適正かつ確実に行うことができる  
と認めて指定した者(以下この章において「高次脳  
機能障害者支援センター」という。)に行わせ、  
又は自ら行うことができる。

- 一 高次脳機能障害者及びその家族その他の関  
係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又  
は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- 二 高次脳機能障害者に対し、円滑な社会生活  
を促進するため個々の高次脳機能障害者の特  
性に対応した専門的な支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する  
業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれ

に従事する者に対し高次脳機能障害についての情報の提供及び研修を行うこと。

四 高次脳機能障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項に規定する業務を高次脳機能障害者支援センターに行わせ又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

(秘密保持義務)

第二十条 高次脳機能障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第二十一条 都道府県知事は、高次脳機能障害者支援センターの第十九条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該高次脳機能障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該高次脳機能障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者

の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第二十二条 都道府県知事は、高次脳機能障害者支援センターの第十九条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該高次脳機能障害者支援センターに対し、その改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十三条 都道府県知事は、高次脳機能障害者支援センターが第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき又は高次脳機能障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第二十四条 都道府県は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができることを認める病院又は診療所を確保するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、高次脳機能障害者に対する支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする

る。  
(高次脳機能障害者支援地域協議会)

第二十五条 都道府県は、高次脳機能障害者に対する支援の体制の整備を図るため、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される高次脳機能障害者支援地域協議会を置くよう努めなければならない。

2 前項の高次脳機能障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることににより、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第四章 雑則

(国民に対する普及及び啓発)

第二十六条 国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害者の特性その他高次脳機能障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療等の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十七条 国及び地方公共団体は、医療、保健又は福祉の業務に従事する者に対し、高次脳機能障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(地方公共団体及び民間団体に対する支援)

第二十八条 国は、地方公共団体が実施する高次

脳機能障害者に対する支援に関する施策を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、民間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十九条 国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう高次脳機能障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の高次脳機能障害者の特性その他高次脳機能障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第三十条 国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、高次脳機能障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の高次脳機能障害の原因の究明並びに診断及び治療、高次脳機能障害者に対する支援の方法等に関する必要な調査、研究及び検証並びにそれらの成果の活用のために必要な措置を講ずるものとする。

(大都市の特例)

第三十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、政令で

定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年十二月十六日

内閣委員長 北村 経夫  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和七年八月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定、本府省業務調整手当の支給対象職員の拡大

及び手当額の上限制合の改定、採用時からの特  
地勤務手当に準ずる手当の支給、第二種初任給  
調整手当の新設並びに駐車場等を利用する職員  
への駐車場等に係る通勤手当の支給を行う等の  
措置を講じようとするものであつて、おおむね  
妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、令和七年度において、約九百二十六億円である。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を  
改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年十二月十一日

衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を  
改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部  
を改正する法律

(二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和  
二十五年法律第九十五号)の一部を次のように  
改正する。

第十条の第三項中「又は研究職俸給表」を  
「、研究職俸給表又は指定職俸給表」に改め、  
「(管理監督職員を除く。)」を削り、同条第二項  
中「もの」の下に「、指定職俸給表の適用を受け  
る職員にあつては行政職俸給表(一)の十級」を加

え、「百分の十」を「百分の十二」に改める。

第十条の四第一項第一号中「四十一万六千六  
百元」を「四十一万七千六百元」に改め、同項第  
二号中「五万六千六百元」を「五万二千二百元」に改め  
る。

第十二条第二項第二号八中「七千五百元」を「七  
千三百元」に改め、同号二中「二万円」を「一万四  
百元」に改め、同号ホ中「二万二千九百元」を「一  
万三千五百元」に改め、同号ヘ中「二万五千八百  
元」を「二万六千六百元」に改め、同号ト中「一万  
八千七百元」を「一万九千七百元」に改め、同号  
チ中「二万六千六百元」を「二万二千八百元」に改  
め、同号リ中「二万四千四百元」を「二万五千九  
百元」に改め、同号ヌ中「二万六千二百元」を「二  
万九千九百元」に改め、同号ル中「二万八千円」を  
「三万二千三百円」に改め、同号ヲ中「二万九千  
八百円」を「三万五千五百円」に改め、同号ワ中  
「三万六千六百円」を「三万八千七百円」に改める。

第十四条第二項中「検察官であつた者又は行  
政執行法人職員等であつた者から引き続き」を  
「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人  
事院規則で定める職員に限る。)」を削る。

第十九条の二第一項中「四千四百元」を「四千  
七百元」に、「二万円」を「二万二千五百元」  
に、「七千四百元」を「七千七百円」に改め、同項  
ただし書中「六千六百元」を「七千五百円」に、  
「三万五千五百元」を「三万三千七百五十円」に、  
「二万千五百元」を「二万五千五百円」に改め、同  
条第二項中「二万二千円」を「二万三千五百円」に  
改める。

第十九条の四第二項中「百分の百二十五」を

「六月に支給する場合には百分の百二十五、  
十二月に支給する場合には百分の百二十七・  
五」に、「百分の百五」を「六月に支給する場  
合には百分の百五、十二月に支給する場合には百  
分の百七・五」に、「百分の六十六・二五」を  
「六月に支給する場合には百分の六十六・二  
五、十二月に支給する場合には百分の六十八・  
七五」に改め、同条第三項中「百分の七十一」の  
下に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分  
の七十二・五」とを、「百分の六十」との下に  
「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十  
二・五」とを加える。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額  
に」の下に、「六月に支給する場合には」を、「百  
分の百二十五」の下に、「十二月に支給する場  
合には百分の百七・五(特定管理職員にあつて  
は、百分の百二十七・五)」を加え、同号ロ中  
「百分の百六・二五」を、「六月に支給する場  
合には百分の百六・二五、十二月に支給する場  
合には百分の百八・七五」に改め、同項第二号中  
「勤勉手当基礎額に」の下に、「六月に支給する  
場合には」を、「百分の六十」の下に、「十二月  
に支給する場合には百分の五十二・五(特定管  
理職員にあつては、百分の六十二・五)」を加え  
る。

第十九条の八第一項中「第十条」の下に、「第  
十条の二、第十条の四」を加える。  
第二十二条第一項中「三万四千七百円」を「三  
万五千七百円」に改める。  
別表第一から別表第十一までを次のように改  
める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

ア 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級		職務の級		職務の級		職務の級		職務の級		職務の級		職務の級							
	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額						
1	1	195,800	2	242,000	3	276,300	4	309,800	5	332,600	6	366,800	7	420,700	8	471,900	9	525,300	10	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100									
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000									
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800									
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800									
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700									
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100									
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000									
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300										
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	501,500	555,300										
2	11	210,000	255,600	286,200	323,200	329,400	355,900	389,900	443,700	499,900	553,300	596,000								
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	499,900	553,300	596,000									
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	501,500	555,300										
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	503,000	557,000										
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	504,500	558,500										
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	506,000	560,000										
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	507,200	561,200										
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	508,400	562,400										
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	509,700	563,700										
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	511,000	565,000										
3	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	512,100	566,100										
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	513,100	567,100										
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	514,100	568,100										
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	515,100	569,100										
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	516,100	570,100										
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	517,100	571,100										

27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	



定年 再任用 前任用 臨時 短 期 勤 務 員	97		308,900	359,400																
	98		309,200	359,800																
	99		309,500	360,200																
	100		309,900	360,600																
	101		310,100	361,100																
	102		310,400	361,500																
	103		310,700	361,900																
	104		311,000	362,300																
	105		311,200	362,800																
	106		311,500	363,200																
	107		311,800	363,500																
	108		312,100	363,800																
	109		312,300	364,200																
	110		312,600																	
	111		313,000																	
112		313,300																		
113		313,500																		
114		313,700																		
115		314,000																		
116		314,400																		
117		314,600																		
118		314,800																		
119		315,100																		
120		315,400																		
121		315,700																		
122		315,900																		
123		316,200																		
124		316,500																		
125		316,800																		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)												
職員の区分	職務の級 号俸	俸給月額										
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級						
口	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000	33	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300	34	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600	35	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800	36	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700	37	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900	38	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100	39	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200	40	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200	41	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200	42	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300	43	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400	44	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400	45	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400	46	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500	47	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600	48	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600	49	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700	50	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800	51	246,000	263,200	290,000	313,500	364,700
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800	52	246,500	263,500	290,300	314,100	365,400
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800	53	247,000	264,000	290,700	314,700	366,100
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800	54	247,500	264,300	291,100	315,400	366,900
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700	55	248,000	264,600	291,500	316,100	367,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700	56	248,500	265,000	292,000	316,800	368,300
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700	57	249,000	265,300	292,300	317,400	369,000
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600	58	249,500	265,600	292,700	318,100	369,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600	59	250,000	266,000	293,200	318,700	370,300
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600	60	250,500	266,300	293,700	319,300	371,000
						61	249,800	267,500	294,100	319,900	371,600	
						62	250,100	267,900	294,700	320,600	372,100	
						63	250,400	267,200	295,200	321,300	372,600	
						64	250,600	267,500	295,800	321,900	373,100	
							249,800	267,800	296,400	322,400	373,500	
							250,100	268,100	296,900	322,900		
							250,400	268,400	297,500	323,500		
							250,600	268,700	298,000	324,100		

定年 再任 用時 勤務 員以 外の 職員	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	250,800	251,100	251,400	251,600	251,800	252,100	252,400	252,600	252,800	253,100	253,400	253,600	253,800	254,100	254,400	254,600	254,800	255,100	255,300	255,600	255,800	256,000	256,200	256,400	256,600	256,800	257,000	257,200	257,400	257,600	257,800	258,000	258,200	258,400	258,600	258,800	259,000	259,200	259,400	259,600	259,800	260,000	260,200	260,400	260,600	268,900	269,200	269,500	269,700	269,900	270,200	270,500	270,700	270,900	271,200	271,500	271,700	271,900	272,200	272,500	272,700	273,000	273,200	273,500	273,700	273,900	274,100	274,400	274,700	274,900	275,100	275,400	275,600	275,900	276,100	276,400	276,700	276,900	277,200	277,400	277,700	277,900	278,100	278,400	278,700	279,000	279,200	279,400	279,600	279,900	280,100	280,400	280,700	280,900	281,200	281,400	281,600	281,900	282,200	282,500	282,700	283,000	283,300	283,600	283,800	284,100	284,400	284,700	284,900	285,100	285,400	285,700	285,900	286,100	286,400	286,700	286,900	287,200	287,400	287,700	287,900	288,100	288,400	288,700	288,900	289,100	289,400	289,700	289,900	290,100	290,400	290,700	290,900	291,200	291,400	291,600	291,900	292,200	292,500	292,700	293,000	293,300	293,600	293,800	294,100	294,400	294,700	294,900	295,100	295,400	295,700	295,900	296,100	296,400	296,700	296,900	297,200	297,400	297,700	297,900	298,100	298,400	298,700	298,900	299,100	299,400	299,700	299,900	300,100	300,400	300,800	301,200	301,600	302,000	302,400	302,800	303,200	303,600	304,000	304,400	304,800	305,200	305,600	306,000	306,400	306,800	307,200	307,600	308,000	308,400	308,800	309,200	309,600	310,000	310,400	310,800	311,200	311,600	312,000	312,400	312,800	313,200	313,600	314,000	314,400	314,800	315,200	315,600	316,000	316,400	316,800	317,200	317,600	318,000	318,400	318,800	319,200	319,600	320,000	320,400	320,800	321,200	321,600	322,000	322,400	322,800	323,200	323,600	324,000	324,400	324,800	325,200	325,600	326,000	326,400	326,800	327,200	327,600	328,000	328,400	328,800	329,200	329,600	330,000	330,400	330,800	331,200	331,600	332,000	332,400	332,800	333,200	333,600	334,000	334,400	334,800	335,200	335,600	336,000	336,400	336,800	337,200	337,600	338,000	338,400	338,800	339,200	339,600	340,000	340,400	340,800	341,200	341,600	342,000	342,400	342,800	343,200	343,600	344,000	344,400	344,800	345,200	345,600	346,000	346,400	346,800	347,200	347,600	348,000	348,400	348,800	349,200	349,600	350,000	350,400	350,800	351,200	351,600	352,000	352,400	352,800	353,200	353,600	354,000	354,400	354,800	355,200	355,600	356,000	356,400	356,800	357,200	357,600	358,000	358,400	358,800	359,200	359,600	360,000	360,400	360,800	361,200	361,600	362,000	362,400	362,800	363,200	363,600	364,000	364,400	364,800	365,200	365,600	366,000	366,400	366,800	367,200	367,600	368,000	368,400	368,800	369,200	369,600	370,000	370,400	370,800	371,200	371,600	372,000	372,400	372,800	373,200	373,600	374,000	374,400	374,800	375,200	375,600	376,000	376,400	376,800	377,200	377,600	378,000	378,400	378,800	379,200	379,600	380,000	380,400	380,800	381,200	381,600	382,000	382,400	382,800	383,200	383,600	384,000	384,400	384,800	385,200	385,600	386,000	386,400	386,800	387,200	387,600	388,000	388,400	388,800	389,200	389,600	390,000	390,400	390,800	391,200	391,600	392,000	392,400	392,800	393,200	393,600	394,000	394,400	394,800	395,200	395,600	396,000	396,400	396,800	397,200	397,600	398,000	398,400	398,800	399,200	399,600	400,000	400,400	400,800	401,200	401,600	402,000	402,400	402,800	403,200	403,600	404,000	404,400	404,800	405,200	405,600	406,000	406,400	406,800	407,200	407,600	408,000	408,400	408,800	409,200	409,600	410,000	410,400	410,800	411,200	411,600	412,000	412,400	412,800	413,200	413,600	414,000	414,400	414,800	415,200	415,600	416,000	416,400	416,800	417,200	417,600	418,000	418,400	418,800	419,200	419,600	420,000	420,400	420,800	421,200	421,600	422,000	422,400	422,800	423,200	423,600	424,000	424,400	424,800	425,200	425,600	426,000	426,400	426,800	427,200	427,600	428,000	428,400	428,800	429,200	429,600	430,000	430,400	430,800	431,200	431,600	432,000	432,400	432,800	433,200	433,600	434,000	434,400	434,800	435,200	435,600	436,000	436,400	436,800	437,200	437,600	438,000	438,400	438,800	439,200	439,600	440,000	440,400	440,800	441,200	441,600	442,000	442,400	442,800	443,200	443,600	444,000	444,400	444,800	445,200	445,600	446,000	446,400	446,800	447,200	447,600	448,000	448,400	448,800	449,200	449,600	450,000	450,400	450,800	451,200	451,600	452,000	452,400	452,800	453,200	453,600	454,000	454,400	454,800	455,200	455,600	456,000	456,400	456,800	457,200	457,600	458,000	458,400	458,800	459,200	459,600	460,000	460,400	460,800	461,200	461,600	462,000	462,400	462,800	463,200	463,600	464,000	464,400	464,800	465,200	465,600	466,000	466,400	466,800	467,200	467,600	468,000	468,400	468,800	469,200	469,600	470,000	470,400	470,800	471,200	471,600	472,000	472,400	472,800	473,200	473,600	474,000	474,400	474,800	475,200	475,600	476,000	476,400	476,800	477,200	477,600	478,000	478,400	478,800	479,200	479,600	480,000	480,400	480,800	481,200	481,600	482,000	482,400	482,800	483,200	483,600	484,000	484,400	484,800	485,200	485,600	486,000	486,400	486,800	487,200	487,600	488,000	488,400	488,800	489,200	489,600	490,000	490,400	490,800	491,200	491,600	492,000	492,400	492,800	493,200	493,600	494,000	494,400	494,800	495,200	495,600	496,000	496,400	496,800	497,200	497,600	498,000	498,400	498,800	499,200	499,600	500,000	500,400	500,800	501,200	501,600	502,000	502,400	502,800	503,200	503,600	504,000	504,400	504,800	505,200	505,600	506,000	506,400	506,800	507,200	507,600	508,000	508,400	508,800	509,200	509,600	510,000	510,400	510,800	511,200	511,600	512,000	512,400	512,800	513,200	513,600	514,000	514,400	514,800	515,200	515,600	516,000	516,400	516,800	517,200	517,600	518,000	518,400	518,800	519,200	519,600	520,000	520,400	520,800	521,200	521,600	522,000	522,400	522,800	523,200	523,600	524,000	524,400	524,800	525,200	525,600	526,000	526,400	526,800	527,200	527,600
--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務 の級		1		2		3		4		5		6		7		8	
	号俸	俸 給	月 額															
	1	220,800	円	282,700	円	330,300	円	367,000	円	420,700	円	471,900	円	525,300	円	567,100	円	
	2	222,500		284,300		332,100		368,700		422,600		477,200		532,000		574,100		
	3	224,200		285,800		333,900		370,300		424,500		482,100		537,100		580,000		
	4	225,800		287,300		335,700		371,900		426,300		486,700		541,300		584,800		
	5	227,400		288,800		337,500		373,500		428,100		490,700		544,700		588,800		
	6	228,900		290,000		339,000		375,100		429,900		494,100		547,900		591,700		
	7	230,300		291,200		340,400		376,700		431,700		497,000		550,800		594,100		
	8	231,700		292,400		341,800		378,300		433,500		499,500		553,300		596,000		
	9	232,800		293,600		343,200		379,800		435,100		501,500		555,300				
	10	234,300		295,100		344,600		381,400		436,600								
	11	235,700		296,700		346,100		383,000		438,100								
	12	237,100		298,200		347,600		384,500		439,600								
	13	238,400		299,600		349,100		386,100		441,100								
	14	239,700		301,100		350,600		388,000		442,400								
	15	241,000		302,700		352,100		389,900		443,700								
	16	242,200		304,200		353,500		391,800		444,900								
	17	243,400		305,800		355,000		393,600		446,100								
	18	244,700		307,500		356,500		395,500		447,400								
	19	246,000		309,100		358,000		397,300		448,700								
	20	247,300		310,600		359,500		399,000		449,900								
	21	248,800		312,000		361,000		400,200		451,100								
	22	250,200		313,600		362,600		401,800		451,900								
	23	251,600		315,000		364,100		403,300		452,700								
	24	253,000		316,500		365,700		404,800		453,500								
	25	254,300		318,000		366,900		406,300		454,100								
	26	255,600		319,200		368,300		407,200		454,700								
	27	257,000		320,400		369,800		408,200		455,300								
	28	258,200		321,500		371,300		409,100		455,900								

29	259,500	322,700	372,700	410,100	456,600
30	260,700	323,800	374,200	411,300	457,400
31	261,800	324,900	375,700	412,400	457,800
32	262,900	326,000	377,200	413,500	458,500
33	263,900	326,900	378,600	414,400	459,000
34	265,000	328,000	380,000	415,100	459,400
35	266,100	329,100	381,300	415,700	459,800
36	267,200	330,100	382,700	416,400	460,200
37	268,200	331,100	383,700	416,900	460,600
38	269,100	332,200	384,800	417,400	460,900
39	270,000	333,300	385,700	417,900	461,200
40	270,800	334,300	386,700	418,300	461,500
41	271,600	335,300	387,300	418,700	461,800
42	272,500	336,300	387,600	418,900	462,100
43	273,200	337,400	388,000	419,200	462,400
44	274,100	338,500	388,400	419,500	462,700
45	274,900	339,500	388,800	419,800	463,000
46	275,800	340,400	389,300	420,100	
47	276,600	341,300	389,900	420,400	
48	277,300	342,100	390,400	420,700	
49	278,000	342,700	390,900	420,900	
50	278,800	343,400	391,500	421,200	
51	279,600	344,100	392,100	421,400	
52	280,200	344,700	392,600	421,700	
53	280,900	345,300	393,000	421,900	
54	281,700	345,900	393,500	422,200	
55	282,400	346,500	394,000	422,500	
56	283,000	347,100	394,600	422,800	
57	283,700	347,700	395,100	423,000	
58	284,400	348,200	395,700	423,300	
59	285,000	348,700	396,000	423,600	
60	285,700	349,200	396,500	423,800	
61	286,300	349,600	397,000	424,000	
62	287,000	349,800	397,400	424,300	
63	287,700	350,100	397,900	424,600	
64	288,200	350,600	398,400	424,800	

定年  
任用  
再任  
時  
短  
間  
勤  
務  
職  
員  
以  
外  
の  
職

定年 前任用 短時間 勤務職 員	65	288,800	350,900	398,900	425,000							
	66	289,400	351,300	399,400								
	67	290,100	351,700	399,800								
	68	290,700	352,100	400,100								
	69	291,300	352,500	400,400								
	70	291,900	353,000	400,700								
	71	292,600	353,500	401,000								
	72	293,200	353,900	401,200								
	73	293,700	354,100	401,400								
	74	294,300	354,500	401,700								
	75	294,900	354,900	402,000								
	76	295,500	355,300	402,200								
	77	296,100	355,600	402,400								
	78	296,600		402,700								
	79	297,100		403,000								
	80	297,700		403,200								
	81	298,200		403,400								
	82	298,800										
	83	299,400										
	84	299,900										
	85	300,300										
	86	300,900										
	87	301,400										
	88	301,900										
	89	302,400										
	90	302,800										
	91	303,100										
	92	303,500										
	93	303,900										

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級									
	号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	216,700 円	277,700 円	311,700 円	344,100 円	365,700 円	396,700 円	433,100 円	479,800 円	525,300 円	567,100 円
2	219,300	279,400	312,700	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000	574,100
3	221,800	281,000	313,600	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100	580,000
4	224,300	282,500	314,500	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300	584,800
5	226,800	284,100	315,400	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700	588,800
6	229,200	285,500	316,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300	547,900	591,700
7	231,700	286,800	317,100	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800	594,100
8	234,100	288,000	317,900	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300	596,000
9	236,500	289,200	318,800	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300	
10	238,800	290,400	319,800	356,900	380,200	411,100	446,100			
11	241,100	291,600	320,800	358,500	381,800	412,700	447,600			
12	243,400	292,700	321,700	360,100	383,400	414,300	449,100			
13	245,700	293,800	322,600	361,500	385,000	415,800	450,400			
14	248,000	294,700	323,800	363,100	386,600	417,800	452,100			
15	250,200	295,500	325,200	364,600	388,200	419,800	453,700			
16	252,400	296,300	326,500	366,100	389,800	421,800	455,300			
17	254,600	297,100	327,700	367,600	391,400	423,300	456,700			
18	256,900	297,900	329,000	369,200	393,000	425,000	458,400			
19	259,100	298,600	330,200	370,700	394,600	426,600	460,100			
20	261,300	299,300	331,300	372,200	396,200	428,300	461,700			
21	263,600	299,900	332,400	373,700	397,700	429,900	463,100			
22	265,400	300,500	333,600	375,300	399,300	431,400	463,800			
23	266,700	301,100	334,700	376,900	401,000	432,900	464,500			
24	268,000	301,600	335,800	378,500	402,700	434,300	465,200			
25	269,300	302,200	336,900	379,900	404,400	435,500	465,600			
26	270,400	302,700	338,000	381,600	406,400	437,000	466,100			
27	271,500	303,100	339,100	383,300	408,200	438,500	466,700			

官 報 (号外国会会議録) 令和8年3月9日 月曜日 発行

28	272,400	303,500	340,200	384,900	410,100	439,900	467,300		
29	273,400	304,000	341,400	386,500	411,800	441,400	467,900		
30	274,300	304,500	342,400	388,100	413,200	442,700	468,600		
31	275,200	304,900	343,500	389,700	414,400	443,900	469,100		
32	276,100	305,200	344,600	391,300	415,700	445,100	469,600		
33	276,900	305,600	345,800	393,000	416,700	446,100	470,100		
34	277,300	306,000	346,900	395,000	417,800	446,800	470,400		
35	277,600	306,400	348,000	397,000	418,800	447,500	470,700		
36	277,900	306,700	349,100	399,000	419,800	448,200	471,100		
37	278,200	307,100	350,100	400,700	420,900	448,700	471,400		
38	278,500	307,600	351,000	402,400	422,000	449,100	471,600		
39	278,800	308,000	351,800	403,900	423,100	449,500	471,900		
40	279,100	308,400	352,700	405,400	424,200	449,800	472,100		
41	279,400	308,700	353,500	406,600	425,400	450,100	472,400		
42	279,800	309,100	354,300	407,600	426,200	450,400	472,600		
43	280,100	309,500	355,200	408,600	427,000	450,700	472,800		
44	280,400	309,900	356,000	409,600	427,600	451,000	473,000		
45	280,600	310,200	356,600	410,600	428,100	451,200	473,400		
46	280,900	310,600	357,500	411,700	428,800	451,500			
47	281,200	310,900	358,300	412,800	429,500	451,800			
48	281,500	311,100	359,100	413,900	430,100	452,000			
49	281,700	311,300	359,800	415,200	430,800	452,300			
50	282,000	311,600	360,600	416,000	431,200	452,600			
51	282,300	311,900	361,400	416,800	431,800	452,900			
52	282,500	312,100	362,200	417,400	432,400	453,200			
53	282,700	312,300	363,000	417,900	432,800	453,400			
54	283,000	312,600	363,900	418,600	433,200	453,700			
55	283,300	312,900	364,900	419,200	433,700	453,900			
56	283,500	313,100	365,900	419,900	434,200	454,200			
57	283,700	313,300	366,500	420,200	434,700	454,400			
58	284,000	313,600	367,300	420,900	435,200	454,700			
59	284,300	313,900	368,000	421,600	435,600	455,000			
60	284,500	314,100	368,600	422,100	436,000	455,200			

定年  
再任  
用時  
短  
期  
勤  
務  
員  
以  
外  
の  
職  
員

定年 再任用 前任用 臨時 短任 勤務 職員	備考	この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。																	
		基 俸 給 月 額 円	準 額	基 俸 給 月 額 円	準 額	基 俸 給 月 額 円	準 額	基 俸 給 月 額 円	準 額	基 俸 給 月 額 円	準 額								
61		284,700		314,300		369,000		422,500		436,400		455,400							
62		285,000		314,600		369,500		422,900		436,700		455,700							
63		285,300		314,900		370,000		423,400		437,000		456,000							
64		285,500		315,100		370,500		423,900		437,300		456,300							
65		285,700		315,300		371,000		424,400		437,500		456,500							
66		286,000				371,600		424,800		437,800		456,800							
67		286,300				372,300		425,300		438,100		457,100							
68		286,500				372,900		425,800		438,300		457,400							
69		286,700				373,400		426,300		438,500		457,600							
70		287,000				373,900		426,800		438,800		457,900							
71		287,300				374,500		427,400		439,100		458,200							
72		287,500				375,100		427,900		439,300		458,500							
73		287,700				375,600		428,300		439,500		458,700							
74						376,100		428,900		439,800									
75						376,300		429,300		440,100									
76						376,700		429,500		440,300									
77						376,900		429,800		440,500									
78						377,400		430,300		440,800									
79						377,900		430,600		441,100									
80						378,400		430,900		441,300									
81						378,600		431,200		441,500									
82						431,600		431,600		441,800									
83						432,000		432,000		442,100									
84						432,400		432,400		442,300									
85		218,300		245,200		295,000		321,900		336,500		360,700		397,000		429,900		473,500	544,100

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)  
ヤ 公安職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	俸給月額										
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
職員の 区分	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800	525,300	567,100
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000	574,100
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100	580,000
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300	584,800
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700	588,800
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300	547,900	591,700
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800	594,100
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300	596,000
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300	
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100			
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600			
12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100				
13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400				
14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100				
15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700				
16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300				
17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700				
18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400				
19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100				
20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700				
21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100				
22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800				
23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500				
24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200				
25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600				
26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100				
27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700				
28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300				
29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900				
30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600				
31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100				

32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600		
33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100		
34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400		
35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700		
36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100		
37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400		
38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600		
39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900		
40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100		
41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400		
42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600		
43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800		
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000		
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400		
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500			
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800			
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000			
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300			
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600			
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900			
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200			
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400			
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700			
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900			
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200			
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400			
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700			
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000			
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200			
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400			
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700			
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000			
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300			
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500			
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800			
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100			
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400			



定年 再任用 短時間 勤務職 員	112	331,500	360,300	383,600	410,400																
	113	332,300	361,200	384,000	410,700																
	114	332,900	362,100	384,400	411,200																
	115	333,600	363,000	384,900	411,700																
	116	334,200	364,000	385,400	412,200																
	117	334,800	365,000	385,800	412,600																
	118	335,500	365,400	386,300	413,100																
	119	336,200	366,000	386,900	413,500																
	120	336,900	366,600	387,400	414,000																
	121	337,500	366,900	387,600	414,400																
	122	337,800	367,300	388,100																	
	123	338,300	367,700	388,600																	
	124	338,800	368,100	389,000																	
	125	339,100	368,500	389,500																	
	126		368,900	390,000																	
	127		369,300	390,500																	
	128		369,700	391,000																	
	129		370,100	391,300																	
	130		370,500	391,800																	
	131		370,900	392,300																	
	132		371,300	392,800																	
	133		371,500	393,100																	
	134		372,000	393,600																	
	135		372,300	394,000																	
	136		372,600	394,400																	
	137		372,900	394,700																	
	138		373,300	395,100																	
	139		373,800	395,600																	
	140		374,300	396,100																	
	141		374,600	396,400																	
	142		375,100																		
	143		375,600																		
	144		376,100																		
	145		376,400																		

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級	俸給月額									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	1	216,700	277,700	311,700	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800	525,300	567,100
		219,100	279,400	312,700	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000	574,100
2	2	221,600	281,000	313,600	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100	580,000
		224,000	282,500	314,500	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300	584,800
3	3	226,400	284,100	315,400	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700	588,800
		228,800	285,500	316,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300	547,900	591,700
4	4	231,100	286,800	317,100	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800	594,100
		233,400	288,000	317,900	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300	596,000
5	5	235,700	289,200	318,800	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300	
		238,100	290,400	319,800	356,900	380,200	411,100	446,100			
6	6	240,500	291,600	320,800	358,500	381,800	412,700	447,600			
		242,800	292,700	321,700	360,100	383,400	414,300	449,100			
7	7	245,100	293,800	322,600	361,500	385,000	415,800	450,400			
		247,400	294,700	323,800	363,100	386,600	417,800	452,100			
8	8	249,700	295,500	325,200	364,600	388,200	419,800	453,700			
		252,000	296,300	326,500	366,100	389,800	421,800	455,300			
9	9	254,300	297,100	327,700	367,600	391,400	423,300	456,700			
		256,600	297,900	329,000	369,200	393,000	425,000	458,400			
10	10	258,900	298,600	330,200	370,700	394,600	426,600	460,100			
		261,200	299,300	331,300	372,200	396,200	428,300	461,700			
11	11	263,600	299,900	332,400	373,700	397,700	429,900	463,100			
		265,400	300,500	333,600	375,300	399,300	431,400	463,800			
12	12	266,700	301,100	334,700	376,900	401,000	432,900	464,500			
		268,000	301,600	335,800	378,500	402,700	434,300	465,200			
13	13	269,300	302,200	336,900	379,900	404,400	435,500	465,600			
		270,400	302,900	338,000	381,600	406,400	437,000	466,100			
14	14	271,500	303,500	339,100	383,300	408,200	438,500	466,700			
		272,400	304,200	340,200	384,900	410,100	439,900	467,300			
15	15	273,400	304,800	341,400	386,500	411,800	441,400	467,900			
		274,300	305,500	342,400	388,100	413,200	442,700	468,600			
16	16	275,200	306,200	343,500	389,700	414,400	443,900	469,100			
		276,100	306,700	344,600	391,300	415,700	445,100	469,600			

33	276,900	307,300	345,800	393,000	416,700	446,100	470,100
34	277,600	307,900	346,900	395,000	417,800	446,800	470,400
35	278,300	308,500	348,000	397,000	418,800	447,500	470,700
36	278,900	309,000	349,100	399,000	419,800	448,200	471,100
37	279,500	309,800	350,100	400,700	420,900	448,700	471,400
38	280,000	310,400	351,300	402,400	422,000	449,100	471,600
39	280,500	310,900	352,400	403,900	423,100	449,500	471,900
40	281,000	311,500	353,500	405,400	424,200	449,800	472,100
41	281,600	312,200	354,600	406,600	425,400	450,100	472,400
42	282,100	312,800	355,800	407,600	426,200	450,400	472,600
43	282,600	313,400	357,000	408,600	427,000	450,700	472,800
44	283,100	314,000	358,200	409,600	427,600	451,000	473,000
45	283,500	314,600	359,100	410,600	428,100	451,200	473,400
46	284,000	315,100	360,300	411,700	428,800	451,500	
47	284,500	315,700	361,500	412,800	429,500	451,800	
48	285,000	316,300	362,700	413,900	430,100	452,000	
49	285,500	317,000	363,700	415,200	430,800	452,300	
50	286,000	317,600	364,900	416,000	431,200	452,600	
51	286,500	318,300	366,100	416,800	431,800	452,900	
52	286,900	319,000	367,300	417,400	432,400	453,200	
53	287,300	319,500	368,400	417,900	432,800	453,400	
54	287,800	320,100	369,600	418,600	433,200	453,700	
55	288,300	320,800	370,800	419,200	433,700	453,900	
56	288,700	321,500	371,900	419,900	434,200	454,200	
57	289,100	322,000	373,100	420,200	434,700	454,400	
58	289,500	322,600	374,100	420,900	435,200	454,700	
59	289,900	323,200	375,000	421,600	435,600	455,000	
60	290,300	323,800	376,000	422,100	436,000	455,200	
61	290,900	324,400	376,400	422,500	436,400	455,400	
62	291,400	324,900	377,100	422,900	436,700	455,700	
63	291,800	325,500	377,700	423,400	437,000	456,000	
64	292,200	326,100	378,400	423,900	437,300	456,300	
65	292,700	326,600	379,100	424,400	437,500	456,500	
66	293,200	327,200	379,800	424,800	437,800	456,800	
67	293,600	327,800	380,500	425,300	438,100	457,100	
68	294,000	328,300	381,000	425,800	438,300	457,400	

定年  
任用  
短時間勤務  
職員以上の  
職員以外の職

69	294,400	328,700	381,700	426,300	438,500	457,600			
70	294,900	329,200	382,300	426,800	438,800	457,900			
71	295,300	329,600	382,900	427,400	439,100	458,200			
72	295,700	330,100	383,500	427,900	439,300	458,500			
73	296,100	330,600	384,000	428,300	439,500	458,700			
74	296,600	331,000	384,600	428,900	439,800				
75	297,000	331,300	385,000	429,300	440,100				
76	297,400	331,600	385,500	429,500	440,300				
77	297,800	331,800	385,800	429,800	440,500				
78	298,300	332,100	386,300	430,300	440,800				
79	298,700	332,400	386,800	430,600	441,100				
80	299,100	332,600	387,300	430,900	441,300				
81	299,500	332,800	387,800	431,200	441,500				
82	299,900	333,000	388,200	431,600	441,800				
83	300,400	333,300	388,500	432,000	442,100				
84	300,800	333,600	388,900	432,400	442,300				
85	301,200	333,800	389,100	432,700	442,500				
86	301,600	334,000	389,400						
87	301,800	334,200	389,900						
88	302,100	334,600	390,200						
89	302,400	334,800	390,400						
90		335,000	390,800						
91		335,200	391,100						
92		335,500	391,400						
93		335,800	391,600						
94		336,000	392,000						
95		336,200	392,400						
96		336,500	392,700						
97		336,800	393,000						
98		337,000							
99		337,200							
100		337,500							
101		337,800							

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)  
 イ 海事職俸給表(一)

職員の 区分	職務の級		1		2		3		4		5		6		7	
	号俸	俸給	月額													
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32	1	1	233,100	1	291,100	1	333,000	1	379,900	1	422,900	1	476,600	1	532,600	
	2	1	236,400	2	292,800	2	334,100	2	381,600	2	425,000	2	478,400	2	533,700	
	3	1	239,700	3	294,500	3	335,200	3	383,300	3	427,100	3	480,200	3	534,800	
	4	1	243,000	4	296,200	4	336,200	4	384,800	4	429,200	4	482,000	4	535,800	
	5	1	246,200	5	297,900	5	337,100	5	386,300	5	431,100	5	483,800	5	536,800	
	6	1	249,300	6	299,400	6	338,500	6	388,000	6	432,500	6	485,500	6	537,400	
	7	1	252,500	7	300,800	7	340,100	7	389,700	7	433,900	7	487,200	7	538,200	
	8	1	255,500	8	302,300	8	341,700	8	391,200	8	435,200	8	488,800	8	539,000	
	9	1	258,500	9	303,800	9	343,600	9	392,700	9	436,500	9	490,200	9	539,700	
	10	1	261,400	10	305,100	10	345,200	10	394,200	10	437,800	10	491,400	10	540,200	
	11	1	264,300	11	306,300	11	346,800	11	395,600	11	439,000	11	493,000	11	540,800	
	12	1	267,100	12	307,600	12	348,400	12	397,100	12	440,200	12	494,200	12	541,400	
	13	1	269,900	13	308,900	13	350,100	13	398,600	13	441,400	13	495,500	13	542,000	
	14	1	272,800	14	310,200	14	351,700	14	400,000	14	442,600	14	496,800	14	543,000	
	15	1	275,600	15	311,400	15	353,300	15	401,300	15	443,700	15	498,000	15	544,000	
	16	1	278,300	16	312,700	16	354,800	16	402,600	16	444,800	16	499,200	16	545,000	
	17	1	280,900	17	313,900	17	356,300	17	404,100	17	445,800	17	500,300	17	546,000	
	18	1	282,300	18	315,000	18	357,100	18	405,600	18	446,800	18	501,400	18	547,000	
	19	1	283,700	19	316,200	19	357,900	19	407,200	19	447,900	19	502,500	19	548,000	
	20	1	285,100	20	317,300	20	358,600	20	408,800	20	449,000	20	503,600	20	549,000	
	21	1	286,500	21	318,600	21	359,400	21	410,300	21	449,900	21	504,700	21	550,000	
	22	1	287,600	22	319,400	22	360,100	22	411,700	22	450,700	22	505,800	22	551,000	
	23	1	288,700	23	320,100	23	360,900	23	413,100	23	451,600	23	506,900	23	552,000	
	24	1	289,800	24	320,800	24	361,600	24	414,500	24	452,400	24	508,000	24	553,000	
	25	1	290,900	25	321,500	25	362,400	25	415,800	25	453,300	25	509,100	25	554,000	
	26	1	291,500	26	322,200	26	363,100	26	417,000	26	454,200	26	510,200	26	555,000	
	27	1	291,900	27	322,800	27	363,900	27	418,200	27	455,000	27	511,300	27	556,000	
	28	1	292,300	28	323,400	28	364,600	28	419,400	28	455,800	28	512,400	28	557,000	
	29	1	292,700	29	324,100	29	365,300	29	420,600	29	456,600	29	513,500	29	558,000	
	30	1	293,100	30	324,600	30	366,000	30	421,600	30	457,400	30	514,600	30	559,000	
	31	1	293,400	31	325,200	31	366,600	31	422,600	31	458,200	31	515,700	31	560,000	
	32	1	293,700	32	325,800	32	367,300	32	423,600	32	459,000	32	516,800	32	561,000	

官 報 (号外国会会議録) 令和8年3月9日 月曜日 発行

33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100
34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600
35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100
36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600
37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100
38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700
39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000
40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600
41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100
42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700	
43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300	
44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900	
45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200	
46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800	
47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400	
48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000	
49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400	
50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700	
51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000	
52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200	
53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400	
54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600	
55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900	
56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200	
57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400	
58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700	
59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000	
60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200	
61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400	
62	301,900	335,900	386,300	440,600		
63	302,200	336,200	386,600	441,100		
64	302,400	336,400	386,900	441,600		
65	302,600	336,600	387,100	442,100		
66	302,800	336,900	387,300	442,700		
67	303,000	337,200	387,600	443,200		
68	303,300	337,400	387,900	443,800		

定年  
再任用  
短時間勤務  
職員以上の  
外員

定年 再任用 時 短 期 勤 務 員	69	303,600		337,600		388,200		444,300		367,200		415,600		486,200	
		基 俸 給 月 準 額 円	給 月 準 額 円												
	70														
	71														
	72														
	73														
	74														
	75														
	76														
	77														
	78														
	79														
	80														
	81														
	82														
	83														
	84														
	85														
	86														
	87														
	88														
	89														
	90														
	91														
	92														
	93														
	94														
	95														
	96														
	97														

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	俸給月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	221,200	258,000	299,300	326,200	350,400	373,400
		222,900	261,000	300,200	327,700	351,200	374,500
2	2	224,600	263,900	301,100	329,200	351,900	375,500
		226,200	266,800	301,900	330,200	352,600	375,900
3	3	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200	376,300
		230,400	271,700	303,700	331,600	353,700	377,100
4	4	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200	377,900
		235,800	275,600	305,500	333,200	354,600	378,500
5	5	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000	379,200
		240,700	278,800	307,400	335,100	355,400	380,000
6	6	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800	380,800
		244,900	281,700	309,300	337,100	356,100	381,400
7	7	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400	382,100
		248,700	284,000	311,300	338,500	356,800	382,900
8	8	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100	383,800
		252,100	285,300	313,400	339,500	357,400	384,700
9	9	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700	385,400
		255,100	286,300	315,000	340,400	358,000	386,300
10	10	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300	387,100
		258,200	287,100	316,800	341,300	358,600	387,900
11	11	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800	388,600
		260,900	288,400	319,000	342,000	359,100	389,400
12	12	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400	390,300
13	13						
14	14						
15	15						
16	16						
17	17						
18	18						
19	19						
20	20						
21	21						
22	22						
23	23						
24	24						
25	25						
26	26						
27	27						
28	28						
29	29						
30	30						
31	31						
32	32						
33	33						
34	34						
35	35						
36	36						
37	37						
38	38						
39	39						
40	40						
41	41						
42	42						
43	43						
44	44						
45	45						
46	46						
47	47						
48	48						
49	49						
50	50						
51	51						
52	52						



別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	教育職俸給表(一)								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級				
ヤ	1	275,700	354,200	408,200	475,300	580,500	33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68	340,600 342,500 344,400 346,300 348,000 349,200 350,300 351,300 351,800 352,200 352,600 352,900 353,400 353,900 354,400 354,700 355,000 355,300 355,600 355,900 356,300 356,600 357,000 357,300 357,600 358,000 358,300 358,700 359,000 359,300 359,700 360,000 360,700 361,000 361,400	400,100 401,300 402,500 403,600 404,600 405,800 406,900 407,900 409,000 410,200 411,300 412,400 413,300 414,300 415,300 416,200 417,400 418,700 420,100 421,400 422,200 423,200 424,200 425,300 426,200 426,900 427,700 428,400 429,100 429,900 430,700 431,300 431,900 432,200 432,500 432,800	442,300 443,500 444,600 445,800 446,500 447,400 448,300 449,100 449,900 450,800 451,600 452,300 453,000 453,900 454,800 455,700 456,600 457,500 458,500 459,400 460,400 461,400 462,300 463,300 464,200 465,100 466,000 467,000 467,800 468,200 468,800 469,400 470,000 470,700 471,000 471,600
	2	277,900	355,800	409,800	484,100	587,500				
	3	280,000	357,400	411,100	492,700	593,300				
	4	281,900	358,900	412,300	501,100	598,200				
	5	283,700	360,400	413,500	509,500	602,100				
	6	285,200	362,000	414,500	517,500	605,000				
	7	286,700	363,600	415,500	525,000	607,200				
	8	288,200	365,100	416,400	532,200	609,200				
	9	290,000	366,500	417,300	539,100	612,000				
	10	291,900	368,500	418,300	545,000	615,000				
	11	293,700	370,500	419,400	549,600	618,000				
	12	295,600	372,400	420,500	553,000	621,000				
	13	297,600	374,200	421,500	556,400	624,000				
	14	299,600	375,800	422,600	559,500	627,000				
	15	301,600	377,400	423,600	562,400	630,000				
	16	303,600	378,800	424,600	564,900	633,000				
	17	305,500	380,100	425,600	567,000	636,000				
	18	308,000	381,600	426,700	569,500	639,000				
	19	310,700	382,800	427,800	572,400	642,000				
	20	313,300	384,100	428,900	574,900	645,000				
	21	315,900	385,400	429,900	577,400	648,000				
	22	318,300	386,600	431,000	579,900	651,000				
	23	320,700	387,800	432,100	582,400	654,000				
	24	322,900	388,900	433,200	584,900	657,000				
	25	325,100	390,000	434,300	587,400	660,000				
	26	327,100	391,300	435,400	589,900	663,000				
	27	329,100	392,600	436,500	592,400	666,000				
	28	331,100	393,900	437,600	594,900	669,000				
	29	333,100	395,100	438,700	597,400	672,000				
	30	335,000	396,400	439,800	599,900	675,000				
	31	336,900	397,700	440,900	602,400	678,000				
	32	338,800	398,900	441,900	604,900	681,000				





定年 再任用 短時間 勤務員 以外の 職員	68	319,800	386,800	449,600	108	335,800	429,600	327,300
	69	320,200	388,000	450,500	109	336,200	430,000	
	70	320,500	389,300	451,300	110	336,700	430,400	
	71	320,900	390,500	452,100	111	337,100	430,700	
	72	321,300	391,700	453,000	112	337,500	431,000	
	73	321,600	392,900	453,700	113	337,800	431,200	
	74	322,000	394,200	454,100	114	338,300	431,500	
	75	322,500	395,500	454,500	115	338,600	431,800	
	76	322,900	396,700	454,900	116	339,000	432,100	
	77	323,200	397,800	455,300	117	339,300	432,300	
	78	323,700	398,900	455,800	118	339,700	432,600	
	79	324,100	400,000	456,200	119	340,200	432,900	
	80	324,500	401,200	456,600	120	340,700	433,100	
	81	324,900	402,600	456,800	121	340,900	433,300	
	82	325,300	404,000	457,200	122	341,300	433,600	
	83	325,700	405,400	457,500	123	341,600	433,900	
	84	326,100	406,800	457,800	124	341,900	434,100	
	85	326,500	407,800	458,100	125	342,100	434,300	
	86	327,000	409,100		126	342,400		
	87	327,500	410,400		127	342,900		
	88	328,000	411,800		128	343,300		
	89	328,300	412,900		129	343,500		
	90	328,700	413,800		130	343,900		
	91	329,100	414,800		131	344,300		
	92	329,500	415,900		132	344,700		
	93	330,000	416,700		133	344,900		
	94	330,400	417,800		134	345,300		
	95	331,000	418,900		135	345,700		
	96	331,500	419,800		136	346,000		
	97	331,900	420,700		137	346,300		
	98	332,300	421,600		138	346,700		
	99	332,600	422,500		139	347,100		
	100	332,900	423,400		140	347,500		
	101	333,200	424,200		141	347,900		
	102	333,500	425,200					
	103	333,800	426,100					
	104	334,100	427,100					
	105	334,400	427,700					
	106	334,900	428,400					
	107	335,400	429,100					

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。





別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	俸給月額								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級				
イ	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700	23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	374,700 377,700 380,800 383,100 385,400 387,600 389,500 391,200 392,900 394,700 396,400 398,200 399,800 401,100 402,500 403,900 405,300 406,700 408,200 408,900 409,500 410,100 410,900 411,500 412,100 412,600 413,100 413,500	454,000 455,400 456,800 458,200 459,500 460,900 462,300 463,600 465,000 466,400 467,700 469,100 470,400 471,800 473,200 474,900 476,500 478,000 479,600 480,800 481,900 483,000 484,000 484,900 485,800 486,600 487,300 488,000	509,900 511,700 513,300 515,100 516,900 518,400 519,800 521,500 523,300 525,000 526,500 527,800 529,100 530,400 531,400 532,700 534,000 535,300 536,300 537,100 537,900 538,700 539,600 540,400 541,200 541,900 542,700 543,500
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500				
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500				
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800				
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800				
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200				
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100				
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800				
	9	328,300	434,000	484,600	599,500					
	10	331,800	435,500	486,300	601,800					
	11	335,200	437,000	488,100						
	12	338,600	438,500	489,900						
	13	342,000	439,900	491,700						
	14	345,500	441,300	493,400						
	15	348,900	442,800	495,200						
	16	352,300	444,200	497,000						
	17	355,700	445,500	498,800						
	18	358,800	447,000	500,700						
	19	362,000	448,400	502,600						
	20	365,200	449,800	504,500						
	21	368,500	451,100	506,400						
	22	371,600	452,600	508,100						

定年  
再任用  
短時間勤務  
職務以外  
の職員



ロ 医療職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1		2		3		4		5		6		7		8	
		俸 給	月 額														
	1		201,000		239,800		274,400		293,300		326,300		372,300		427,200		492,200
	2		203,100		241,100		275,200		294,100		327,700		374,000		429,100		493,600
	3		205,200		242,400		275,900		294,800		329,100		375,600		431,100		494,900
	4		207,300		243,700		276,700		295,500		330,500		377,200		432,900		496,200
	5		209,300		244,900		277,500		296,200		331,900		378,700		434,700		497,500
	6		211,300		246,000		278,300		296,900		333,500		380,300		436,300		498,900
	7		213,300		247,000		279,100		297,600		335,000		381,900		437,900		500,300
	8		215,100		247,900		279,800		298,300		336,500		383,500		439,400		501,500
	9		216,900		249,000		280,500		299,100		337,900		385,100		440,900		502,900
	10		218,800		250,100		281,300		299,800		339,500		387,100		442,200		504,200
	11		220,700		251,200		282,100		300,600		341,000		389,100		443,500		505,600
	12		222,800		252,400		282,900		301,200		342,500		391,100		444,800		507,000
	13		224,500		253,600		283,700		301,800		343,900		392,500		446,100		508,400
	14		226,500		254,800		284,500		302,900		345,500		394,200		447,300		509,500
	15		228,700		256,000		285,200		304,000		347,000		395,900		448,500		510,600
	16		230,800		257,100		286,000		305,200		348,500		397,600		449,600		511,800
	17		232,900		258,100		286,800		306,300		350,000		399,300		450,800		512,900
	18		234,000		259,100		287,600		307,500		351,600		400,800		451,900		513,800
	19		235,000		260,200		288,400		308,600		353,200		402,300		453,100		514,700
	20		236,100		261,200		289,100		309,800		354,700		403,800		454,300		515,600
	21		237,200		262,300		289,900		311,000		356,000		405,100		455,400		516,600
	22		238,000		263,200		290,800		312,200		357,500		406,400		456,200		
	23		238,900		264,000		291,700		313,400		359,000		407,700		456,600		
	24		239,700		264,800		292,400		314,500		360,500		408,800		457,300		
	25		240,600		265,600		293,100		315,700		361,900		409,900		457,800		
	26		241,500		266,400		294,000		316,900		363,400		411,000		458,200		
	27		242,400		267,200		294,900		318,000		364,900		412,100		458,600		
	28		243,300		268,000		295,600		319,200		366,300		413,200		459,000		
	29		244,100		268,700		296,400		320,400		367,700		414,000		459,400		
	30		244,900		269,500		297,400		321,600		369,300		414,800		459,800		
	31		245,600		270,300		298,300		322,800		370,700		415,500		460,100		
	32		246,400		271,100		299,300		324,000		372,200		416,300		460,400		
	33		247,100		271,900		300,300		325,100		373,400		416,700		460,700		
	34		247,700		272,700		301,400		326,200		374,500		417,300		461,000		
	35		248,400		273,300		302,400		327,400		375,700		417,800		461,300		

36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		

定年  
前再  
任用  
短時  
勤務  
員以  
外の  
員

77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
78	265,000	301,000	338,100	359,700				
79	265,300	301,200	338,500	359,900				
80	265,500	301,500	339,000	360,200				
81	265,700	301,800	339,500	360,700				
82	266,000	302,000	339,800	361,000				
83	266,300	302,300	340,000	361,300				
84	266,500	302,600	340,300	361,600				
85	266,700	302,800	340,700	362,000				
86		303,000	341,100	362,300				
87		303,200	341,400	362,600				
88		303,400	341,700	362,900				
89		303,800	342,000	363,300				
90		304,000	342,200	363,600				
91		304,200	342,600	363,800				
92		304,400	342,900	364,100				
93		304,800	343,100	364,400				
94		305,000	343,400	364,800				
95		305,200	343,700	365,200				
96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105		307,800	346,100					
106			346,400					
107			346,800					
108			347,200					
109			347,400					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

定年  
再任用  
短時間勤務  
職員

八 医療職俸給表(三)

職員の 区分	職務の級		1		2		3		4		5		6		7	
	号俸	俸給	月額													
1	1		221,700		254,700		293,900		307,300		330,800		373,400		428,500	
	2		223,600		256,800		294,400		307,800		331,800		375,100		430,700	
	3		225,400		259,000		294,900		308,300		332,800		376,800		432,900	
	4		227,100		261,200		295,400		308,800		333,700		378,500		435,000	
2	5		228,800		263,400		295,800		309,300		334,700		380,300		436,900	
	6		230,700		264,400		296,300		309,800		335,900		382,300		438,800	
	7		232,500		265,200		296,800		310,400		337,100		384,300		440,600	
	8		234,200		266,100		297,200		310,800		338,300		386,300		442,500	
3	9		235,900		266,900		297,600		311,300		339,200		388,000		444,200	
	10		237,800		268,000		298,100		311,800		340,400		390,100		445,800	
	11		239,700		269,100		298,600		312,400		341,500		392,200		447,600	
	12		241,600		270,000		299,100		312,900		342,600		394,200		449,200	
4	13		243,400		270,800		299,500		313,300		343,600		396,100		450,500	
	14		245,400		271,500		300,000		313,900		344,700		397,700		451,800	
	15		247,400		272,200		300,400		314,600		345,800		399,500		453,400	
	16		249,400		273,000		300,900		315,200		346,900		401,300		455,000	
5	17		251,400		274,100		301,400		315,800		348,000		403,000		456,700	
	18		253,400		275,000		301,800		316,700		349,100		404,700		458,300	
	19		255,500		275,900		302,300		317,500		350,200		406,700		459,800	
	20		257,500		276,800		302,700		318,400		351,300		408,400		461,200	
6	21		259,400		277,800		303,200		319,200		352,400		410,100		462,300	
	22		260,600		278,800		303,600		320,100		353,600		411,800		463,600	
	23		261,700		279,700		304,100		321,000		354,700		413,600		464,900	
	24		262,800		280,700		304,500		321,800		355,800		415,400		466,400	
7	25		263,900		281,500		305,000		322,600		356,800		417,000		467,400	
	26		264,700		282,400		305,600		323,400		358,100		418,700		468,000	
	27		265,600		283,300		306,300		324,300		359,400		420,500		468,700	
	28		266,400		284,200		307,000		325,200		360,700		422,300		469,300	
8	29		267,200		285,200		307,700		325,900		361,900		423,800		470,200	
	30		267,900		285,900		308,400		327,000		363,400		425,300		470,900	
	31		268,600		286,600		309,100		328,100		364,900		426,800		471,700	
	32		269,300		287,300		309,900		329,100		366,400		428,100		472,500	

官 報 (号外国会会議録) 令和8年3月9日 月曜日 発行

33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		

69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	

定年  
再任用  
短時間  
勤務員  
以上の  
職外員

105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		
137	313,900	345,500		
138	314,200	345,900		
139	314,500	346,300		
140	314,800	346,700		

141	315,000	347,000	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000
	準 額 円						
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	俸給月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
2	2	214,400	269,300	300,500	327,400	368,500	422,600
3	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
4	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
5	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
6	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
7	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
8	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
9	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
10	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
11	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
12	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
13	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
14	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
15	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
16	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
17	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
18	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
19	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
20	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
21	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
22	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
23	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
24	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
25	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
26	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
27	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
28	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
29	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
30	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
31	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
32	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
33	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
34	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
35	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
36	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							

定年  
再任  
短時間勤務  
職務以外  
の職員





別表第十一 指定職俸給表(第六条関係)

号 俸	俸 給 月 額
1	736,000 円
2	794,000
3	852,000
4	933,000
5	1,006,000
6	1,078,000
7	1,153,000
8	1,224,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は診療所の長その他の職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第十条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「初任給調整手当」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第十条の五を第十条の六とし、第十条の四の次に次の一条を加える。  
 第十条の五 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める

額)並びにこれに第十一条の三、第十一条の四又は第十一条の六の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事院規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事院規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、人事院規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定めるものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十二条第二項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「六万六千四百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事院規則で」に改め、同号イからワまでを削り、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「月」の下に「当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事院規則で定める場合にあつては、その翌月」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び」を「、」に、「」を「」及び前項第一号に定める額の下に、「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事院規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第九項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負

担することを常例とするもの(人事院規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場の料金に相当する額として人事院規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前三項の規定による額

第十九条の四第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を」を「百分の百二十六・二五」に、「六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百六十八・七五」を「百分の百十七・五」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

第十九条の七第二項第一号イ中「六月に支給する場合には百分の百五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百七・五(特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五)を」を「百分の百二十六・二五」に改め、同号ロ中「六月に支給する

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号 一般職の職員の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の五十」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十」、十二月に支給する場合には百分の五十二・五(特定管理職員にあつては、百分の六十二・五)を「百分の六十一・二五」に改める。

附則第十四項中「第十条の五第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		428,000
2		491,000
3		556,000
4		642,000
5		746,000
6		851,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		358,000
2		395,000
3		424,000

第七条第二項中「百分の百七十二・五」との下に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とを加える。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び

勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

(一般職の任期付職員の特例に関する法律の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		405,000
2		455,000
3		508,000
4		574,000
5		655,000
6		765,000
7		893,000

第八条第二項中「百分の九十五」との下に「「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」とを、「百分の八十七・五」との下に「「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十」とを加える。

第六条 一般職の任期付職員の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の百五」を「百分の百六・二五」に、「百分の八十七・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、第四条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条及び第九条の規定 令和八年四月一日
- 二 附則第十条の規定 医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日を遅く遅い日

第一条の規定による改正後の一般職の職員の特例に関する法律(次条から附則第四条まで)において「改正後の給与法」という。の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付研究員法」という。の規定による改正後の一般職の任期付職員の特例に関する法律(次条及び附則第四条において「改正後の任期付職員法」という。の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

第二条 令和七年四月一日(以下この条及び次条において「適用日」という。の前日において一般職の任期付職員の特例に関する法律(附則第七条第三項の規定による俸給月額を受け替えていた職員)の適用日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び改正後の給与法別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額

との権衡を考慮して人事院規則で定める。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第三条 改正後の給与法第十四条第二項の規定は、令和四年四月二日から適用日の前日までの間に新たに俸給表の適用を受ける職員となつて一般職の職員の特例に関する法律第十三条の第二項に規定する特地官署又は同法第十四条第一項に規定する準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員を除く。その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員)にも適用する。

(給与の内払)

第四条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の特例に関する法律、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の特例に関する法律に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

第五条 第二条の規定の施行の日から令和十年三月三十一日までの間における同条の規定による改正後の一般職の職員の特例に関する法律第十

条の五第一項の規定の適用については、同項中「第十一條の四又は第十一條の六」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第七十二号)附則第七條第三項の規定により読み替えられた第十一條の四若しくは同項の規定により読み替えられた第十一條の六又は同法附則第七條第一項」とする。

(その他の経過措置の人事院規則への委任)

第六條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(地方自治法等の一部改正)

第七條 次に掲げる法律の規定中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四條第二項

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一條

三 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四條第二項

四 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二條第五項

(港湾法等の一部改正)

第八條 次に掲げる法律の規定中、「第十一條の八第三項、第十二條第四項、第十二條の第二第三項及び第十四條第二項」を「及び第十一條の八第三項」に改める。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三條の二十九第三項

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第一百

令和七年十二月十六日 参議院會議録第十号

第十七号)第七十八條第三項

三 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)第十條第二項

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三條第十項中「第二條の規定による改正後の」及び「(附則第七條及び第十二條第四項において「新一般職給与法」という。)」を削る。

附則第七條第四項中「新一般職給与法」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同條第五項中「新一般職給与法」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同條第六項中「新一般職給与法」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同條第七項中「第七項及び第九項から第十一項まで、第十條の四並びに第十一條並びに新一般職給与法第八條第五項、第六項及び第八項」を「から第十一項まで、第十條の四及び第十一條」に改め、同條第九項中「附則第二十條の規定による改正後の」を削る。

附則第十二條第二項中「附則第十九條の規定による改正後の」及び「(次項において「新育児休業法」という。)」を削り、同條第三項中「新育児休業法」を「育児休業法」に改め、同條第四項中「新一般職給与法」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

(医療法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 医療法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四十六條のうち地方公務員災害補償法

第二條第五項の改正規定中「及び」を「、特定医師手当及び」に改めるを「産業教育手当」の下に「、特定医師手当を加える」に改める。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年十二月十六日

内閣委員長 北村 経夫  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、令和七年度において、約三億円である。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。  
令和七年十二月十一日

衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一殿

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「俸給」の下に、「本府省業務調整手当」を加える。

第三條第二項第一号中「百二十一万六千円を「百二十五万円」に改め、同項第二号中「百十九万千円」を「百二十二万四千円」に改め、同項第三号中「百十九万千円又は百四万九千円」を「百二十二万四千円又は百七万八千円」に改め、同項第三項中「百四十八万六千円、百四十二万六千円」を「百五十二万八千円、百四十六万六千円」に、「七十七万二千円」を「七十九万四千円」に改める。

第四條第二項中「三万四千七百円」を「三万五千七百円」に、「六万八千円」を「七万二千四百円」に改める。

第七條の二中「除く」の下に、「。以下この条において同じ」を加え、「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に、「例による」を「例により」、内閣総理大臣等の本府省業務調整手当の支給については一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例による」に改め、同條ただし書中「百分の百二十五」を「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「六月に支給する場合には百分の百七十二・五、十

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

二月に支給する場合には百分の百七十七・五に、「同条第五項」を「一般職給与法第十条の三第一項各号において人事院規則で定めることとされている事項、同条第二項において人事院規則で定めることとされている額及び一般職給与法第十九条の四第五項」に改める。

第七條の三中「一般職の職員の例による」を「一般職の職員の例により、秘書官の本府省業務調整手当の支給については一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の場合による」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「一般職給与法第十条の三第一項第二号において人事院規則で定めることとされている事項、同条第二項において人事院規則で定めることとされている額及び」を加える。

附則第二項中「内閣総理大臣秘書官」を「秘書官」に、「九十一万円」を「九十三万五千円」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、国会議員が、内閣総理大臣、國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は大臣補佐官の職を兼ねる場合には、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与については、第十四条第二項及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第七條ただし書の規定は、適用しない。  
別表第一俸給月額欄中「一、〇三八、〇〇〇円」を「一、〇九五、〇〇〇円」に、「一、四八六、〇〇〇円」を「一、五二八、〇〇〇円」に、「一、四二六、〇〇〇円」を「一、四六六、〇〇〇円」に、「一、二一六、〇〇〇円」を「一、二五

〇、〇〇〇円」に、「一、一九一、〇〇〇円」を「一、二二四、〇〇〇円」に、「一、〇四九、〇〇〇円」を「一、〇七八、〇〇〇円」に、「九二六、〇〇〇円」を「九五二、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額欄中「一、一九一、〇〇〇円」を「一、二二四、〇〇〇円」に、「一、〇四九、〇〇〇円」を「一、〇七八、〇〇〇円」に、「九二六、〇〇〇円」を「九五二、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額欄中「五九三、五〇〇円」を「六〇九、二〇〇円」に、「五六二、五〇〇円」を「五七七、一〇〇円」に、「五三三、五〇〇円」を「五四七、一〇〇円」に、「五〇〇、四〇〇円」を「五一三、六〇〇円」に、「四六九、七〇〇円」を「四八二、一〇〇円」に、「四四二、三〇〇円」を「四五四、七〇〇円」に、「四〇七、〇〇〇円」を「四一九、四〇〇円」に、「三六八、五〇〇円」を「三八〇、九〇〇円」に、「三三三、四〇〇円」を「三四三、八〇〇円」に、「三〇一、二〇〇円」を「三一二、六〇〇円」に、「二七九、三〇〇円」を「二八九、九〇〇円」に、「二七七、四〇〇円」を「二八七、七〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條の二ただし書中「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・七五」に、「六月に支給する場合には百分の百七十二・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。  
(二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置

に関する臨時措置法及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「百九万千円」を「百二十二万四千円」に改める。

一 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(令和四年法律第十四号)第六條

二 二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法(令和六年法律第十一号)第六條

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。附則第二項の改正規定(内閣総理大臣秘書官を「秘書官」に改める部分に限る。))及び給与法附則に一項を加える改正規定を除く。次条及び附則第三条において同じ。))による改正後の給与法(次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。並びに第三条の規定による改正後の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

及び同条の規定による改正後の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法(附則第三条においてそれぞれ「改正後の政府代表臨時措置法」及び「改正後の政府委員臨時措置法」という。))の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(特定の秘書官の俸給月額の切替え)

第二条 令和七年四月一日(以下この条において「切替日」という。))の前日において第一条の規定による改正前の給与法附則第二項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の切替日における俸給月額は、改正後の給与法第三条第一項及び附則第二項の規定にかかわらず、改正後の給与法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十三万五千円を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

(給与の内払)

第三条 改正後の給与法、改正後の政府代表臨時措置法又は改正後の政府委員臨時措置法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法又は同条の規定による改正前の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の政府代表臨時措置法又は改正後の政府委員臨時措置法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表(第二条関係)

判 事	区 分						報 酬 月 額
	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	一 号	二 号	
六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号		
六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円	一、〇〇六、〇〇〇円	一、〇七八、〇〇〇円	一、二二四、〇〇〇円	二、〇九五、〇〇〇円	
						一、五二八、〇〇〇円	
						一、四六六、〇〇〇円	
						一、三三八、〇〇〇円	

審査報告書  
 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
 令和七年十二月十六日  
 法務委員長 伊藤 孝江  
 参議院議長 関口 昌一殿

要領書  
 一、委員会の決定の理由  
 本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額額の改定を行うおとするものであり、妥当な措置と認める。  
 一、費用  
 本法施行に伴い、令和七年度において必要となる経費は約十六億千九百万円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。  
 令和七年十二月十一日  
 衆議院議長 額賀福志郎  
 参議院議長 関口 昌一殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律  
 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
 第十五条中「九十七万九千円」を「百万六千円」に改める。  
 別表を次のように改める。

簡 易 裁 判 所 判 事	七 号	六〇四、〇〇〇円
	八 号	五四六、〇〇〇円
	一 号	四五九、〇〇〇円
	二 号	四二四、一〇〇円
	三 号	四〇四、四〇〇円
	四 号	三七九、九〇〇円
	五 号	三五二、一〇〇円
	六 号	三三七、三〇〇円
	七 号	三二〇、六〇〇円
	八 号	三一一、六〇〇円
	九 号	二九四、三〇〇円
	十 号	二八五、五〇〇円
十一 号	二八〇、一〇〇円	
十二 号	二七六、三〇〇円	
一 号	八五二、〇〇〇円	
二 号	七三六、〇〇〇円	
三 号	六六四、〇〇〇円	
四 号	六〇四、〇〇〇円	
五 号	四七七、一〇〇円	
六 号	四五九、〇〇〇円	
七 号	四二四、一〇〇円	
八 号	四〇四、四〇〇円	
九 号	三七九、九〇〇円	
十 号	三五二、一〇〇円	
十一 号	三三七、三〇〇円	
十二 号	三二〇、六〇〇円	

令和七年十二月十六日 参議院會議録第十号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案



副 検 事	
一 号	二 号
六〇四、〇〇〇円	五四六、〇〇〇円
四七七、一〇〇円	四四九、〇〇〇円
四二四、一〇〇円	四〇四、四〇〇円
三七九、九〇〇円	三三二、六〇〇円
三三七、三〇〇円	三二〇、六〇〇円
三二一、六〇〇円	二九四、三〇〇円
二八五、五〇〇円	二八〇、一〇〇円
二七六、三〇〇円	二六六、〇〇〇円
二五七、八〇〇円	二五七、八〇〇円

1 (施行期日等)  
 (附 則)  
 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。  
 (給与の内払)  
 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

審査報告書  
 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案  
 右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
 よつて要領書を添えて報告する。  
 令和七年十二月十六日  
 総務委員長 吉川 沙織  
 参議院議長 関口 昌一殿  
 要領書  
 一、委員会の決定の理由  
 本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和

七年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。  
 一、費用  
 本法施行に伴い、令和七年度特別会計補正予算(特第1号)において、地方交付税交付金が一兆三千二百億円追加されており、普通交付税の増額(一兆二千二百二十三億円)及び特別交付税の増額(八百七十九億円)が行われることとなる。  
 また、財政投融资特別会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方公共団体金融機構納付金収入を二千億円減額することとしている。  
 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案  
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
 よつて国会法第八十三条により送付する。  
 令和七年十二月十一日  
 衆議院議長 額賀福志郎  
 参議院議長 関口 昌一殿  
 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案  
 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案  
 地方交付税法の一部改正  
 第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「二千四百億円」を「四百億円」に改める。  
 附則第六条の二中「令和七年度分及び令和八年度分」を「令和七年度から令和九年度までの各年度分」に改め、「令和六年改正法に係る令和七年度控除額を控除した額」の下に「及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額(以下この条において「令和七年度基金費の額」という。)の百分の七十五に相当する額(以下この条において「令和七年改正法に係る令和八年度控除額」という。)の合算額を控除した額」とし、令和九年度にあつては令和七年度基金費の額から令和七年改正法に係る令和八年度控除額を控除した額を加える。  
 附則第十一条中「同じ。」及び「を同じ。」、「に、この合算額」を「及び二千四百四十九億三千万千円の合算額」に、「とし、」を「二千二百九億三千万千円を加算した額とし、」に、「から返還金等の額及び令和七年度震災復興特別交付税額」を「から返還金等の額、令和七年度震災復興特別交付税額及び二千四百四十九億三千万千円」に、「及び令和七年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額」を、「令和七年度震災復興特別交付税額及び二百四十億円の合算額を加算した額」に改める。  
 (特別会計に関する法律の一部改正)  
 第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

附則第十条第二項中「次条第一項」を「次条」に改め、同条第三項を削る。  
 附則第十一条第二項及び第十二条の四を削る。  
 附則第二百五十九条の三第五項第一号ト中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の下に「(平成十一年法律第十七号)を加える。  
 附則  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(臨時経済対策費等の基準財政需要額への算入)  
 第二条 令和七年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
道府県	一 臨時経済対策費 二 給与改定費 三 臨時財政対策債償還基金費	人口 人口 臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	一人につき 一、七七〇円 一人につき 一、六四〇 一
市町村	一 臨時経済対策費 二 給与改定費 三 臨時財政対策債償還基金費	人口 人口 臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	一人につき 一、七七〇円 一人につき 一、三三〇 二

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、臨時経済対策費及び給与改定費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口 二 臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口 (1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号)第三条の規定による改正前の地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十三条の五の二第一項の規定により平成十七年度及び平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年年度において起こすことができることとされた地方債の額 (4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年年度から平成二十八年年度ま	人 千円

での各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度及び令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「には地域手当を」には本府省業務調整手当、地域手当に改め、同条第二項中「第十条の三第一項中」又は「研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又はを」第十条の三第一項中「又は指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは、「指定職俸給表若しくは」に、「と」、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(以下「管理監督職員」という。)」を「の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」に改め、「同条第二項中」又は「研究職俸給表」の下に「の適用を受ける職員を、」又は「自衛官俸給表」の下に「の適用を受ける職員(防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。)」を、「に」との下に、「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同条の規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」とを加える。

第十八条第二項中「六千八百三十円」を「七千二百七十円」に改める。

第十八条の二第二項中「百分の七十」との下に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」とを加え、「百分の六十六・二五」を「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」に、「百分の五十二」を「百分の五十」に改め、「「百分の六十」の下に」、十二月に支給する場合には「百分の五十二・五(特定管理職員にあつては、百分の六十二・五)」を、「百分の五十七・五」の下に、「十二月に支給する場合には百分の五十二・五(特定管理職員にあつては、百分の六十二・五)に改め、百分の五十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五)に改め、百分の五十二・五」とあるのは「百分の百七十七・五」に改める。

第二十二條の二第一項中「第十四條」の下に「本府省業務調整手当、」を加える。

第二十四條の二第二項中「十七万九千円」を「十九万五百円」に改める。

第二十五條第二項中「十五万三千三百円」を「十六万千円」に改め、同条第四項中「百分の百七十二・五」との下に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とを加える。

第二十五條の二第二項中「十三万八千円」を「十四万七千七百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十二・五」との下に、「百分の百二十七・五」とを加える。

第二十七條第二項中「俸給、地域手当を」俸給、本府省業務調整手当、地域手当に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

審査報告書

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年十二月十六日

外交防衛委員長 里見 隆治

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行を含む給与改定に要する経費(防衛省所管)は、令和七年度において約七百七十億円である。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年十二月十一日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条―第五条関係)

職員の区分	職務の級		級額	級額				
	号	俸給						
	1		259,800 円	389,400	35	316,900		438,300
	2		261,200	390,900	36	318,500		439,800
	3		262,600	392,300	37	320,100		441,500
	4		264,000	393,700	38	321,800		443,000
	5		265,400	395,100	39	323,600		444,600
	6		266,600	396,500	40	325,300		446,200
	7		267,800	398,000	41	326,600		447,700
	8		269,000	399,400	42	328,500		449,200
	9		270,300	400,700	43	330,300		450,400
	10		271,400	402,100	44	332,000		451,600
	11		272,500	403,600	45	333,600		452,800
	12		273,700	405,100	46	335,500		454,100
	13		275,000	406,400	47	337,200		455,300
	14		276,700	407,900	48	338,900		456,500
	15		278,400	409,400	49	340,600		457,600
	16		280,100	410,900	50	342,300		458,800
	17		281,800	412,300	51	344,000		460,000
	18		283,800	413,900	52	345,700		461,200
	19		286,000	415,500	53	347,400		462,400
	20		288,200	417,000	54	348,700		463,600
	21		290,400	418,200	55	350,000		464,800
	22		292,600	419,600	56	351,300		466,000
	23		294,800	421,000	57	352,800		467,100
	24		296,900	422,300	58	354,400		467,700
	25		298,900	423,900	59	355,900		468,200
	26		300,800	425,300	60	357,500		468,700
	27		302,700	426,600	61	358,900	469,200	
	28		304,500	428,000	62	360,500		
	29		306,300	429,400	63	362,100		
	30		308,200	430,700	64	363,500		
	31		310,000	432,200	65	365,000		
	32		311,700	433,700	66	366,600		
	33		313,400	435,300	67	368,200		
	34		315,200	436,700	68	369,700		
					69	371,200		
					70	372,800		
					71	374,300		
					72	375,800		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
73	377,300	111	421,700
74	378,900	112	422,500
75	380,500	113	423,100
76	382,000	114	423,800
77	383,400	115	424,500
78	384,800	116	425,200
79	386,200	117	425,800
80	387,500	118	426,300
81	388,800	119	426,600
82	390,200	120	426,900
83	391,500	121	427,200
84	392,800	122	427,500
85	393,900	123	427,800
86	395,300	124	428,000
87	396,600	125	428,200
88	397,900	126	428,500
89	399,100	127	428,800
90	400,400	128	429,000
91	401,500	129	429,200
92	402,700	130	429,500
93	403,900	131	429,800
94	405,000	132	430,000
95	406,200	133	430,200
96	407,400	134	430,500
97	408,800	135	430,800
98	409,800	136	431,000
99	410,800	137	431,200
100	411,800	138	431,500
101	412,700	139	431,800
102	413,700	140	432,000
103	414,800	141	432,200
104	415,900	142	432,500
105	416,600	143	432,800
106	417,500	144	433,000
107	418,400	145	433,200
108	419,300		
109	420,100		
110	420,900		
		基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円
		288,900	348,200

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号 防衛省の職員等に関する法律の一部を改正する法律案

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

階級	職員の区分	俸給月額		補給月額		俸給月額																											
		陸	海	陸	海	1等	2等	3等	准	陸	海	陸	海	1等	2等	3等	准	陸	海	陸	海	1等	2等	3等	准	陸	海						
1	陸	736,000	736,000	604,200	604,200	563,000	563,000	527,500	527,500	459,000	459,000	398,800	398,800	374,100	374,100	335,200	335,200	313,400	313,400	308,200	308,200	302,600	302,600	295,100	295,100	286,200	286,200	267,900	267,900	250,200	250,200	239,500	239,500
2	陸	794,000	794,000	612,000	612,000	568,700	568,700	531,500	531,500	460,900	460,900	401,400	401,400	376,600	376,600	336,300	336,300	314,700	314,700	308,900	308,900	304,100	304,100	296,600	296,600	288,300	288,300	270,700	270,700	252,400	252,400	241,300	241,300
3	陸	852,000	852,000	617,900	617,900	573,600	573,600	535,000	535,000	462,800	462,800	404,000	404,000	379,100	379,100	337,400	337,400	316,000	316,000	309,600	309,600	305,600	305,600	298,100	298,100	290,400	290,400	273,500	273,500	255,000	255,000	243,100	243,100
4	陸	933,000	933,000	622,500	622,500	577,900	577,900	538,500	538,500	464,700	464,700	406,600	406,600	381,600	381,600	338,500	338,500	317,300	317,300	310,300	310,300	307,100	307,100	299,600	299,600	292,500	292,500	276,300	276,300	257,400	257,400	244,900	244,900
5	陸	1,006,000	1,006,000	626,500	626,500	581,900	581,900	541,900	541,900	466,600	466,600	409,000	409,000	384,000	384,000	339,500	339,500	318,600	318,600	311,000	311,000	308,500	308,500	300,900	300,900	294,700	294,700	278,900	278,900	259,900	259,900	246,700	246,700
6	陸	1,078,000	1,078,000	629,300	629,300	585,200	585,200	545,400	545,400	468,500	468,500	410,700	410,700	385,800	385,800	340,300	340,300	320,700	320,700	311,700	311,700	309,800	309,800	302,300	302,300	296,200	296,200	280,700	280,700	261,800	261,800	248,200	248,200
7	陸	1,153,000	1,153,000	631,700	631,700	588,200	588,200	548,300	548,300	470,400	470,400	412,400	412,400	387,600	387,600	341,100	341,100	324,900	324,900	313,100	313,100	312,500	312,500	305,100	305,100	299,200	299,200	284,300	284,300	265,600	265,600	251,200	251,200
8	陸	1,224,000	1,224,000	633,600	633,600	590,600	590,600	550,700	550,700	472,300	472,300	414,100	414,100	389,400	389,400	342,500	342,500	324,900	324,900	313,100	313,100	312,500	312,500	305,100	305,100	299,200	299,200	284,300	284,300	265,600	265,600	251,200	251,200
9	陸					592,600	592,600	552,600	552,600	474,000	474,000	415,900	415,900	391,200	391,200	342,500	342,500	326,800	326,800	313,900	313,900	313,800	313,800	306,300	306,300	300,600	300,600	286,000	286,000	267,500	267,500	252,700	252,700
10	陸									475,500	475,500	417,900	417,900	392,800	392,800	343,400	343,400	327,800	327,800	315,100	315,100	315,000	315,000	307,500	307,500	302,000	302,000	287,700	287,700	269,400	269,400	254,200	254,200
11	陸									477,000	477,000	419,900	419,900	394,400	394,400	344,300	344,300	328,800	328,800	316,300	316,300	316,200	316,200	308,700	308,700	303,400	303,400	289,400	289,400	271,300	271,300	256,500	256,500
12	陸									478,500	478,500	421,900	421,900	396,000	396,000	345,200	345,200	329,800	329,800	317,500	317,500	317,400	317,400	309,900	309,900	304,800	304,800	291,100	291,100	273,200	273,200	257,200	257,200
13	陸									479,900	479,900	423,800	423,800	397,500	397,500	346,200	346,200	330,800	330,800	318,800	318,800	318,400	318,400	310,900	310,900	306,000	306,000	292,600	292,600	275,100	275,100	258,500	258,500
14	陸									481,400	481,400	425,900	425,900	399,300	399,300	346,800	346,800	331,500	331,500	319,900	319,900	319,600	319,600	312,100	312,100	307,200	307,200	293,900	293,900	276,600	276,600	259,500	259,500
15	陸									482,900	482,900	428,000	428,000	401,100	401,100	347,400	347,400	332,200	332,200	321,100	321,100	320,800	320,800	313,300	313,300	308,400	308,400	295,200	295,200	278,100	278,100	261,500	261,500
16	陸									484,400	484,400	430,100	430,100	402,900	402,900	348,000	348,000	332,900	332,900	322,200	322,200	322,000	322,000	314,500	314,500	309,600	309,600	296,500	296,500	279,600	279,600	262,500	262,500
17	陸									485,800	485,800	432,100	432,100	404,700	404,700	348,400	348,400	333,600	333,600	323,200	323,200	323,100	323,100	315,500	315,500	310,600	310,600	297,700	297,700	281,000	281,000	264,000	264,000
18	陸									487,100	487,100	434,000	434,000	406,400	406,400	349,400	349,400	334,400	334,400	323,900	323,900	323,700	323,700	316,200	316,200	311,300	311,300	298,600	298,600	282,600	282,600	265,500	265,500
19	陸									488,400	488,400	435,900	435,900	408,100	408,100	350,400	350,400	335,200	335,200	324,600	324,600	324,400	324,400	317,600	317,600	312,700	312,700	300,000	300,000	284,200	284,200	267,500	267,500
20	陸									489,700	489,700	437,800	437,800	409,800	409,800	351,400	351,400	336,000	336,000	325,300	325,300	325,000	325,000	318,800	318,800	313,900	313,900	301,300	301,300	285,800	285,800	269,500	269,500
21	陸									490,800	490,800	439,600	439,600	411,500	411,500	352,200	352,200	336,700	336,700	325,800	325,800	325,600	325,600	319,100	319,100	314,000	314,000	302,300	302,300	287,300	287,300	271,000	271,000
22	陸									491,500	491,500	441,300	441,300	413,300	413,300	353,000	353,000	337,800	337,800	326,400	326,400	326,100	326,100	319,600	319,600	314,500	314,500	303,500	303,500	288,300	288,300	272,000	272,000
23	陸									492,200	492,200	443,000	443,000	415,100	415,100	354,800	354,800	338,500	338,500	327,000	327,000	326,600	326,600	319,100	319,100	314,000	314,000	303,500	303,500	289,300	289,300	273,000	273,000
24	陸									492,900	492,900	444,700	444,700	416,900	416,900	356,100	356,100	338,500	338,500	327,500	327,500	327,100	327,100	319,600	319,600	314,500	314,500	304,000	304,000	290,300	290,300	274,000	274,000
25	陸									493,600	493,600	446,400	446,400	418,800	418,800	357,400	357,400	339,900	339,900	328,000	328,000	327,600	327,600	320,200	320,200	315,100	315,100	304,600	304,600	291,300	291,300	275,000	275,000
26	陸									494,300	494,300	448,200	448,200	420,500	420,500	359,600	359,600	339,500	339,500	328,600	328,600	328,200	328,200	320,700	320,700	315,600	315,600	305,500	305,500	292,400	292,400	276,500	276,500
27	陸									495,000	495,000	450,000	450,000	422,200	422,200	361,800	361,800	340,100	340,100	329,200	329,200	328,800	328,800	321,400	321,400	316,300	316,300	306,800	306,800	293,900	293,900	278,500	278,500
28	陸									495,700	495,700	451,800	451,800	423,900	423,900	364,000	364,000	341,000	341,000	329,800	329,800	329,400	329,400	322,000	322,000	316,900	316,900	308,000	308,000	295,500	295,500	280,500	280,500
29	陸									496,200	496,200	453,400	453,400	425,700	425,700	366,000	366,000	341,300	341,300	330,400	330,400	330,000	330,000	322,600	322,600	317,500	317,500	309,000	309,000	296,900	296,900	282,000	282,000
30	陸									496,900	496,900	455,300	455,300	427,300	427,300	368,200	368,200	342,300	342,300	330,900	330,900	330,500	330,500	323,100	323,100	318,000	318,000	310,500	310,500	298,800	298,800	284,000	284,000
31																																	

47						506,500	481,200	452,600	388,900	362,800	343,700	342,700	335,300	335,200	330,900	321,300
48						507,100	482,400	453,500	390,100	364,200	344,900	343,800	336,400	336,300	331,800	321,900
49						507,700	483,400	454,300	391,300	365,700	346,100	344,700	337,300	337,200	332,600	322,300
50						508,200	484,300	455,100	392,700	367,000	347,400	346,100	338,600	338,500	333,700	322,900
51						508,700	485,200	455,900	394,100	368,300	348,700	347,500	339,900	339,800	334,800	323,500
52						509,200	486,100	456,700	395,500	369,600	350,000	348,800	341,200	341,100	335,900	324,100
53						509,500	487,000	457,600	396,800	371,000	351,200	349,500	342,400	342,200	336,800	324,800
54						510,000	487,600	458,400	398,100	372,600	352,400	343,500	343,200	343,200	337,800	324,800
55						510,500	488,200	459,200	399,400	373,600	353,600	344,600	344,600	344,200	338,800	325,800
56						511,000	488,800	460,000	400,700	374,900	354,800	345,700	345,700	345,200	339,800	326,300
57						511,300	489,200	460,600	402,100	376,200	356,100	346,600	346,600	346,200	340,700	326,700
58						511,800	489,700	461,400	403,600	378,000	357,400	347,800	347,800	347,400	341,600	327,200
59						512,300	490,200	462,200	405,100	379,800	358,700	349,000	349,000	348,600	342,500	327,700
60						512,800	490,700	463,000	406,600	381,600	360,000	358,200	350,200	349,800	343,400	328,300
61						513,200	491,000	463,600	408,000	383,200	361,400	359,700	351,400	350,900	344,400	328,700
62						514,200	492,000	465,200	410,600	385,800	364,400	362,300	354,000	354,000	345,300	329,400
63						514,700	492,500	466,000	411,900	387,100	365,900	363,600	355,300	354,500	347,100	330,800
64						515,000	493,000	466,600	413,100	388,300	367,400	365,000	356,700	355,700	348,000	331,400
65						515,400	493,500	467,300	414,700	389,600	369,000	366,400	358,100	357,000	348,800	331,800
66						515,800	494,000	468,000	416,300	390,900	371,800	367,800	359,500	358,200	349,600	332,200
67						516,200	494,500	468,700	417,900	392,200	374,000	369,200	360,900	359,600	350,400	332,600
68						516,700	495,000	469,400	419,400	393,300	376,300	370,500	362,200	360,900	351,300	333,000
69						516,700	495,000	469,400	419,400	393,300	376,300	370,500	362,200	360,900	351,300	333,000
70						495,500	470,100	420,500	394,500	394,500	377,700	371,800	363,500	362,200	352,500	333,300
71						496,000	471,000	421,600	395,700	395,700	379,100	373,100	364,800	363,500	353,700	333,600
72						496,500	471,500	422,700	396,900	396,900	380,500	374,400	366,100	364,800	354,900	333,900
73	再任 用職員 以外の 職員					496,800	472,000	423,800	398,100	398,100	381,900	375,600	367,300	365,900	356,000	334,000
74						497,300	473,200	424,900	399,600	399,600	383,300	377,100	368,800	367,400	357,000	334,000
75						497,800	473,800	426,000	401,100	399,100	384,700	378,600	370,300	368,900	358,000	335,000
76						498,300	473,800	427,100	402,600	402,600	386,100	380,100	371,800	371,800	359,000	335,000
77						498,800	474,300	428,000	404,200	404,200	387,400	381,700	373,300	372,000	360,100	335,000
78						499,300	474,800	429,100	405,700	405,700	388,700	383,300	374,800	373,500	361,200	335,000
79						499,800	475,300	430,200	407,200	407,200	389,000	384,900	376,300	375,000	362,300	335,000
80						500,300	475,800	431,300	408,700	408,700	391,300	386,500	377,800	376,500	363,400	335,000
81						500,700	476,400	432,800	410,200	410,200	392,600	388,000	379,200	379,900	364,600	335,000
82						501,200	476,900	433,000	411,800	411,800	394,000	389,500	380,800	379,300	365,900	335,000
83						501,700	477,400	433,700	413,400	413,400	395,400	391,000	382,400	380,700	367,200	335,000
84						502,200	477,900	434,400	415,000	415,000	396,800	392,500	384,000	382,100	368,500	335,000
85						502,700	478,400	435,100	416,600	416,600	398,100	393,800	385,400	383,500	369,700	335,000
86						503,200	478,900	435,900	417,600	417,600	399,500	395,200	386,700	384,800	371,000	335,000
87						503,700	479,400	436,700	418,800	418,800	400,900	396,600	388,000	386,100	372,300	335,000
88						504,200	479,900	437,500	420,000	420,000	402,300	398,000	389,300	387,400	373,600	335,000
89						504,700	480,400	438,100	421,200	421,200	403,600	399,200	390,600	388,600	374,800	335,000
90						505,100	480,900	439,000	422,400	422,400	405,100	400,700	392,100	390,100	375,900	335,000
91						505,500	481,400	439,900	423,600	423,600	406,600	402,200	393,600	391,600	377,000	335,000
92						505,900	481,900	440,800	424,800	424,800	408,100	403,700	395,100	393,100	378,100	335,000
93						506,200	482,400	441,600	425,900	425,900	409,700	405,000	396,500	394,600	379,100	335,000
94						506,600	482,900	442,300	426,800	426,800	411,100	406,700	398,100	396,100	380,300	335,000
95						507,000	483,400	443,000	427,700	427,700	412,500	408,400	399,700	397,600	381,500	335,000
96						507,400	483,900	443,700	428,600	428,600	413,900	410,100	401,300	399,100	382,700	335,000
97						507,700	484,300	444,400	429,500	429,500	415,400	411,800	403,000	400,500	384,000	335,000
98						485,100	445,800	446,500	431,900	431,900	419,300	415,700	406,900	404,100	387,000	335,000
99						485,500	446,500	447,000	431,900	431,900	419,300	415,700	406,900	404,100	387,000	335,000
100						485,500	446,500	447,000	431,900	431,900	419,300	415,700	406,900	404,100	387,000	335,000

101							485,800	447,100	432,800	420,700	416,800	408,000	405,200	387,800			
102							486,200	447,800	433,600	421,700	417,700	409,000	406,200	388,700			
103							486,600	448,500	434,400	422,700	418,600	410,000	406,800	389,600			
104							487,000	449,200	435,200	423,700	419,500	411,000	407,600	390,500			
105							487,400	450,000	436,000	424,500	420,500	411,900	408,200	391,300			
106							450,600	450,600	436,900	425,500	421,600	413,000	409,000	392,200			
107							451,200	437,800	426,500	422,700	414,100	405,800	409,800	393,100			
108							451,800	451,800	438,700	427,500	423,800	415,200	410,600	394,000			
109							452,300	452,300	439,500	428,300	424,800	416,100	411,300	394,700			
110							440,200	452,900	440,200	429,200	425,700	416,900	412,100	395,500			
111							453,500	440,900	440,900	430,100	426,600	417,700	412,900	396,300			
112							454,100	454,100	441,600	431,000	427,500	418,500	413,700	397,100			
113							454,600	454,600	442,400	431,700	428,400	419,300	414,500	398,000			
114							455,200	443,100	443,100	432,600	429,300	420,000	415,200				
115							455,800	443,800	443,800	433,500	430,200	420,700	415,900				
116							456,400	444,500	444,500	434,400	431,100	421,400	416,600				
117							456,900	445,100	445,100	435,200	431,800	422,200	417,400				
118							457,400	445,800	445,800	436,000	432,600	423,000	418,100				
119							457,900	446,500	446,500	436,800	433,400	423,800	418,800				
120							458,400	447,200	447,200	437,600	434,200	424,600	419,500				
121							459,000	447,700	447,700	438,400	435,100	425,300	420,300				
122							459,500	448,400	448,400	439,100	435,900	426,100	421,100				
123							460,000	449,100	449,100	439,800	436,700	426,900	421,900				
124							460,500	449,800	449,800	440,500	437,500	427,700	422,700				
125							460,900	450,400	450,400	441,300	438,200	428,500	423,400				
126							461,400	451,100	451,100	442,000	439,000	429,300	424,200				
127							461,900	451,800	451,800	442,700	439,800	430,100	425,000				
128							462,400	452,500	452,500	443,400	440,600	430,900	425,800				
129							462,900	453,100	453,100	444,200	441,400	431,800	426,600				
130							453,800	445,000	445,000	442,200	442,200	432,000	426,600				
131							454,500	454,500	454,500	445,800	443,000	433,400	427,000				
132							455,200	455,200	455,200	446,600	443,800	434,200	427,800				
133							455,700	455,700	455,700	447,400	444,700	435,100	428,600				
134							456,300	456,300	456,300	448,100	445,500	435,900	429,400				
135							456,900	456,900	456,900	448,800	446,300	436,700	430,200				
136							457,500	457,500	457,500	449,500	447,100	437,500	431,500				
137							458,200	458,200	458,200	450,200	447,900	438,400	432,400				
138							458,900	458,900	458,900	451,000	448,600	439,000	433,400				
139							459,600	459,600	459,600	451,800	449,300	439,900	434,300				
140							460,300	460,300	460,300	452,600	450,100	440,900	435,700				
141							461,000	461,000	461,000	453,500	451,000	441,700	436,500				
142							461,700	461,700	461,700	454,400	452,100	442,600	437,300				
143							462,400	462,400	462,400	455,300	453,100	443,400	438,100				
144							463,100	463,100	463,100	456,200	454,100	444,200	438,900				
145							463,800	463,800	463,800	457,100	455,100	445,100	439,700				

備考(一) 統合経費長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の二欄又は二欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、官職及び一般職に属する国家公務員との均等を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「初任給調整手当」の下に「第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。」を、「の自衛官には」の下に「第二種初任給調整手当」を加え、同条第二項中「第十条の五」を「第十条の六」に改め、「い」の下に「以下同じ」を、「規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」の下に「と、一般職給与法第十条の五第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、「勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間」とあるのは「一週間当たりの勤務時間として政令で定める時間数」を加え、「昭和二十九年法律第六十五号」を削る。

第十八条の二第一項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」を「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十七・五」と、「百分の五十二」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十七」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十二・五(特定管理職員にあつては、百分の六十二・五)」を「百分の六十一・二五」に改める。

五に、「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十(特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五)、十二月に支給する場合には百分の五十二・五(特定管理職員にあつては、百分の六十二・五)、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十二・五(特定管理職員にあつては百分の六十二・五)を「百分の六十一・二五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五(特定管理職員にあつては百分の六十一・二五)に改める。

第十八条の三中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を、「百分の百七十五」に改める。  
第二十二條の二第六項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。  
第二十四條の二第一項中「及び」を、「第二種初任給調整手当及び」に改め、同条に次の一項を加える。  
5 第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に關し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。  
第二十四條の三第二項中「二万二千三百円」を「二万三千百円」に改める。  
第二十四條の四第二項中「二万八千五百円」を「二万九千七百円」に改める。  
第二十五條第一項中「学生手当」の下に「第

二種初任給調整手当を加え、同条第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改め、同条に次の一項を加える。  
6 第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に關し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。  
第二十五條の二第一項中「及び」を、「第二種初任給調整手当及び」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改め、同条に次の一項を加える。  
5 第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に關し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。  
附則第十一項中「第十条の五第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

附 則  
(施行期日等)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定は、令和八年四月一日から施行する。  
2 第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「第一条改正後防衛省給与法」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。  
第二条 令和七年四月一日(以下この条において

「適用日」という。)の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。)第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、防衛省令で定める。  
(特勤勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)  
第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)附則第三条の規定は、第一条改正後防衛省給与法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十四条第二項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第三条中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六十条の二第二項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第五条第一項」と、「及び」とあるのは「、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十五条の二第一項の規定により採用された職員及び」と、「附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員」とあるのは「附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

(給与の内払)  
第四条 第一条改正後防衛省給与法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、第一条改正後防衛省給与法の規定による給与の内払とみなす。

令和七年十二月十六日 参議院會議録第十号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

令和七年十二月十六日 参議院會議録第十号

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

第五条 一般職給与改正法附則第五条の規定は、第二条の規定による改正後の法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員との給与に関する法律第十条の五第一項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第五条中「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第七十八号)附則第八条において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」と読み替えるものとする。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第八項中「附則第十二條第六項」を「附則第十二條第七項」に改める。

防衛省の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

附則第八條第九項中「第九條の規定による改正後の」及び「(附則第十二條第五項及び第十三條において「新防衛省職員給与法」という。)」を削る。

附則第十二條第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第五條第二項」を「第五條第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、「並びに新防衛省職員給与法第五條第一項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。  
4 暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員との給与等に関する法律第十四條第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十条の五第一項の規定を適用する。  
附則第十三條中「新防衛省職員給与法」を「第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年十二月十六日

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、各議院の議長、副議長及び議員

が受ける期末手当の支給割合について、一定期間、現行の水準に据え置く措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

令和七年十二月十一日

参議院議長 関口 昌一殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。  
令和十年七月三十一日(同日までに衆議院が解散されたときは、解散された日の属する月の末日。以下この項及び次項において「特定日」という。)までの間における第十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「特別職の職員の給与に関する法律」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第七十三号)第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律」とする。特定日が同条第一項の基準日の前日である場合において、当該基準日前一月以内に辞職し、退職し、除名され、又は死亡した議長、副議長及び議員が同項後段の規定により期末手当を受けるときの同条第二項の規定の適用についても、同様とする。

特定日までの間において五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間に衆議院が解散された場合における前項の規定の適用については、同項中「までの」とあるのは、「の翌日までの」とする。

この法律は、公布の日から施行する。  
附則  
審査報告書  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

令和七年十二月十一日

参議院議長 関口 昌一殿

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「給料」の下に、「業務調整手当を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

(業務調整手当)

第九条の二 議員秘書は、業務調整手当月額として、次の各号に掲げる当該議員秘書に適用される給料表並びにその給料の級及び号給の区分に応じ、当該各号に定める額を受ける。

一 別表第一

イ 一級一号給 五万五百円

ロ 一級二号給並びに二級及び三級の全ての号給 五万八千八百円

二 別表第二

イ 一級一号給 二万八千八百円

ロ 一級二号給 二万四千四百円

ハ 二級及び三級の全ての号給 四万九千二百円

第十二条及び第十三条中「給料」の下に、「業務調整手当」を加える。

第十五条第二項第一号中「百分の百五」を「六月に支給するときは百分の百五、十二月に支給するときは百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の八十四」を「六月に支給するときは百分の八十四、十二月に支給するときは百分の八十六」に改め、同項第三号中「百分の六十三」を「六月に支給するときは百分の六十三、十二月に支給するときは百分の六十四・五」に改め、同項第四号中「百分の三十一・五」を「六月に支給するときは百分の三十一・五、十二月に支給するときは百分の三十二・二五」に改める。

第十七条中「給料」の下に、「業務調整手当」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)	級	号給	給料月額額
二	一	二	三六二、四〇〇円
		一	三八〇、九〇〇円
		九	四三六、九〇〇円
		八	四四七、四〇〇円
		七	四四七、八〇〇円
		六	四六八、三〇〇円
		五	四七八、八〇〇円
		四	四八九、三〇〇円
		三	四九九、八〇〇円
		二	五〇六、八〇〇円
一	一	五一三、八〇〇円	
	二	五三〇、五〇〇円	

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額額
三	四	五四一、九〇〇円
	三	五四九、四〇〇円
	二	五五六、九〇〇円
	一	二八八、八〇〇円
二	二	二八九、九〇〇円
	一	三二五、六〇〇円
	五	三三三、四〇〇円
	四	三四一、三〇〇円
	三	三四九、一〇〇円
一	一	三五六、九〇〇円
	二	三八三、九〇〇円
	三	三九二、五〇〇円
	四	四〇一、一〇〇円
	五	四〇九、七〇〇円
三	一	四一五、四〇〇円
	二	四二四、〇〇〇円
	三	四三二、六〇〇円
	四	四四一、二〇〇円
	五	四四九、八〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「六月に支給するときは百分の百五、十二月に支給するときは百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「六月に支給するときは百分の八十四、十二月に支給するときは百分の八十六」を「百分の八十五」に改め、同項第三号中「六月に支給するときは百分の六十三、十二月に支給するときは百分の六十四・五」を「百分の六十四・五」に改め、同項第四号中「六月に支給するときは百分の三十一・五、十二月に支給するときは百分の三十二・二五」を「百分の三十一・八七五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。



高次脳機能障害者支援法案(衆議院提出)		賛成者氏名	
岩本 麻奈君	梅村みずほ君	青木 一彦君	青山 繁晴君
大津 力君	神谷 宗幣君	赤松 健君	浅尾慶一郎君
後藤 翔太君	櫻井 祥子君	朝日健太郎君	阿達 雅志君
塩入 清香君	杉本 純子君	有村 治子君	生稲 晃子君
中田 優子君	初鹿野裕樹君	石井 準一君	石井 浩郎君
松田 学君	宮出 千慧君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
山中 泉君	岩渕 友君	井上 義行君	猪口 邦子君
吉良よし子君	小池 晃君	今井絵理子君	岩本 剛人君
白川 容子君	大門実紀史君	いんどう周作君	上野 通子君
仁比 聡平君	山添 拓君	白井 正一君	江島 潔君
伊勢崎賢治君	大島九州男君	高次脳機能障害者支援法案(衆議院提出)	
奥田ふみよ君	木村 英子君	賛成者氏名	
天島 大輔君	山本 太郎君	二四六名	
百田 尚樹君	伊波 洋一君	福山 哲郎君	ながえ孝子君
高良 沙哉君		大家 敏志君	小川 克巳君
福山 哲郎君		小野田紀美君	加田 裕之君
		加藤 明良君	神谷 政幸君
		見坂 茂範君	古賀友一郎君
		小林 一大君	こやり隆史君
		櫻井 充君	自見はなこ君
		進藤金日子君	鈴木 大地君
		高橋 克法君	滝波 宏文君
		出川 桃子君	永井 学君
		中西 祐介君	野村 哲郎君
		西田 英範君	長谷川 岳君
		馬場 成志君	福岡 資麿君
		藤井 一博君	藤井 眞也君
		古川 俊治君	堀井 巖君
		舞立 昇治君	舞立 昇治君
		岡田 直樹君	越智 俊之君
		梶原 大介君	片山さつき君
		かまやち敏君	北村 経夫君
		上月 良祐君	古庄 玄知君
		酒井 庸行君	佐藤 啓君
		清水 真人君	末松 信介君
		鈴木 宗男君	鶴保 庸介君
		高橋はるみ君	友納 理緒君
		野上浩太郎君	西田 昌司君
		橋本 聖子君	長谷川英晴君
		東野 秀樹君	福山 守君
		藤川 政人君	船橋 利実君
		星 北斗君	本田 颯子君
		森 ゆうこ君	森 ゆうこ君
		松川 るい君	松村 祥史君
		三原じゅん子君	宮本 和宏君
		森 まさこ君	山下 雄平君
		山田 宏君	山田 正昭君
		山本 啓介君	山本 佐知子君
		吉井 章君	若林 洋平君
		渡辺 猛之君	石垣のりこ君
		泉 房穂君	小沢 雅仁君
		打越さく良君	鬼木 誠君
		岸 真紀子君	熊谷 裕人君
		古賀 千景君	小島とも子君
		斎藤 嘉隆君	柴 慎一君
		高木 真理君	田名部匡代君
		徳永 エリ君	羽田 次郎君
		福士 珠美君	福山 眞一君
		牧山ひろえ君	水岡 俊一君
		村田 享子君	森本 真治君
		山内佳菜子君	吉川 沙織君
		ラサール石井君	足立 康史君
		伊藤 孝恵君	上田 清司君
		江原くみ子君	かこしま彰宏君
		後藤 斎君	後藤 斎君
		榛葉賀津也君	田村 まみ君
		庭田 幸恵君	浜口 誠君
		原田 秀一君	舟山 康江君
		山田 吉彦君	山田 博崇君
		石川 隆治君	里見 隆治君
		窪田 哲也君	杉 久武君
		竹内 真二君	谷合 正明君
		西田 実仁君	平木 大作君
		宮崎 勝君	青島 健太君
		石井 苗子君	猪瀬 直樹君
		浅田 均君	石井めぐみ君
		上野はたる君	上野はたる君

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号 投票者氏名



令和七年十二月十六日 参議院會議録第十号 投票者氏名

石川 博崇君	伊藤 孝江君	大門実紀史君	仁比 聡平君	小野田紀美君	梶原 大介君	三原じゅん子君	宮沢 洋一君
上田 勇君	川村 雄大君	山添 拓君	北村 晴男君	加田 裕之君	片山さつき君	宮本 和宏君	宮本 周司君
窪田 哲也君	佐々木雅文君	百田 尚樹君	伊波 洋一君	加藤 明良君	かまやち敏君	森 まさこ君	山崎 正昭君
里見 隆治君	下野 六太君	高良 沙哉君	安野 貴博君	神谷 政幸君	北村 経夫君	山下 雄平君	山田 太郎君
杉 久武君	高橋 光男君	尾辻 朋実君	齊藤健一郎君	見坂 茂範君	上月 良祐君	山田 宏君	山谷えり子君
竹内 真二君	竹谷とし子君	寺田 静君	ながえ孝子君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	山本 啓介君	山本佐知子君
谷合 正明君	司 隆史君	平山佐知子君	福山 哲郎君	小林 一大君	小林孝一郎君	山本 順三君	吉井 章君
西田 実仁君	原田大二郎君	望月 良男君	福山 哲郎君	こやり隆史君	酒井 庸行君	若井 敦子君	若林 洋平君
平木 大作君	三浦 信祐君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	櫻井 充君	佐藤 啓君	脇 雅昭君	渡辺 猛之君
宮崎 勝君	横山 信一君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	自見はなこ君	清水 真人君	青木 愛君	石垣のりこ君
青島 健太君	浅田 均君	奥田ふみよ君	木村 英子君	進藤金日子君	末松 信介君	石橋 通宏君	泉 房穂君
石井 苗子君	石井めぐみ君	天島 大輔君	山本 太郎君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君	打越さく良君	小沢 雅仁君
猪瀬 直樹君	上野ほたる君	特別職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	高橋 克法君	高橋はるみ君	鬼木 誠君	勝部 賢志君
岡崎 太君	嘉田由紀子君	賛成者氏名	二二三名	滝波 宏文君	鶴保 庸介君	岸 真紀子君	木戸口英司君
片山 大介君	金子 道仁君	賛成者氏名	二二三名	出川 桃子君	友納 理緒君	熊谷 裕人君	郡山りょう君
串田 誠一君	佐々木りえ君	賛成者氏名	二二三名	永井 学君	中曾根弘文君	古賀 千景君	古賀 之士君
柴田 巧君	石 平君	賛成者氏名	二二三名	中西 祐介君	西田 昌司君	小島とも子君	小西 洋之君
高木かおり君	中条きよし君	賛成者氏名	二二三名	西田 英範君	野上浩太郎君	斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
新実 彰平君	松沢 成文君	賛成者氏名	二二三名	野村 哲郎君	橋本 聖子君	柴 愼一君	杉尾 秀哉君
松野 明美君	安達 悠司君	賛成者氏名	二二三名	長谷川 岳君	長谷川英晴君	高木 真理君	田島麻衣子君
安藤 裕君	岩本 麻奈君	賛成者氏名	二二三名	馬場 成志君	東野 秀樹君	田名部匡代君	辻元 清美君
梅村みずほ君	大津 力君	賛成者氏名	二二三名	福岡 資麿君	福山 守君	徳永 エリ君	長浜 博行君
神谷 宗幣君	後藤 翔太君	賛成者氏名	二二三名	藤井 一博君	藤川 政人君	羽田 次郎君	広田 一君
櫻井 祥子君	塩入 清香君	賛成者氏名	二二三名	藤木 真也君	船橋 利実君	福士 珠美君	福島みずほ君
杉本 純子君	中田 優子君	賛成者氏名	二二三名	古川 俊治君	星 北斗君	牧山ひろえ君	三上 えり君
初鹿野裕樹君	松田 学君	賛成者氏名	二二三名	堀井 巖君	本田 顕子君	水岡 俊一君	村田 享子君
宮出 千慧君	山中 泉君	賛成者氏名	二二三名	舞立 昇治君	牧野たかお君	森 ゆうこ君	森本 真治君
岩渕 友君	吉良よし子君	賛成者氏名	二二三名	松川 るい君	松下 新平君	山内佳菜子君	横沢 高德君
小池 晃君	白川 容子君	賛成者氏名	二二三名	松村 祥史君	松山 政司君	吉川 沙織君	吉田 忠智君

片山 大介君	金子 道仁君	山本 太郎君	安野 貴博君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君	打越さく良君	小沢 雅仁君
岡崎 太君	嘉田由紀子君	木村 英子君	天島 大輔君	進藤金日子君	末松 信介君	石橋 通宏君	泉 房穂君
猪瀬 直樹君	上野ほたる君	大島九州男君	奥田ふみよ君	自見はなこ君	清水 真人君	青木 愛君	石垣のりこ君
石井 苗子君	石井めぐみ君	山添 拓君	伊勢崎賢治君	櫻井 充君	佐藤 啓君	脇 雅昭君	渡辺 猛之君
青島 健太君	浅田 均君	大門実紀史君	仁比 聡平君	こやり隆史君	酒井 庸行君	若井 敦子君	若林 洋平君
宮崎 勝君	横山 信一君	小池 晃君	白川 容子君	小林 一大君	小林孝一郎君	山本 順三君	吉井 章君
平木 大作君	三浦 信祐君	岩渕 友君	吉良よし子君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	山本 啓介君	山本佐知子君
西田 実仁君	原田大二郎君	小池 晃君	白川 容子君	見坂 茂範君	上月 良祐君	山下 雄平君	山田 太郎君
谷合 正明君	司 隆史君	岩渕 友君	吉良よし子君	神谷 政幸君	北村 経夫君	山下 雄平君	山田 太郎君
竹内 真二君	竹谷とし子君	望月 良男君	福山 哲郎君	加藤 明良君	かまやち敏君	森 まさこ君	山崎 正昭君
杉 久武君	高橋 光男君	平山佐知子君	福山 哲郎君	小野田紀美君	梶原 大介君	三原じゅん子君	宮沢 洋一君
里見 隆治君	下野 六太君	寺田 静君	ながえ孝子君	小川 克巳君	越智 俊之君	松村 祥史君	松山 政司君
窪田 哲也君	佐々木雅文君	尾辻 朋実君	齊藤健一郎君	大家 敏志君	岡田 直樹君	松川 るい君	松下 新平君
上田 勇君	川村 雄大君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	白井 正一君	江島 潔君	舞立 昇治君	牧野たかお君
石川 博崇君	伊藤 孝江君	北村 晴男君	百田 尚樹君	いんどう周作君	上野 通子君	堀井 巖君	本田 顕子君
山田 吉彦君	秋野 公造君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	今井絵理子君	岩本 剛人君	古川 俊治君	星 北斗君
舟山 康江君	水野 孝一君	宮出 千慧君	山中 泉君	井上 義行君	猪口 邦子君	藤木 眞也君	船橋 利実君
原田 秀一君	平戸 航太君	初鹿野裕樹君	松田 学君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	藤井 一博君	藤川 政人君
浜口 誠君	浜野 喜史君	杉本 純子君	中田 優子君	石井 準一君	石井 浩郎君	福岡 資麿君	福山 守君
庭田 幸恵君	芳賀 道也君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	有村 治子君	生稻 晃子君	馬場 成志君	東野 秀樹君
田村 まみ君	堂込麻紀子君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君	朝日健太郎君	阿達 雅志君	長谷川 岳君	長谷川英晴君
榛葉賀津也君	竹詰 仁君	梅村みずほ君	大津 力君	赤松 健君	浅尾慶一郎君	野村 哲郎君	橋本 聖子君
後藤 斎君	小林さやか君	安藤 裕君	岩本 麻奈君	青木 一彦君	青山 繁晴君	中西 祐介君	野上浩太郎君
かごしま彰宏君	川合 孝典君	松野 明美君	安達 悠司君	青木 一彦君	二四一名	永井 学君	西田 昌司君
江原くみ子君	奥村 祥大君	新実 彰平君	松沢 成文君	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	出川 桃子君	友納 理緒君
上田 清司君	牛田 菜友君	高木かおり君	中条きよし君	賛成者氏名	二四一名	滝波 宏文君	中曽根弘文君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	柴田 巧君	石 平君	青木 一彦君	青山 繁晴君	高橋 克法君	西田 昌司君
足立 康史君	磯崎 哲史君	申田 誠一君	佐々木りえ君	赤松 健君	浅尾慶一郎君	高橋はるみ君	野上浩太郎君
ラサール石井君	蓮 舫君	申田 誠一君	佐々木りえ君	朝日健太郎君	阿達 雅志君	滝波 宏文君	橋本 聖子君

反対者氏名

一四名

令和七年十二月十六日 参議院會議録第十号 投票者氏名

原田 秀一君	平戸 航太君	宮出 千慧君	山中 泉君	白井 正一君	江島 潔君	舞立 昇治君	牧野たかお君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	舟山 康江君	水野 孝一君	岩渕 友君	吉良よし子君	大家 敏志君	岡田 直樹君
岸 真紀子君	木戸口英司君	山田 吉彦君	秋野 公造君	小池 晃君	白川 容子君	小川 克巳君	越智 俊之君
熊谷 裕人君	郡山りよう君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	大門実紀史君	仁比 聡平君	小野田紀美君	梶原 大介君
古賀 千景君	古賀 之士君	上田 勇君	川村 雄大君	山添 拓君	北村 晴男君	加田 裕之君	片山さつき君
小島とも子君	小西 洋之君	窪田 哲也君	佐々木雅文君	百田 尚樹君	伊波 洋一君	加藤 明良君	かまやち敏君
齋藤 嘉隆君	塩村あやか君	里見 隆治君	下野 六太君	高良 沙哉君	安野 貴博君	神谷 政幸君	北村 経夫君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	杉 久武君	高橋 光男君	尾辻 朋実君	齊藤健一郎君	見坂 茂範君	上月 良祐君
高木 真理君	田島麻衣子君	竹内 真二君	竹谷とし子君	寺田 静君	ながえ孝子君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
田名部匡代君	辻元 清美君	谷合 正明君	司 隆史君	平山佐知子君	福山 哲郎君	小林 一大君	小林孝一郎君
徳永 エリ君	長浜 博行君	西田 実仁君	原田大二郎君	望月 良男君		こやり隆史君	酒井 庸行君
羽田 次郎君	広田 一君	平木 大作君	三浦 信祐君			櫻井 充君	佐藤 啓君
福士 珠美君	福島みずほ君	宮崎 勝君	横山 信一君			自見はなこ君	清水 真人君
牧山ひろえ君	三上 えり君	青島 健太君	浅田 均君	反対者氏名	六名	進藤金日子君	末松 信介君
水岡 俊一君	村田 享子君	石井 苗子君	石井めぐみ君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
森 ゆうこ君	森本 真治君	猪瀬 直樹君	上野ほたる君	奥田ふみよ君	木村 英子君	高橋 克法君	高橋はるみ君
山内佳菜子君	横沢 高德君	岡崎 太君	嘉田由紀子君	天島 大輔君	山本 太郎君	滝波 宏文君	鶴保 庸介君
吉川 沙織君	吉田 忠智君	片山 大介君	金子 道仁君			出川 桃子君	友納 理緒君
ラサール石井君	蓮 舫君	串田 誠一君	佐々木りえ君	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を 改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		永井 学君	中曾根弘文君
足立 康史君	磯崎 哲史君	柴田 巧君	石 平君	賛成者氏名	二四〇名	中西 祐介君	西田 昌司君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	高木かおり君	中条きよし君	青木 一彦君	青山 繁晴君	野村 哲郎君	野上浩太郎君
上田 清司君	牛田 茉友君	新実 彰平君	松沢 成文君	赤松 健君	浅尾慶一郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君
江原くみ子君	奥村 祥大君	松野 明美君	安達 悠司君	朝日健太郎君	阿達 雅志君	馬場 成志君	長谷川英晴君
かこしま彰宏君	川合 孝典君	安藤 裕君	岩本 麻奈君	有村 治子君	生稲 晃子君	福岡 資麿君	東野 秀樹君
後藤 齋君	小林さやか君	梅村みずほ君	大津 力君	石井 準一君	石井 浩郎君	藤岡 一博君	福山 守君
榛葉賀津也君	竹詰 仁君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	藤井 眞也君	藤川 政人君
田村 まみ君	堂込麻紀子君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	井上 義行君	猪口 邦子君	古川 俊治君	船橋 利実君
庭田 幸恵君	芳賀 道也君	杉本 純子君	中田 優子君	今井絵理子君	岩本 剛人君	堀井 巖君	星 北斗君
浜口 誠君	浜野 喜史君	初鹿野裕樹君	松田 学君	いんどう周作君	上野 通子君	舞立 昇治君	本田 颯子君

森 ゆうこ君	森 真治君	猪瀬 直樹君	上野はたる君	天晶 大輔君	山本 太郎君	滝波 宏文君	鶴保 庸介君
水岡 俊一君	村田 享子君	石井 苗子君	石井めぐみ君	奥田ふみよ君	木村 英子君	高橋 克法君	高橋はるみ君
牧山ひろえ君	三上 えり君	青島 健太君	浅田 均君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
富士 珠美君	福島みずほ君	宮崎 勝君	横山 信一君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	進藤金日子君	末松 信介君
羽田 次郎君	広田 一君	平木 大作君	三浦 信祐君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	自見はなこ君	清水 真人君
徳永 エリ君	長浜 博行君	西田 実仁君	原田大二郎君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	櫻井 充君	佐藤 啓君
田名部匡代君	辻元 清美君	谷合 正明君	司 隆史君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	こやり隆史君	酒井 庸行君
高木 真理君	田島麻衣子君	竹内 真二君	竹谷とし子君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	小林 一大君	小林孝一郎君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	杉 久武君	高橋 光男君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	里見 隆治君	下野 六太君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	見坂 茂範君	上月 良祐君
小島とも子君	小西 洋之君	窪田 哲也君	佐々木雅文君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	神谷 政幸君	北村 経夫君
古賀 千景君	古賀 之士君	上田 勇君	川村 雄大君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	加藤 明良君	かまやち敏君
熊谷 裕人君	郡山りょう君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	加田 裕之君	片山さつき君
岸 真紀子君	木戸口英司君	山田 吉彦君	秋野 公造君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	小野田紀美君	梶原 大介君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	舟山 康江君	水野 孝一君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	小川 克巳君	越智 俊之君
打越さく良君	小沢 雅仁君	原田 秀一君	平戸 航太君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	白井 正一君	岡田 直樹君
石橋 通宏君	泉 房穂君	浜口 誠君	浜野 喜史君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	白井 正一君	江島 潔君
青木 愛君	石垣のりこ君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	今井絵理子君	岩本 剛人君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
若井 敦子君	若林 洋平君	後藤 斎君	小林さやか君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	井上 義行君	猪口 邦子君
山本 啓介君	山本佐知子君	かごしま彰宏君	川合 孝典君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	石井 準一君	石井 浩郎君
山下 雄平君	山田 太郎君	江原くみ子君	奥村 祥大君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	朝日健太郎君	阿達 雅志君
森 まさこ君	山崎 正昭君	伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	赤松 健君	浅尾慶一郎君
宮本 和宏君	宮本 周司君	足立 康史君	磯崎 哲史君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	青木 一彦君	青山 繁晴君
三原じゅん子君	宮沢 洋一君	ラサール石井君	蓮 舫君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	中条きよし君	浅尾慶一郎君
松村 祥史君	松山 政司君	吉川 沙織君	吉田 忠智君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	石 平君	二四一名
松川 るい君	松下 新平君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	岡崎 太君	嘉田由紀子君
吉川 沙織君	吉田 忠智君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	片山 大介君	金子 道仁君
吉田 忠智君	吉田 忠智君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	串田 誠一君	佐々木りえ君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	柴田 巧君	石 平君
伊藤 辰夫君	伊藤 辰夫君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	高木かおり君	中条きよし君
牛田 栄友君	牛田 栄友君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	新実 彰平君	松沢 成文君
奥村 祥大君	奥村 祥大君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	松野 明美君	安達 悠司君
川合 孝典君	川合 孝典君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	安藤 裕君	岩本 麻奈君
小林さやか君	小林さやか君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	梅村みずほ君	岩本 麻奈君
竹詰 仁君	竹詰 仁君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	後藤 翔太君	大津 力君
堂込麻紀子君	堂込麻紀子君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	塩入 清香君	櫻井 祥子君
芳賀 道也君	芳賀 道也君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	中田 優子君	杉本 純子君
浜野 喜史君	浜野 喜史君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	松田 学君	初鹿野裕樹君
平戸 航太君	平戸 航太君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	山中 泉君	宮出 千慧君
水野 孝一君	水野 孝一君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	吉良よし子君	岩渕 友君
秋野 公造君	秋野 公造君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	白川 容子君	小池 晃君
伊藤 孝江君	伊藤 孝江君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	仁比 聡平君	大門実紀史君
川村 雄大君	川村 雄大君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	北村 晴男君	山添 拓君
佐々木雅文君	佐々木雅文君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	伊波 洋一君	百田 尚樹君
下野 六太君	下野 六太君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	安野 貴博君	高良 沙哉君
高橋 光男君	高橋 光男君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	齊藤健一郎君	尾辻 朋実君
竹谷とし子君	竹谷とし子君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	ながえ孝子君	寺田 静君
司 隆史君	司 隆史君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	福山 哲郎君	平山佐知子君
原田大二郎君	原田大二郎君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	望月 良男君	小林孝一郎君
三浦 信祐君	三浦 信祐君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	櫻井 充君	酒井 庸行君
横山 信一君	横山 信一君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	自見はなこ君	佐藤 啓君
浅田 均君	浅田 均君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	進藤金日子君	清水 真人君
石井めぐみ君	石井めぐみ君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	鈴木 大地君	末松 信介君
苗子君	苗子君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
直樹君	直樹君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	高橋 克法君	高橋はるみ君
上野はたる君	上野はたる君	山内佳菜子君	横沢 高德君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	滝波 宏文君	鶴保 庸介君

令和七年十二月十六日 参議院會議録第十号 投票者氏名

出川 桃子君	友納 理緒君	熊谷 裕人君	郡山りょう君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	大門実紀史君	仁比 聡平君
永井 学君	中曽根弘文君	古賀 千景君	古賀 之上君	上田 勇君	川村 雄大君	山添 拓君	北村 晴男君
中西 祐介君	西田 昌司君	小島とも子君	小西 洋之君	窪田 哲也君	佐々木雅文君	百田 尚樹君	伊波 洋一君
西田 英範君	野上浩太郎君	斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	里見 隆治君	下野 六太君	高良 沙哉君	安野 貴博君
野村 哲郎君	橋本 聖子君	柴 慎一君	杉尾 秀哉君	杉 久武君	高橋 光男君	尾辻 朋実君	齊藤健一郎君
長谷川 岳君	長谷川英晴君	高木 真理君	田島麻衣子君	竹内 真二君	竹谷とし子君	寺田 静君	ながえ孝子君
馬場 成志君	東野 秀樹君	田名部匡代君	辻元 清美君	谷合 正明君	司 隆史君	平山佐知子君	福山 哲郎君
福岡 資麿君	福山 守君	徳永 エリ君	長浜 博行君	西田 実仁君	原田大二郎君	望月 良男君	
藤井 一博君	藤川 政人君	羽田 次郎君	広田 一君	平木 大作君	三浦 信祐君		
藤木 真也君	船橋 利実君	福土 珠美君	福島みずほ君	宮崎 勝君	横山 信一君	反対者氏名	六名
古川 俊治君	星 北斗君	牧山ひろえ君	三上 えり君	青島 健太君	浅田 均君	伊勢崎賢治君	大島九州男君
堀井 巖君	本田 顕子君	水岡 俊一君	村田 享子君	石井 苗子君	石井めぐみ君	奥田ふみよ君	木村 英子君
舞立 昇治君	牧野たかお君	森 ゆうこ君	森本 真治君	猪瀬 直樹君	上野ほたる君	天島 大輔君	山本 太郎君
松川 るい君	松下 新平君	山内佳菜子君	横沢 高德君	岡崎 太君	嘉田由紀子君		
松村 祥史君	松山 政司君	吉川 沙織君	吉田 忠智君	片山 大介君	金子 道仁君		
三原じゅん子君	宮沢 洋一君	ラサール石井君	蓮 一舫君	串田 誠一君	佐々木りえ君		
宮本 和宏君	宮本 周司君	足立 康史君	磯崎 哲史君	柴田 巧君	石 平君		
森 まさこ君	山崎 正昭君	伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	高木かおり君	中条きよし君		
山下 雄平君	山田 太郎君	上田 清司君	牛田 菜友君	新実 彰平君	松沢 成文君		
山田 宏君	山谷えり子君	江原くみ子君	奥村 祥大君	松野 明美君	安達 悠司君		
山本 啓介君	山本佐知子君	かごしま彰宏君	川合 孝典君	安藤 裕君	岩本 麻奈君		
山本 順三君	吉井 章君	後藤 斎君	小林さやか君	梅村みずほ君	大津 力君	賛成者氏名	二四一名
若井 敦子君	若林 洋平君	榎葉賀津也君	竹詰 仁君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君	青木 一彦君	青山 繁晴君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	朝日健太郎君	阿達 雅志君
青木 愛君	石垣のりこ君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	杉本 純子君	中田 優子君	有村 治子君	生稲 晃子君
石橋 通宏君	泉 房穂君	浜口 誠君	浜野 喜史君	初鹿野裕樹君	松田 学君	石井 準一君	石井 浩郎君
打越さく良君	小沢 雅仁君	原田 秀一君	平戸 航太君	岩瀨 友君	山中 泉君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	舟山 康江君	水野 孝一君	小池 晃君	吉良よし子君	井上 義行君	猪口 邦子君
岸 真紀子君	木戸口英司君	山田 吉彦君	秋野 公造君	白川 容子君	白井 正一君	今井絵理子君	岩本 剛人君
						いんどう周作君	上野 通子君
						江島 潔君	



高市内閣総理大臣の所信表明演説における「基地負担軽減」発言に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月二十七日

高良 沙哉

参議院議長 関口 昌一殿

高市内閣総理大臣の所信表明演説における

「基地負担軽減」発言に関する質問主意書

高市早苗内閣総理大臣は二〇二五年十月二十四日の所信表明演説において、「沖縄県を含む基地負担軽減に引き続き取り組みます。」と発言した。米軍基地を過重負担する沖縄県においては、米軍関係者による性暴力を始めとする凶悪犯罪が後を絶たない。沖縄県警によれば、二〇二五年九月末までに沖縄県内で発生した米軍関係者による犯罪の検挙件数は七十七件に上り、過去二十年間で最多とされていた二〇二四年の七十三件を既に上回った。米軍関係者と沖縄県民の居住地は隣接・混在しており、県民のみならず沖縄を訪れる観光客も度々被害を受けている。米軍関係者による犯罪は、減るどころか増える一方である。

NHKは二〇二五年十月二十八日、米海軍、海兵隊の関係者による犯罪を捜査する「アメリカ海軍犯罪捜査局」(NCIS)内部資料を情報公開請求によって入手したと報じた。NHKが得た情報の中には、日本の統計に計上されていない事件が多く含まれていた。米軍に占領された一九四五年

から今日まで、老若男女あらゆる世代が被害を受けてきた沖縄県民にとって、米軍関係者による犯罪事件は人権侵害の問題であることを踏まえ、犯罪の発生や関連する状況を的確に把握し、それに基づき早期の対策を講ずることが求められる。以上を踏まえて、以下質問する。

一 政府は、米軍関係者や日本に一時的に滞在する外国軍関係者による犯罪を早期かつ詳細に把握し、更なる犯罪の予防や課題の明確化につなげるべきである。米軍関係者及び日本に一時的に滞在する外国軍関係者による犯罪について、日本の捜査機関が逮捕、書類送検していない事件についても、政府は米軍等からの情報共有により詳細を把握できているか示されたい。把握できない事件がある場合、国民の安全と更なる犯罪の予防等に向け、詳細な情報を把握するための体制を整えるべきと考える。把握できない理由とともに、情報把握の体制構築に関する政府の見解を示されたい。

二 前記の沖縄県内で発生した米軍関係者による犯罪の検挙件数の増加に対する政府の見解を示されたい。

三 国内の米軍関係者には基地内に居住する者以外に、基地外の民間住宅地に居住する者が数多く存在する。二〇二四年十二月に発生した未成年者誘拐・性的暴行事件では、被疑者である米兵は基地外に居住しており、米軍基地のゲートにおいて未成年者の連れ込みを把握できない状況にあったと考えられる。また、二〇二五年四

月から五月にかけて、米軍関係者の飼い犬である闘犬種のピットブルが逃げ、民家の犬をかみ殺す事案が立て続けに発生した。当該米軍関係者は、自治体への飼い犬の登録をせず、逃げた際の通報もしなかったと報じられている。本来であれば、基地の内外を問わず米軍関係者は日本の法に従うべきであり、政府及び自治体は米軍関係者の居住実態を把握すべきである。

基地外に居住する米軍関係者の人数等について、政府は米軍から情報提供を受けているか示されたい。情報提供を受けている場合、基地外に居住する米軍関係者の人数について、最新の情報を沖縄県内の自治体ごととその日付とともに示されたい。情報提供を受けていない場合、その理由を示した上で、前記の米軍関係者による基地外の犯罪及び飼い犬の事件等への対応策・防止策を示されたい。また、自治体が基地外に居住する米軍関係者に関する情報を全く有していない現状について、政府の見解を示されたい。

四 米軍関係者は、日米地位協定の規定により入国審査を受けずに日本に入国することができる。米軍には、前科がある者も入隊できる「特別許可制度」があり、相当数が同制度の恩恵を受けているとの情報もある。米軍入隊時の特別許可制度について、政府が把握している情報を示されたい。

また、一般の入国審査では、前科のある外国人は入国不可となる可能性がある。しかし、特

別許可制度によって、前科のある外国人の入国を把握できない状況にある。こうした現状に対する政府の見解を示されたい。さらに、米軍関係者が国内で犯罪を起こした場合、海外における過去の犯罪歴を照会できるか、その手続とともに示されたい。

右質問する。

令和七年十二月九日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における「基地負担軽減」発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良沙哉君提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における「基地負担軽減」

発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「米軍関係者及び日本に一時的に滞在する外国軍関係者による犯罪について、日本の捜査機関が逮捕、書類送検していない事件」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。その上で申し上げます。日米間では、アメリカ合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族(以下「合衆国軍隊構成員等」という。)による事件・事故について、例えば、平成九年三月三十一日の在日米軍に係る事件・事故発生時におけ

る通報手続に関する日米合同委員会合意において、事件・事故の発生日時、発生場所等について、米政府の当局が、我が国政府の当局に対し、直ちに通報することとされており、同合意等に基づき適切に情報共有が行われるものと認識している。

いずれにせよ、合衆国軍隊構成員等による事件・事故は本来起きてはならないものであり、政府としては、米側に対して、綱紀粛正等を随時働きかけており、こうした事件・事故の防止に向けて、引き続き、米側とともに取り組んでまいりたい。

三については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第二十五条に基づいて設置された日米合同委員会の枠組みの中で、平成十六年から平成二十五年までの各年の三月末時点の在日米軍施設及び区域の内外に居住する合衆国軍隊構成員等の人数について、米側から情報の提供を受けており、平成十九年から平成二十五年までの各年の三月末時点の合衆国軍隊構成員等の人数については、日米間で調整の上、アメリカ合衆国軍隊の活動に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、可能な範囲で公表してきたところである。

等の人数的については、米側から、国際社会におけるアメリカ合衆国軍隊に対する脅威により、より厳しい考慮が必要であるとして懸念が示され、情報の提供がなされていないため、お尋ねの「基地外に居住する米軍関係者の人数について、最新の情報」をお答えすることは困難である。

その上で、合衆国軍隊構成員等による事件・事故は本来起きてはならないものであり、政府としては、米側に対して、綱紀粛正等を随時働きかけており、こうした事件・事故の防止に向けて、引き続き、米側とともに取り組んでまいりたい。

また、我が国政府及び地方公共団体に対し、お尋ねの「基地外に居住する米軍関係者に関する情報」を含む合衆国軍隊構成員等の人数に係る情報の提供がなされていない状況を踏まえ、当該情報の取扱いについて、引き続き米側と協議していく考えである。

四については、前段及び中段のお尋ねについては、御指摘の「特別許可制度」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、一般論として申し上げます。アメリカ合衆国軍隊が米国の法令に基づいて行う処分については、政府としてお答えする立場にない。その上で、合衆国軍隊構成員等の我が国への入国及び我が国からの出国に当たっては、日米地位協定第九条の規定に基づいて適切に手続がとられている。

後段のお尋ねについては、御指摘の「米軍関係者が国内で犯罪を起こした場合、海外における過去の犯罪歴」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、日米地位協定第十条6(a)において、「日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出・・・について、相互に援助しなければならない」とされている。

る。

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月二十七日  
参議院議長 関口 昌一殿  
高良 沙哉

辺野古新基地の建設事業に関する質問主意書  
書

高市早苗内閣総理大臣は二〇二五年十一月六日の参議院本会議において、普天間飛行場代替施設(以下「辺野古新基地」という。)に関し、「工事費については抑制に努めてまいります。」と答弁した。現在、辺野古新基地に係る工事費については、建設予定地である辺野古・大浦湾の軟弱地盤のため、大幅な増額が予想されている。

古新基地の建設が遅々として進まない状況の中、「世界一危険な飛行場」とされる普天間飛行場が住宅地の中心で運用され続けている。直近の実状としては、十一月二日から七日に米軍の即応演習が実施され、普天間飛行場を利用する米軍機の昼夜を問わない爆音に周辺住民が苦しめられた。普天間飛行場の早期閉鎖・返還のため、辺野古新基地の建設の現状を把握すべく、以下質問する。

一 辺野古新基地の建設事業に係る経費の総額について、事業開始当初の試算額を示されたい。また、現在の試算額を示されたい。

二 辺野古新基地の建設事業に係る経費について、現在までに支出された金額を示されたい。

三 辺野古新基地の建設事業については、沖縄県民が反対する中で強行されたため、県民は憲法で保障された抵抗運動を粘り強く行っている。同運動を抑制するために大規模な警備が行われており、ばくだいな予算が費やされている。建設事業を中止することで警備は不要になると考えるが、建設事業を開始してから現在に至るまでに支出された警備関連費の金額を示されたい。

四 辺野古・大浦湾は想定を超えた軟弱地盤であるため、経費の増額だけではなく工事期間の延長も必要と考える。辺野古新基地に係る工事の終了予定日を示されたい。

五 私が十一月十日に沖縄防衛局に尋ねたところ、辺野古新基地の滑走路の完成・提供までには、あと十二年掛かるとの回答を得た。その

間、普天間飛行場に係る様々な危険性を排除するため、政府はどのような対策を講ずる予定か、具体的に示されたい。

右質問する。

令和七年十二月九日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出辺野古新基地の建設事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良沙哉君提出辺野古新基地の建設事業に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「事業開始当初の試算額」及び「現在の試算額」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、普天間飛行場代替施設建設事業等に要する経費の概略については、変更もあり得ることを前提として、平成二十一年に少なくとも三千五百億円以上と見積もっていたところ、その後、キャンプ・シュワブ辺野古崎に隣接する大浦湾の水域において地盤改良工事を行う必要があることが確認されたこと等を踏まえ、令和元年に約九千三百億円と改めて見積もったところである。

二について

普天間飛行場代替施設建設事業等に要する経費の平成十八年度から令和六年度までの支出済

額の総額は、約六千四百八十三億円である。三について

お尋ねの「警備関連費」の具体的な範囲が明らかではないため、普天間飛行場代替施設建設事業等に要する経費の支出済額のうち、お尋ねに係る部分を特定して正確に把握することが困難であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「工事の終了予定日」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、普天間飛行場代替施設建設事業の工期等については、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第三項において準用する同法第十三条ノ二第一項の規定に基づき承認を得て着手することとなる工事に要する期間を九年三箇月、当該工事の着手から普天間飛行場代替施設の米国への提供に係る手続の完了までの期間を約十二年と見込んでいるものである。

五について

政府としては、住宅や学校で囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、普天間飛行場代替施設への移設を待つことなく、同飛行場の危険性の除去を進めてきているところである。

具体的には、同飛行場が有する三つの機能のうち、ティルト・ローター機MV-122(以下「MV-122」という。)等の運用機能について、

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号 質問主意書及び答弁書

平成二十五年以降、MV-122の飛行訓練の沖縄県外への移転を進めているところであり、また、空中給油機の運用機能について、平成二十六年八月、KC-130空中給油機十五機全ての岩国飛行場への移駐を実現しているとともに、緊急時における航空機受入れ機能について、九州の自衛隊基地へ移すことを決定し、平成三十年十月の日米間の合意に従って、必要となる施設整備を進めているところである。さらに、平成二十九年二月から、MV-122の機体の定期整備を木更津駐屯地で行っているところである。

政府としては、引き続き、普天間飛行場の危険性の除去を進め、沖縄の負担軽減に全力で取り組んでいきたいと考えている。

高市内閣総理大臣の所信表明演説における「強い沖縄経済」発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月二十七日

高良 沙哉

参議院議長 関口 昌一殿

高市内閣総理大臣の所信表明演説における

「強い沖縄経済」発言に関する質問主意書

高市早苗内閣総理大臣は二〇二五年十月二十四日の所信表明演説において、「沖縄県を含む基地

負担軽減に引き続き取り組みます。」「強い沖縄経済を作ります。」と発言した。これについて、以下質問する。

一 「強い沖縄経済」とは何か、具体的に示されたい。

二 「強い沖縄経済を作」るための具体策を示されたい。

三 沖縄県において、米軍基地は経済発展の阻害要因であると広く考えられている。沖縄県が二〇二五年一月三十日に公表した「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査」によれば、駐留軍用地跡地の有効活用により地域経済は発展すると示されている。例えば、既返還駐留軍用地における経済効果として、那覇新都心地区では、活動による直接経済効果が返還前年間五十二億円から返還後千六百三十四億円へと約三十二倍に増加した。小禄金城地区では、年間三十四億円から四百八十九億円(約十四倍)に、桑江・北前地区では、年間三億円から年間三百三十六億円(約百八倍)になり、活動による直接経済効果は返還後がはるかに高くなっている。

前記の検討調査を踏まえ、大規模な米軍基地を抱えたままの沖縄において、どのように経済を発展させ強い沖縄経済を作「ることを構想しているのか、政府の見解を示されたい。右質問する。

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号 質問主意書及び答弁書

令和七年十二月九日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における「強い沖縄経済」発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良沙哉君提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における「強い沖縄経済」

発言に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「沖縄振興基本方針」（令和四年五月十日内閣総理大臣決定）において、「沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済」として、「県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現すること」と示しているとおりである。

二について

お尋ねについては、令和七年十月二十二日の記者会見において、黄川田内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が「沖縄振興特別措置法や沖縄振興予算等のあらゆる政策手段を最大限に活用しながら、「強い沖縄経済」の実現に向けて、国家戦略として沖縄振興策を推進してまいります。」と述べているところである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、沖縄の発展のため、特に、基地負担の軽減をはじめとする基地問題への対応と

沖縄振興策の推進を、総合的に取り組むべき重要な政策課題と位置付けているところである。

集团殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月二十八日

参議院議長 関口 昌一殿

伊勢崎賢治

集团殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准に関する質問主意書

私が提出した「集团殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約批准に向けた同条約と国内法制との関係の整理に関する質問主意書（第二百十九回国会質問第三号）」に対する答弁（内閣参質二一九第二三三号）、「千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二（C）の共謀に関する質問答弁（内閣参質二一九第二四号。以下「答弁二四号」という。）及び「ジェノサイドの慣習国際法化に関する質問主意書（第二百十九回国会質問第二八号）」に対する答弁（内閣参質二一九第二八号）を踏まえ、以下質問する。

一 一九九三年五月二十五日に国連安全保障理事会決議第八百二十七号が採択された当時、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程第四二及び三の規定並びに集团殺害犯罪の防止及び処罰

に関する条約（以下「ジェノサイド条約」という。）第二及び第三の規定の内容は、慣習国際法として成立していたと言えるか。

二 現時点において、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程第四二及び三の規定及びルワンダ国際刑事裁判所規程第二二及び三の規定並びにジェノサイド条約第二及び第三の規定の内容は、慣習国際法として成立していると言えるか。

三 二〇二五年五月二十八日の衆議院外務委員会において、岩屋毅外務大臣（当時）は、「例えば、このジェノサイド条約第三が規定する集团殺害の共同謀議、あるいは直接かつ公然の扇動という規定がございませぬけれども、その意味するところが必ずしも明確ではないといったこともございませぬ」と答弁した。

しかし、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程及びルワンダ国際刑事裁判所規程に規定するジェノサイドの「共謀」及び「煽動」の内容については、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所及びルワンダ国際刑事裁判所の累次の判例により、その内容が明らかにされてきた。

現時点において、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程及びルワンダ国際刑事裁判所規程並びにジェノサイド条約に規定するジェノサイドの「共謀」及び「煽動」の内容は、慣習国際法として成立していると言えるか。

四 政府は、答弁二四号において、千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約（昭和三十年条約第十八号）第二（C）に規定す

る「共謀」とは、「刑法（明治四十年法律第四十五号）第一編第十一章に規定する共犯に当たたるものである」とし、同条（C）に係る部分については、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条及び第六十八条の二並びに刑法第一編第十一章の規定によって担保されている」と答弁した。

ジェノサイド条約第三（b）が規定するジェノサイドの「共同謀議」は、英語正文では「conspiracy」である。答弁二四号のとおり、千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二（C）に規定する「conspiracy」とは、刑法第一編第十一章に規定する共犯に当たたるものであり、刑法の共犯の規定によって同条（C）の「conspiracy」に係る部分が担保されるのであれば、ジェノサイド条約第三（b）が規定するジェノサイドの「conspiracy」の規定も、刑法の共犯の規定によって担保することができるのではないか。刑法の共犯の規定により担保することができないのであれば、その理由は何か。

右質問する。

令和七年十二月九日 内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員伊勢崎賢治君提出集团殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊勢崎賢治君提出集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准に関する質問に対する答弁書

一及び二について

慣習国際法が成立するためには、諸国家の行為の積み重ねを通じて一定の国際的慣行が成立していること、すなわち一般慣行及びそれを法的義務として確信する諸国家の信念、すなわち法的確信が存在することが必要であるが、お尋ねの「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程第四条二及び三の規定並びに集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約・・・第二条及び第三条の規定の内容」が「一九九三年五月二十五日に国連安全保障理事会決議第八百二十七号が採択された当時」において慣習国際法として成立していたと言えるか、及びお尋ねの「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程第四条二及び三の規定及びルワンダ国際刑事裁判所規程第二条二及び三の規定並びにジェノサイド条約第二条及び第三条の規定の内容」が「現時点において」慣習国際法として成立していると言えるかについて、様々な議論があると承知しており、断定的にお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「その内容が明らかにされてきた」及びお尋ねの「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程及びルワンダ国際刑事裁判所規程並びにジェノサイド条約に規定するジェノサイドの「共謀」及び「煽動」の内容」の意味するところが

令和七年十二月十六日 参議院会議録第十号 質問主意書及び答弁書

必ずしも明らかではないが、一般に、慣習国際法が成立するためには、諸国家の行為の積み重ねを通じて一定の国際的慣行が成立していること、すなわち一般慣行及びそれを法的義務として確信する諸国家の信念、すなわち法的確信が存在することが必要であり、お尋ねの「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程及びルワンダ国際刑事裁判所規程並びにジェノサイド条約」が現時点において慣習国際法として成立していると言えるかについては、様々な議論があると承知しており、断定的にお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「ジェノサイド条約第三条(b)が規定するジェノサイドの「共同謀議」については、令和七年五月二十八日の衆議院外務委員会において、岩屋外務大臣(当時)が述べているとおり、「その意味するところが必ずしも明確ではなく、また、御指摘の「千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約(昭和三十年条約第十八号)第二条(c)に規定する「共謀」との内容の異同が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

要介護認定に係る制度の改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月二日

塩村あやか

参議院議長 関口 昌一殿

要介護認定に係る制度の改善に関する質問主意書

現在の介護保険制度では、被保険者が加齢に伴う疾病等により常時介護を必要とする状態(要介護状態)や家事や身支度等の日常生活に支援が必要であると見込まれる状態(要支援状態)となり、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ)を受けたときに介護サービスを受けることができる。要介護認定は、介護サービスの必要度と被保険者の健康の維持・改善の可能性の観点等を踏まえ、市町村等に設置される介護認定審査会が行う。要介護認定の基準については、全国一律に、客観的に定めることとなっているが、現場の認定調査員によれば、調査から審査判定に至る各過程で不都合が生じている。

以上を踏まえて、以下質問する。  
一 要介護認定の調査方法の見直しは、二〇〇九年十月以降、十五年以上行われていない。この間、介護をめぐる状況は変化しているが、調査項目は変化していない。また、現場の認定調査員によれば、身の危険を感じつつも見ず知らずの家に単身で調査に行かなければならないこともある中、同調査員に対するいわゆる「ガスハラ」が増加している。さらに、認定調査員が病院を訪れて認定調査を実施する場合、看護師が

非協力的なために聞き取りに支障を来す事例も発生している。

調査項目や調査手法の見直しを検討すべきと考え、政府の見解を示されたい。

二 要介護認定に際しては、認定調査票に基づく基本調査の結果及び主治医による意見書の二点が求められる。しかし、両資料における調査対象者の状態に関する記述に乖離がある場合、介護認定審査会から再調査を求められ、審査判定までに追加の時間を要する場合があります。

主治医による意見書の作成については、認定調査から大幅に遅れる事例がある。また、現場の認定調査員によれば、意見書を作成する担当医の不足のため、適切な判断がなされず、適当な審査判定に結びつかない事例もある。

認定調査においては、調査日の過去一週間の状況を確認するため、調査対象者が一週間、同一の場所にとどまることを前提にしていると考えられる。しかし、介護保険上及び保険外のサービスの多様化によってそれが困難となる事例がある。

政府として、これらの問題を是正する取組を行う考えはあるか示されたい。

三 介護認定審査会は保健・医療・福祉の専門家により構成される。介護認定審査会では、一回当たり四十件前後を審査するが、認定に関する資料は膨大であり、事前に全てを読み込むことは難しく、正確な審査判定を行うことは困難であると関係者から指摘を受けている。また、保

除者ことに介護認定審査会の進め方等が異なるため、同程度の介護の必要度がある被保険者であっても居住地(保険者)によって審査判定に差異があるとの指摘も受けている。政府として、要介護認定に係る基準の全国的な統一性をどのように担保するか、保険者による介護認定審査会の適正な運営をどのように担保するか示されたい。

四 要介護認定の更新認定で要介護度が低くなった場合や、被保険者や主治医の見立てよりも低い要介護度と認定された場合等に、希望する要介護度に認定されるまで繰り返し申請を行い、その結果として認定申請件数が過剰に増加しているとの指摘を関係者から受けている。このような事例への対応策を示されたい。

五 医療関係者の中には、当面サービスを利用する予定がない介護保険の被保険者に対し、将来的な利用に備えた認定申請を推奨している事例がある。これにより認定申請件数が増え、現時点で介護保険サービスを必要としている被保険者の審査判定が遅れるという事態も生じている。政府はこの問題にどのように対処するか示されたい。

令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員塩村あやか君提出要介護認定に係る制度の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出要介護認定に係る制度の改善に関する質問に対する答弁書

一について

令和七年六月二日に開催された第百二十一回社会保障審議会介護保険部会の資料三「要介護認定について」において、「在宅介護等のケア時間及びケア内容の調査」の「対応方針」として、「在宅で介護保険サービスを利用する方の介護の内容が、現行の二次判定に反映されていない旨の指摘を踏まえ、現行の要介護認定における一次判定の妥当性の検証のため、在宅介護等のケア時間及びケア内容の調査を実施する。具体的には、令和七年度に在宅、通所などの介護保険サービスの利用者について、ケア時間及びケア内容の調査を実施し、その結果を介護保険部に改めて報告することとする」としているところ、お尋ねの「調査項目」については、当該「要介護認定における二次判定の妥当性の検証」を行う中で、必要な「見直し」について検討することとしている。

また、御指摘の「認定調査員」に対する「いわゆる「カスハラ」の「増加」や「看護師が非協力的なために聞き取りに支障を来す事例」について具体的かつ詳細に把握していないところ、お尋

ねの「調査手法」については、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十七条第二項等の規定に基づき、御指摘の「認定調査員」において、要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)を申請する被保険者を面接し、その心身の状況、当該者の置かれている環境等について、調査をすることとし、具体的には、「認定調査票記入の手引き」(平成二十一年九月三十日付け老老発〇九三〇

第二号厚生労働省老健局老人保健課長通知別添一。以下「認定調査票記入の手引き」という。)において、例えば、「拘縮の有無」については、・・・他動運動により目的とする確認動作・・・ができるか否かにより確認する」等としておられるとおり、御指摘の「認定調査員が当該被保険者に対面で調査をすることが必要であるところ、現時点において、当該手法の「見直し」が必要であるとは考えていない。

二について

御指摘の「両資料における調査対象者の状態に関する記述に乖離がある場合」の「再調査」については、要介護認定等を適切に実施する上で必要なものであると考えているため、これに「追加の時間を要すること自体が「是正すべき問題」であるとは考えておらず、いずれにせよ、御指摘の「認定調査票」の記入及び「主治医による意見書の作成」については、それぞれ、認定調査票記入の手引き及び「主治医意見書記入の手引き」(平成二十一年九月三十日付け老老

発〇九三〇第二号厚生労働省老健局老人保健課長通知別添二)を示しているところ、これに基づき、適切に対応されているものと承知している。

また、御指摘の「主治医による意見書の作成」が「認定調査から大幅に遅れる事例」を「是正する取組」については、「認定審査期間等の公表について」(令和七年三月三十一日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡。以下「事務連絡」という。)において、都道府県等(都道府県、市町村又は特別区をいう。)に対して、「介護保険法第二十七条第一項において、要介護認定申請に対する処分は、原則として「当該申請のあつた日から三十日以内になければならない」と規定されており、認定者数が増加する中、より適切なサービスを提供する観点から、各保険者が要介護認定等を迅速かつ適切に実施することが求められます」とした上で、「認定審査を三十日以内に実施するための、認定審査期間における要介護認定の調査及び審査の各段階のうち、「主治医意見書の入手」については、「主治医意見書の作成依頼から十三日以内」と示すとともに、「保険者における要介護認定事務の効率化、迅速化に係る取組例」の中で「主治医意見書の入手」として「主治医意見書を電子的に読み込んで処理することで、一次判定や認定審査会資料の作成事務の効率化を図っている」ことを示しているところである。また、御指摘の「担当医の不足」の具体的に意味するところが必

ずしも明らかではなく、御指摘の「適当な審査判定に結びつかない事例」について具体的かつ詳細に把握していないが、法第二十七条第三項の規定において、「市町村は、・・・申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとする。ただし、当該被保険者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該被保険者に対して、その診断を受けるべきことを命ずることができない」としているところ、これに基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、適切に対応されるものと考えている。

さらに、御指摘の「認定調査」については、認定調査票記入の手引きにおいて、「認定調査の実施場所については、原則として日頃の状況を把握できる場所とする。・・・病院や施設等で認定調査を実施する場合は、調査対象者の病室や居室等、通常過ごしている場所を確認する等としているところ、御指摘のように「調査対象者が一週間、同一の場所にとどまることを前提としている」ものではないため、このことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

三について  
お尋ねについては、「介護認定審査会運営要綱(平成二十一年九月三十日付け老発〇九三〇

第六号厚生労働省老健局長通知別添)において、都道府県に対して、法第十四条に規定する介護認定審査会の適切な運営に資するため、「審査及び判定の手順」として「検討過程」等について示すとともに、同審査会の委員は「都道府県又は指定都市が実施する認定審査会委員に対する研修(認定審査会委員研修)を受講し、審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を確認すること」と示した上で、「介護保険事業費補助金交付要綱(平成十四年十二月四日付け厚生労働省発老第一二〇四〇〇一号厚生労働事務次官通知別紙)に定める「介護認定審査会委員研修事業」により当該研修に対する補助を行っているほか、厚生労働省が令和七年度においても実施している「要介護認定に係る調査及び適正化事業」により、「要介護認定に係る調査及び適正化事業調達仕様書」に基づき、「全国的な要介護認定の適正化を推進すること」を目的とし、「都道府県及び市町村等の求めに応じて、認定適正化専門員が個別の介護認定審査会を訪問し、合議体の審査を傍聴の上、介護認定審査会の運営手順や認定調査の状況等について、技術的助言を行う」等の取組を行っているところであり、これらを通じて、お尋ねの「要介護認定に係る基準の全国的な統一性」及び「保険者による介護認定審査会の適正な運営」の確保を図っているところである。

四について  
御指摘の「事例」について具体的かつ詳細に把握

していないため、お尋ねにお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、法第二十九条第一項の規定において、「要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、・・・市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる」としているところ、これに基づき、市町村において、適切に対応されているものと承知している。

五について  
御指摘の「事例」について具体的かつ詳細に把握していないため、お尋ねにお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、「被保険者の審査判定が遅れる」ことに関しては、令和七年三月十三日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣(当時)が「厚生労働省では、適正かつ迅速な認定の実施に資する観点から、・・・認定調査項目の見直しであったり、要介護更新認定等の有効期間の延長、認定審査会の簡素化などを行ってきております」と答弁したとおりであり、さらに、事務連絡において、「認定審査を三十日以内に実施するため、認定審査期間における要介護認定の調査及び審査の各段階について・・・参考となる期間」を示し、市町村に対して、「迅速かつ適切な要介護認定等の実施」を依頼しているところである。

高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。  
令和七年十二月三日  
石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿  
高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問主意書  
野田佳彦衆議院議員は、令和七年十一月二十六日の国家基本政策委員会合同審査会(以下「党首討論」という。)において、令和七年十一月七日の衆議院予算委員会における高市早苗内閣総理大臣の台湾有事に関する答弁(以下「総理答弁」という。)について発言した。これに対し、高市内閣総理大臣は、「質問者の方から台湾有事に限定して、またシーレーンの封鎖ということにも言及されての御質問がございました。そのときに、私も具体的なことに言及したいとは思いませんでしたけれども、事予算委員会でございます。ですから、政府のこれまでの答弁をただもう一度、もう一度と繰り返すだけでは、場合によってはこれは予算委員会を止められてしまう可能性もあるということですので、やはり国会議員、国会議員の皆様は全国民の代表でございます。具体的な事例を挙げて聞かれましたので、その範囲で私は誠実にお答えをしたいと思います。」と発言した(以下「総理発言」という。)。総理発言を受け、野田衆議院議員

は党首討論後、従来の政府統一見解を上書きするような言い方であり、事実上の撤回だったと受け止めた旨の認識を示した。

総理答弁については、中国政府から強く撤回を求められている。高市内閣総理大臣は、令和七年十一月十日の衆議院予算委員会における大串博志衆議院議員の質疑に対し、「政府の従来の見解に沿ったものでございますので、特に撤回、取消しをするつもりはございません。」と答弁したが、これにより中国政府の態度が硬化したと考える。

存立危機事態に該当するか否かは、「実際に発生した事態の個別具体的な状況に応じて、政府が全ての情報を総合して判断する」が政府の従来の見解である。現在もこの見解を踏襲している場合、総理答弁において「戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースである」とし、「どう考えても」と強調したことによって、台湾有事は「政府が全ての情報を総合して判断する」までもなく存立危機事態になり得ると解されるため、政府の従来の見解とは矛盾していると考ええる。

一 総理発言によつて総理答弁における「どう考えても存立危機事態になり得る」との答弁は撤回されたと野田衆議院議員は認識を示している。政府も同様に、答弁は撤回されたとの認識か、それとも、答弁は撤回されていないとの認識か、いずれも見解を示されたい。

二 総理発言には「具体的なことに言及したいとは思いませんでした」、「予算委員会を止められてしまう可能性もあるということ」、「具体的な事例を挙げて聞かれましたので、その範囲で私は誠実にお答えをした」とある。これらによれば、高市内閣総理大臣は、「どう考えても存立危機事態になり得る」との総理答弁について、不用意に個人的な見解を述べてしまったと考えているように捉えられる。政府は、高市内閣総理大臣が政府の見解とは異なる個人的な見解を答弁したと認識しているか示されたい。

三 「どう考えても存立危機事態になり得る」との総理答弁が、「政府が全ての情報を総合して判断する」範囲内と認識している場合、「どう考えても」と「全ての情報を総合して」が矛盾しない理由を説明されたい。

四 内閣総理大臣は、政府の見解とは異なる個人的な見解について、個人的な見解であると表明せずに発言や答弁をすべきでないと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問に対する答弁書  
一から三までについて  
御指摘の「答弁は撤回された」と…認識並びにお尋ねの「政府の見解とは異なる個人的な見解」及び「範囲内と認識」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府がその持ち得る全ての情報を総合して客観的かつ合理的に判断することとなるものであるというのが政府の見解であり、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十六号)が成立して以降、その旨を一貫して答弁してきている。

四について  
お尋ねの趣旨が明らかではなく、また、お尋ねの「政府の見解とは異なる個人的な見解」及び「表明せずに発言や答弁」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月三日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する質問主意書  
全国の地方公共団体において、公用車に搭載されたテレビ放送の受信が可能なカーナビ(以下「カーナビ」という。)に係るNHK受信料(以下「受信料」という。)が支払われていなかった事例が相次いで報道されている。また、受信料に関し、江崎英岐卓県知事は令和七年十一月二十六日、NHK幹部と東京都内で面談し、制度の見直しを求めた。

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第六十四条第一項は、特定受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結しなければならない旨規定している。特定受信設備にはテレビだけでなくカーナビやワンセグ機能付き携帯電話も含むと解されており、同解釈は判例においても支持されている。また、同条第四項は、NHKは、「あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、第一項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。」と規定しており、NHKの判断のみで地方公共団体の受信料を免除することはできず、総務大臣の認可を受けた基準が必要となる。政府機関が所有する公用車にカーナビが搭載されている場合、同様に受信料を支払う義務がある。

る。地方公共団体や政府機関が支払う受信料の原資は国民が納めた税金であるため、納税者はテレビ放送を視聴していないカーナビの受信料も間接的に負担していることになる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 政府機関が所有する公用車に搭載されたカーナビで、受信料が支払われていないものがあるか示されたい。ある場合、その台数と未払受信料の総額を示されたい。

二 地方公共団体や政府機関が所有する公用車にカーナビが搭載されていても、公務中にテレビ放送を視聴することはほぼ想定されない。地方公共団体や政府機関が支払う受信料の原資が税金であることを踏まえれば、テレビ放送の視聴がほぼ想定されないカーナビの受信料は、事実上、NHKに対する補助金と考えるが政府の見解を示されたい。

三 地方公共団体や政府機関が所有する公用車に搭載されたカーナビについては受信料を免除すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗  
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「政府機関」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、各府省本府省及び外局の内部部局が「所有する公用車に搭載されたカーナビで、受信料が支払われていないもの」のお尋ねの「台数」について、放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号。以下「法」という。)第六十四条第一項に規定する受信契約が日本放送協会(以下「協会」という。)と締結されていないため「受信料が支払われていないもの」として、確認できるものはない。

二について

協会の受信料については、平成二十九年十二月六日最高裁判所大法廷判決において、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告に及ぶことのないようにし、現実原告の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより原告の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求める」となされていることを踏まえると、御指摘のように「テレビ放送の視聴がほぼ想定されないカーナビの受信料は、事実上、NHKに対する補助金」であるとは考えていない。

三について

協会の受信料については、法第六十四条第四

項の規定により、協会が受信料の免除の基準を定め、総務大臣の認可を受けることとされており、お尋ねのように「受信料を免除すべき」か否かについては、一義的には、協会において判断されるべきものであると考えている。

